

平成26年度

包括外部監査結果報告書

(サマリー)

テーマ

公立大学法人県立広島大学に関する事務の執行及び経営の管理について

平成27年3月

広島県包括外部監査人

武井康年

目次横カッコ内のページ数は、監査結果報告書のページ数に対応

第2章 監査の結果	1
第2 個別の監査結果	1
1 管理運営	1
(3) 役員会	1
ウ 監査結果 (P13)	1
(4) 経営審議会	1
ウ 監査結果 (P14)	1
(5) 戦略・運営会議	2
ウ 監査結果 (P16)	2
(6) C I Oおよび I T戦略 (P16)	2
(7) 統合および法人化の効果	2
エ 監査結果 (P21)	2
2 人事関係	4
(1) 教職員の採用形態	4
ウ 監査結果 (P30)	4
(2) 給与制度	4
オ 監査結果 (P33)	4
(4) 人事管理	5
イ 監査結果 (P40)	5
3 財務会計	7
(1) 総論	7
イ 他大学の財務指標との比較分析 (P46)	7
a 管理費率 (P48)	7
b 人件費率等 (P49)	8
c 教育研究費率 (P49)	8
d 公費負担割合 (P50)	9
e 財務指標分析について (P50)	9
(2) 予算	10
ウ 監査結果	10
(イ) キャンパス外壁崩落の修繕等について	10
a 外壁崩落の調査・修繕等の対応範囲について (P53)	10
b 大学設備等の修繕計画および当該修繕について (P55)	11
(3) 会計基準への準拠性	13
イ 監査結果 (P58)	13

(4) 運営管理の有効性・効率性	14
ア 遠隔講義システム	14
(ウ) 遠隔講義システムの必要性 (P62)	14
(エ) 今後の課題	14
a 有効性の追求 (P63)	14
b 経済合理性の検討	15
(a) 導入時の問題点 (P63)	15
(b) 維持管理の問題点 (P64)	15
(c) 入札について (P64)	16
c 効率性の向上	16
(a) 導入時の問題点 (P65)	16
(b) 有効活用方法の検討 (P66)	17
d アンケートの必要性 (P67)	17
イ 固定資産の現物管理	17
(イ) 監査結果 (P69)	17
ウ 管理物品の現物管理	18
(イ) 監査結果 (P70)	18
エ 情報機器等の管理	19
(ア) 取得等 (P71)	19
(イ) 廃棄 (P71)	19
(ウ) ソフトウェアライセンス管理 (P71)	19
(エ) 情報機器のRFIDによる物理的セキュリティ (P72)	19
オ 領収書管理	19
(イ) 監査結果 (P73)	19
カ 金庫鍵・法人印の保管 (P73)	20
(5) 事務執行の有効性・効率性	20
ア 旅費宿泊料 (P74)	20
イ 旅費以外の仮払い (P76)	20
ウ アプリケーションシステムの全学的管理 (P76)	21
(6) 業務処理の経済性	21
ア 教学システムと学生情報照会システムとの連携	21
(イ) 監査結果 (P77)	21
イ 文書管理システムの導入	21
(ウ) 監査結果 (P79)	21
ウ 授業料徴収業務の学内処理 (P79)	21
4 契約事務	22

(2) 随意契約の合規性	22
エ 監査結果 (P83)	22
5 評価システム	24
(1) 監査制度	24
ウ 制度の有効性・効率性 (P88)	24
(2) 業務評価体制	24
イ 監査結果 (P90)	24
(3) 教員の評価体制	25
ア 教員業績評価制度	25
(イ) 監査結果 (P91)	25
イ 学生による授業評価アンケート	25
(イ) 監査結果 (P93)	25
(4) 研究の評価体制	26
イ 監査結果 (P97)	26
(ア) 重点研究事業における事後評価の活用方法について	26
(イ) 基本研究における事後評価について	26
(5) 研修の評価体制	26
イ 監査結果	26
(ア) 職員研修について (P97)	26
(イ) 教員研修について (P101)	27
(6) 広報の評価体制	27
イ 監査結果 (P104)	27
6 リスク管理体制	28
(1) 危機管理体制全体について	28
オ 監査結果 (P111)	28
(2) 事例ごとの危機管理体制について	29
ア 火災時の学生・教職員の安全管理体制	29
(イ) 監査結果 (P114)	29
ウ 情報管理	30
(イ) 監査結果 (P118)	30

第2章 監査の結果

第2 個別の監査結果

1 管理運営

(3) 役員会

ウ 監査結果 (P13)

役員会における審議は、継続検討になったケースもあるが、ほとんどは原案のとおり承認されている(後掲資料編6役員会議事録参照)。審議過程については記録が残されていないため、議事録からは議論の経過は分からない。後の大学運営の参考にすることができるように、出席者(特に外部理事)の意見の概要を含む審議経過は、内部資料として記録に残しておくべきである。(意見)

上記のとおり、監事は役員会への出席義務は課せられていないが、その職務は業務監査にも及んでおり、これを適正に執行するためにも、役員会に出席して理事の業務執行を把握する必要があることから、会社法上の監査役同様の役員会出席義務を課すことが妥当であろう。(付記)

(4) 経営審議会

ウ 監査結果 (P14)

経営審議会は、前記のように役員会と合同で開催されているが、議事録を見る限り、第1回の経営審議会の審議事項を除き、審議事項、報告事項とも役員会と全く同じで、2つの会議体が単一の会議体におけるように議事が進行され、議案が承認されている。役員会の理事と経営審議会の委員を兼ねている者もいるので、合同で行う方が効率的である場合もあり、合同開催を否定するものではないが、両会議体の役割分担を意識した議事運営がなされるべきであろう。(意見)

経営審議会は、理事長および8名の委員で構成され、平成25年度は、外部委員は5名選任されている。経営審議会の設置の趣旨からは外部委員からの意見が積極的に取り入れられるべきであると考えられるにもかかわらず、平成25年度は、外部委員の出席率が芳しくない(うち1名は審議会に一度も出席していないし、50%の出席率の委員も2名いる)。重要な案件では事前に資料を送付し、意見を聴取する場合もあるとのことであるが、委員が一堂に会してそれぞれの知見を述べて意見交換することの重要性からも、外部委員の出席率の向上に向けた工夫が必要とされる。(意見)

(5) 戦略・運営会議

ウ 監査結果 (P16)

戦略・運営会議は、役員会、経営審議会が効率的に審議を進めることのできるようにするための原案を作成するという重要な機能を担っている。従来、役員会兼経営審議会においては、戦略・運営会議で作成された原案がそのまま承認されており、戦略・運営会議の果たす役割は大きい。戦略・運営会議では、各種の情報をもとに原案を作成していると考えられるが、その重要性に鑑み、今後とも役員会、経営審議会の強力な支援を行うことを期待する。(付記)

(6) C I OおよびI T戦略 (P16)

C I Oの設置もされず、具体的なI T戦略も存在しない現状では、I C Tを活用した効率的・効果的な大学運営を推進することは容易ではない。専門的能力を有した人をC I Oに選任し、①I T戦略の策定、②I T予算の審査、調整、③I T投資に係る業務改善、④共通システムの構築、⑤標準ルールの作成、⑥セキュリティの確保、⑦システム調達等に関する役割と権限を与えたうえで、C I Oを中心に、I T戦略および年度計画を立案し、予算を付したうえで、I C Tを活用した大学運営システムの整備をすべきである。(意見)

(7) 統合および法人化の効果

エ 監査結果 (P21)

上記の(ア)から(ク)の事項は、県立広島大学の統合や法人化の後に、管理運営に関して行われたいくつかの施策、制度の構築、事業の推進等について紹介したものである。これらは、統合して複数学部になったこと、また法人化して理事長、学長のリーダーシップが強化されたことによって可能になった事柄である。また、法人化によって、学部学科の再編や新しい部署、各種センターの設置を機動的に行うこともできるようになった。研究活動においても、より迅速にキャンパス横断的な実施が可能となり、広報活動においても各種の媒体を使い効率的に行うことができるようになったこともその成果である。

また、統合・法人化により内部統制システムに関しても、多くの管理運営に関するルールを整備し、危機管理体制を整え、事業の効率化・適正化に向けた諸施策を行っている。しかし、内部統制システムの効果が発揮されるためのモニタリングを実施する前提となる以下の点について、

十分な内部統制環境が整備されているとは言い難い。

- ① 全学的なリスク評価およびその対応・管理
- ② 内部統制の基本方針等の規程やマニュアルの整備
- ③ 関連する規程の見直しや重要な業務等の文書化
- ④ 全学的な内部統制管理体制の整備
- ⑤ 内部統制に関する継続的な教育

公立大学法人であっても学内ガバナンス向上のためには、内部統制に関する基本的な業務として、法人全体についてシステム的に対応し、PDCAサイクルによる継続的な改善が重要である。その結果として、内部統制の目的たる業務の有効性・効率性、法令等遵守、財務報告の信頼性を一定レベル以上に確保することが可能となる。このためにも、上記①から⑤をより充実させることが必要である。(意見)

少子化が叫ばれるようになって久しいが、これに伴い大学間競争が激化する中で、広報活動は、単に県立広島大学の情報を発信するだけでなく、積極的に斬新なアイデアに基づく経営戦略を立てて、大学の特徴を前面に打ち出し、広く受験生、世間にその魅力を発信するという「戦略的広報」に重点を置いた広報活動がより重要となる。この点に関し、平成27年度の広報戦略の立案に向け、平成26年7月に「県立広島大学広報戦略策定等に係る業務委託契約」が締結されたことは、その第一歩として評価することができる。今後も、戦略的広報を強力に推進すべきである。(意見)

現在の県立広島大学は、4学部を有する総合大学であるが、教育形態はキャンパスごとに完結する形で行われており、同一学年の学生全員が学部の垣根を越えて同じキャンパスで学びかつ親交を深めるというプログラムは用意されていない。入学式で全員が一堂に会するのみで、大学祭も卒業式も3つのキャンパスで分散して行われている。

現在の県立広島大学の学生は、総合大学の強みである学部を異にする学生との横のつながりを醸成する機会に恵まれていない。これでは、県立広島大学生としての連帯感が生まれ難く、共通のアイデンティティを持ってないのではないかと思われる。

教養教育期間のうち、一定期間を本部キャンパスにおいて学年全体を合同で教育するシステムを作るなどして、同じ大学の学生としての一体感を醸成する方策を講じて、全学生、教員、職員の総合力による大学力

の向上を目指すべきである。(意見)

2 人事関係

(1) 教職員の採用形態

ウ 監査結果 (P30)

法人化の利点の1つとして、プロパー職員の採用により専門性を有する職員を育成し効率的な事務遂行を可能にする点が挙げられるが、上表のとおり県派遣職員の比率は減少傾向にあり、法人化の利点を生かす方向で推移している。法人契約職員もプロパー職員に含めて考えると、全職員に占めるプロパー職員の比率は68.2%であり、平成25年度における全国の公立大学の事務職員におけるプロパー職員の平均比率52.4% (ファクトブックより) とくらべ、その比率は高いといえる。以上のような県派遣職員の比率の減少は、法人化の趣旨に沿うものである。また、一時的に必要な人員を法人契約職員の採用によって賄うという手法は、法人化のメリットを活かした柔軟な雇用形態の選択といえる。

しかし、法人契約職員の契約期間は基本3年であり、契約更新されない可能性があり、実際にも上述のとおり法人契約職員の平均勤続年数は3年未満であって、正規採用の法人職員に比べ、専門性のある職務に関するスキルを身に付けることが困難な面がある。また、上表のとおりプロパー職員と法人契約職員とでは時間外勤務状況において相当程度の開きがある。そのため、現在のように職員の半数近くを法人契約職員が占める状況では、特にプロパー職員に過度の業務負担がかかり、業務の効率性を損なっているのではないかと考えられる。将来的に要職を担う人材を育てるためにも、今後は、県派遣職員を減少させるという方針を維持しながら法人契約職員の比率も低減させ、既に行われている社会人経験者や学卒者の採用といったプロパー職員の比率を高めるための取組を一層推し進めるなどして、プロパー職員の比率をより上昇させる方向で職員採用を行っていくべきである。(意見)

(2) 給与制度

オ 監査結果 (P33)

上述のとおり、県立広島大学では職員について県と同じ枠組みの給与制度を採用しており、ほとんどのケースで1年勤務すれば4号上昇することとなっている。しかし、法人化の利点を活かし、柔軟な給与制度を導入することによって職員の勤務意欲をより向上させる契機とするために、特定の部署における業務についての専門性や能力を有する職員、あ

るいは業務において顕著な成果を上げた職員などが評価されるような能力主義をより強く反映させた仕組み、例えば、勤務評定が顕著に良好な職員については、4号を超えて昇給させる、あるいは6月および12月の勤勉手当（いわゆるボーナス・職員給与規程29条）を増額するといった制度の導入が検討されるべきである。（意見）

また、既に広島県で導入されている目標管理制度が県立広島大学においても近年中に導入予定となっているが、その目標の設定や達成の有無の評価においても、人材育成、研究のサポート、地域貢献などの県立広島大学特有の要素を重視するなど、その特色が生かされる制度となるよう努めるべきである。（意見）

教員についても、研究意欲等の向上のために、教員の業績評価を給与に反映させるため平成26年6月に教員業績評価委員会の中に立ち上げた専門部会等において、業績評価が顕著に良好な場合、4号を超えて昇給させる、あるいは勤勉手当を増額するといった制度を導入することが検討されるべきである。（意見）

（4）人事管理

イ 監査結果（P40）

職員の勤務評定について、県の規程による現在の評定方法は、相当数の職員を対象とし、全職員に共通して必要とされる能力（決断力、統率力、企画力等）や態度（積極性、責任感等）の有無を評価するものとなっている。しかし、より適切な職員の部署ごとの適格性評価を行い、適正な職員配置に結びつけるために、例えば部署ごとに評定票に変化を持たせ、その部署に特有な能力やスキルの評価を項目に加え、当該部署に対する適性度合いも評価するなど、評価方法を工夫していくことが望まれる。（付記）

プロパー職員については主要な3部門を全て経験させ、将来の幹部として育成していくような人事異動・配置を行うこととしており、法人化後の人事の在り方として適切であると考えられる。今後はこの方向性を維持しながら、計画的な人材育成をさらに進めて行くことが望ましい。（付記）

上記ア（イ）で述べたように、県派遣職員が県立広島大学の役付職員

の約 87%を占めている。このような状況が維持されているのは、プロパー職員の採用を始めて 6 年しか経過していないといった理由によるところであるとのことであるが、これでは法人化の趣旨が十分に活かされているとは言い難い。法人化の目的の一つに、「教育研究活動の活性化や機動的な大学運営を図るため、法人化のメリットを最大限に生かした柔軟で弾力的な人事制度を確立する」ことが挙げられており（「県立広島大学の法人化基本方針」7 頁）、そのような制度を確立することで民間的発想によるマネジメントを通じての自主自立的な大学運営の実現を目指しているものと考えられる。然るに、県派遣職員は基本 3 年の派遣期間であり、あくまでもその地位は公務員であるため、上記のような目的を有する公立大学法人制度との親和性は比較的低いものと考えられる。新制度への移行期間中においては、人員確保の観点から県派遣職員中心の運営とならざるを得ない面もあると考えられ、また上述のとおりプロパー職員について将来の幹部として育成するための人事異動・配置が現在行われているところではあるが、そのような点を考慮してもなお、第 1 期中期計画も終了した現在においては、民間的発想によるマネジメントを通じての自主自立的な大学運営の実現のためにも、早期にこのような職位構成からの脱却が図られるべきであろう。そのためには、指導的職位に充てるべく、「(1) 教職員の採用形態」の監査結果で述べたとおり県立広島大学のプロパー職員を増加させながら、同時に役職者に早期に昇任させることが可能な民間企業等での役職経験者を採用する、あるいは県派遣職員についても、民間的発想にもとづくマネジメントを体現できる人材であれば、当該職員の意向を勘案したうえプロパー職員化を図るなどして、管理職におけるプロパー職員の数を増やす人事を速やかに開始すべきである。（意見）

時間外勤務時間については、前述したとおり申請された時間外勤務と使用ログ記録の時間差の大きさ等から、実際は「時間外勤務等に関する協定書」における上限時間が遵守されていない場合が多数あるものと推定せざるを得ない。特に月 116 時間もの時間外勤務がなされたと推定される例などは、厚生労働省の過労死認定基準において、脳・心臓疾患の発症前 1 か月間に時間外勤務が認められた場合に「業務と発症との関連性が強いと評価できる」とされる 100 時間を超過しており、強行法であり刑罰法規でもある労働基準法と使用者に課される安全配慮義務（労働契約法 5 条）の観点からして到底看過できない。直ちにこのような状況を是正し、前記協定に違反するような時間外勤務が行われないよう適切

な業務量および業務時間の管理のための措置を講じるべきである。また、実際の時間外勤務時間数を正確に把握した上で、それに従った法定の割増賃金の支払いを行わなければならない。(指摘)

3 財務会計

(1) 総論

イ 他大学の財務指標との比較分析 (P46)

平成 14 年 12 月、県立大学運営協議会は「新たなる県立大学をめざしてー地域に根ざした、県民から信頼される大学をめざしてー」の中で、公立大学の財務の特性として、「活動に対するコスト面が分かりにくいという課題を有している。」との問題意識を持ち、「県立大学は公費で運営されていることから、経費を如何に有効に活用していくかが求められる。コスト意識を高め、費用対効果を明確にした運営をめざし、また、公費負担の適正化を検討すること等を目標に、財務分析を活用することによりその方策を検討していくことが必要である。」としている。

また平成 17 年 1 月、県立広島大学設置運営形態調査検討会議は「地域に根ざした大学運営を目指して (提言) ~公立大学法人化に向けた基本的考え方~」の中で、「同じ会計基準を持つ国公立大学や私立大学のデータとの比較が可能で、経営改善すべき点が明確となることで、財務体質の強化を図ることができる。」と言及するなど、公立大学法人化により、従前の広島県の一部門としての会計単位ではなく、他大学と同様に法人としての個別の会計単位を持つことによって、他大学との比較検討が容易になるという利点を十分に活用することが期待されていた。

かかる提言等を受けて、県立広島大学および広島県は、中期計画の中で財務分析の実施にまでは触れていないが、人事の適正化、事務等の効率化・合理化について言及している。しかしながら、平成 19 年の法人化以降において、他大学等との比較分析等はなされておらず、会計基準等を同じくする他大学等との財務比較分析による、自校の現状認識などの機会を持ちえていない。上記提言にもあるように、より積極的に他大学との財務比較分析が活用されることが望ましい。(付記)

a 管理費率 (P48)

管理費率は、一般管理費もしくは管理経費を経常収益もしくは帰属収入で除して算定している。一般管理費は、教育研究活動以外の大学の管理運営のために支出される費用であり、管理費率は収入に占める管理に関する費用の割合であり、一定程度の支出は問題ないものの、指標とし

ては低い方が望ましい。

表 管理費率一覧

財務指標	県立広島大学	首都大学東京	兵庫県立大学	広島市立大学	広島修道大学
管理費率	11.38%	9.31%	6.47%	9.23%	4.48%

指標を見ると、県立広島大学の管理費率が他大学に比して高く、10%を超えていることが分かる。平成25年度は前述したように外壁崩落による修繕費が計上されていることに起因するが、平成23年度（10.6%）・平成24年度（10.5%）においても10%を超過しており、高コスト体質であることが推察される。

b 人件費率等（P49）

人件費率は、役員・教員・職員のそれぞれの人件費合計を経常収益もしくは帰属収入で除して算定している。人件費は大学の支出の中で大部分を占める重要な項目であり、契約形態にもよるが、人件費は下方硬直性が高く、削減には困難を伴う。つまり、収入全体に占める人件費は、大学運営の自由度を制限する重要な指標といえる。

表 人件費率等一覧

財務指標	県立広島大学	首都大学東京	兵庫県立大学	広島市立大学	広島修道大学
人件費率	67.13%	52.82%	63.58%	53.51%	49.30%
教員人件費率	52.44%	39.57%	49.55%	42.05%	33.35%
職員人件費率	14.31%	12.68%	12.81%	11.06%	15.73%
教員一人あたり人件費	11,725 千円	14,158 千円	11,848 千円	10,742 千円	13,677 千円
職員一人あたり人件費	6,477 千円	7,314 千円		5,314 千円	8,257 千円

指標をみると、県立広島大学は人件費率についても70%に近いなど相当程度高く、同様に兵庫県立大学も60%を超えるなど高水準にある。兵庫県立大学も3つの大学が統合して開学されたものであり、現在8つのキャンパスと数多くの研究所を有しており、地理的条件などは県立広島大学と似ている。人件費率が高いにもかかわらず、首都大学東京や広島修道大学に比してその額が低水準にあるのは、教職員の配置が非効率であるなどの要因が考えられる。

c 教育研究費率（P49）

教育研究比率は、教育経費および研究経費の合計を経常収益もしくは帰属収入で除して算定している。当該比率は収入がどの程度教育や研究に振り向けられているかを示しており、教育および研究活動の維持・発

展の為には当該指標は相応に高いことが望ましい。

表 教育研究費率一覧

財務指標	県立広島大学	首都大学東京	兵庫県立大学	広島市立大学	広島修道大学
教育研究費率	11.87%	23.99%	20.35%	13.42%	32.45%

指標を見ると、県立広島大学の教育研究比率は、広島市立大学と並んで低水準にある。平成 23 年度は 12.3%、平成 24 年度は 12.7%と継続的に低く、効率的な法人運営によって原資を捻出し、教育・研究活動に振り向けられることが期待される。(付記)

d 公費負担割合 (P50)

公費負担割合は、運営費交付金および施設費収益もしくは補助金を、経常収益もしくは帰属収入で除して算定している。公立大学法人は設置者たる自治体の財政が逼迫する中で、公費負担については抑制傾向にあり、教育・研究活動の維持発展を図る上で、公費への依存率は低下することが望ましい。

表 公費負担割合一覧

財務指標	県立広島大学	首都大学東京	兵庫県立大学	広島市立大学	広島修道大学
公費負担割合	63.54%	62.34%	50.49%	66.23%	26.29%

指標を見ると、兵庫県立大学を除く 3 つの公立大学で 60%を超過している。兵庫県立大学は研究関連の収入が他大学に比して高く、公費負担割合を低下させる一要因となっている。県立広島大学においても受託研究等の取り組みの充実が求められよう。(付記)

e 財務指標分析について (P50)

a から d までの効率性に重点を置いた分析によれば、各大学に個別の事情があり、学部や学科の構成によっても導き出される回答は異なる場合もあるが、概括的にいえば県立広島大学の効率性には他大学に比して改善すべき部分があるものと考えられる。

収入源が限定されている県立広島大学においては、より徹底した運営の効率化が求められる。慢性的な税収不足、少子化等の諸種の課題がある中では、大学も財務諸表分析等のツールを用いて、みずから K P I を定め、継続的に測定・評価・分析するなどし、不断の改善活動を行い組織としての体力を向上させる必要がある。(意見)

(2) 予算

ウ 監査結果

(イ) キャンパス外壁崩落の修繕等について

a 外壁崩落の調査・修繕等の対応範囲について (P53)

県立広島大学は以下の表のとおり、外壁崩落の事実に対して、広島県から標準運営費交付金とは別枠で特定運営費交付金を受け、外壁に係る調査および修繕を実施している。

表 外壁修繕工事

(単位:円)

場所	建物	施工年度	契約形態	契約内容	施工箇所	工事費	
広島	教育研究棟1	平成25年度	一般競争入札	修繕	南面、東面上部、中庭面	90,178,200	
	教育研究棟1	平成25年度	随意契約	修繕	東面下部、西面北側 (南面タイル発注924千円含む)	25,483,500	
	教育研究棟2、 図書館棟	平成26年度	一般競争入札	修繕	全面	42,759,360	
						修繕費 小計	158,421,060
	教育研究棟1	平成25年度	随意契約	調査	南面、東面上部、中庭面	2,512,650	
	教育研究棟2、 図書館棟	平成25年度	一般競争入札	調査	全面	1,995,000	
						打診調査費 小計	4,507,650
広島キャンパス 合計						162,928,710	
庄原	1号館～5号館、中央棟、 図書館棟、体育館ほか	平成26年度	一般競争入札	調査	全面 (打診調査及び赤外線調査併用)	3,974,400	
	1号館～5号館、中央棟、 図書館棟、体育館ほか	未定	一般競争入札	設計	全面	未定	
						庄原キャンパス 合計	3,974,400
三原	1号館～4号館、体育館、 浄化槽上屋	平成25年度	一般競争入札	調査	全面 (打診調査及び赤外線調査併用)	312,900	
	1号館～4号館、体育館、 浄化槽上屋	平成26年度	随意契約	調査	全面(打診調査)	876,744	
	1号館～4号館、体育館	未定	一般競争入札	設計	全面	未定	
						三原キャンパス 合計	1,189,644
総合計						168,092,754	
(うち 平成25年度分)						120,482,250	
(うち 平成26年度分)						47,610,504	

平成25年度において、修繕対応は実際に崩落した広島キャンパスの教育研究棟1のみで、調査対応は広島キャンパスおよび三原キャンパスに対してなされている。平成26年度において、残りの広島キャンパスの修繕、庄原キャンパスの調査・修繕前段階の設計、三原キャンパスの修繕前段階の設計が行われることとなっている。

広島キャンパスの調査・修繕について、随意契約により行われているが、これは外壁崩落という緊急性を帯びた事象への対応であり、特段の問題はないものと考えられる。

当初は広島キャンパスの調査・修繕のみを対応範囲としていたが、当該部分への手当だけでは特定運営費交付金の執行残が出たことから、三原キャンパスの調査を追加で実行している。一方、上表からもわかるように、平成 25 年度において、庄原キャンパスには何らの手当てがなされていない。これは広島県の特定運営費交付金に係る予算上の制約と県立広島大学の政策的判断によるところが大きい。

まず、広島県は緊縮財政下にあり、緊急予算を組むことが容易ではなく、平成 25 年 6 月に決定された県立広島大学の役員・教職員の 1 億 2164 万円の給与減額に関連し、標準運営費交付金が広島県に返戻されることとなっていたため、当該金額を上限として調査・修繕すべく、特定運営費交付金として再度交付している。

また、県立広島大学は特段外部の専門家等を交えることなく、独自に外壁崩落の有無のみで危険性を判別し、平成 25 年度の調査・修繕対応を広島キャンパスのみにとどめ、庄原・三原両キャンパスについては現状を存置し、調査・修繕については平成 26 年度以降に持ち越す予算要求としている。

これについて、庄原・三原両キャンパスについては、専門家の帯同なく、県立広島大学独断で判断し、その調査・修繕について翌年度以降に持ち越している。

3 キャンパスの中でも比較的新しいキャンパスであったにもかかわらず、外壁が崩落したということをお勘案すれば、少なくとも今後は専門家を伴った予備調査程度は行うべきである。(意見)

また、資金的な制約から即時に修繕することは難しくとも、危機管理の観点からは、全キャンパスに対する調査を実施し、危険個所の把握に努めるべきであろう。外壁の崩落およびその可能性は、学生をはじめとする施設利用者の生命・身体の安全に直結する問題であるから、その為の予算措置および予算要求は適時になされるべきである。(意見)

b 大学設備等の修繕計画および当該修繕について (P55)

県立広島大学は、第一期中期計画の「№172 施設整備等の長期的整備計画の策定」において、「施設整備等の実状を調査・点検し、既存施設設備の維持管理や大規模改修、高額機器の購入・更新等について、コスト削減と資金需要の平準化の視点から、費用対効果の精査を行い、長期的整備計画を平成 20 年度までに策定する」としている。かかる中期計画に基づき、県立広島大学は「施設整備等の長期的整備計画（速報版）を取

りまとめ、(平成)21年度に3キャンパス全体の施設整備等に係る長期的整備計画を策定」するなどしている。

しかし、広島県は、当該計画は現有設備の耐用年数から使用見込みを機械的に判断したのみで、実態とのかい離があると判断しており、また県立広島大学としても、当該計画に基づく施設整備修繕について広島県に予算要求するにあたり、使用実態を踏まえた整備修繕の必要性や、法人としての優先順位の整理等が不十分であると自認し、結果として予算要求するに至らなかった。

表 中期計画評価(抜粋)

中期目標	No.	中期計画の項目	【上段】法人の自己評価 中期目標期間における実績等	自己評価
			【下段】評価委員会評価 特記事項	委員会評価
IV その他業務運営に関する重要目標				
1 施設設備の整備・活用等に関する目標				
既存施設の効率的な維持・管理を行うとともに、長期的な展望に立ち、計画的な施設設備の整備を行い、有効活用を図る。	172	施設整備等の実状を調査・点検し、既存施設設備の維持管理や大規模改修、高額機器の購入・更新等について、コスト削減と資金需要の平準化の視点から、費用対効果の精査を行い、長期的整備計画を平成20年度までに策定する。	施設整備等の長期的整備計画(速報版)を取りまとめ、21年度に3キャンパス全体の施設整備等に係る長期的整備計画を策定した。	3
			—	3

進行中の第二期中期計画においては、「計画期間中の施設設備の整備・活用方針を定め、年次整備計画を策定し、計画的な整備・活用に努める」とあることから、県による予算措置の可能性を含めた現実的に実行可能な長期的整備計画を早急に定め、適切に運用される必要がある。(意見)

次に、実際の修繕について、統合前の広島県立大学、広島女子大学、広島県立保健福祉短期大学は、それぞれ開学から二十年程度経過しているものの、一度も大規模修繕等を行われておらず、統合後においても法人化後においても大規模な修繕は行われていない。

建築物の経年劣化は避けられず、大規模な修繕もまた避けられない。民間建築物については、平成二十年国土交通省告示第二百八十二号「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」の附則別表における「二 建築物の外部 十一 外壁 外装仕上げ材等」において、タイル・石貼り等のものについての調査方法等は以下のように定められている。

国土交通省告示第二百八十二号

開口隅部、水平打継部斜壁部等のうち手の届く、範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある

る部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後十年を超え、かつ三年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合または別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く）。

上記の通り、竣工等から10年経過したタイル貼りの民間建築物については、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分に全面的打診等調査を実施するか、3年以内に外壁改修等の大規模修繕を実施するなどの対策をとることが義務づけられている。これに違反した場合、建築基準法により罰則規定が適用され、100万円以下の罰金が科される。

県立広島大学の保有する建築物等は、広島キャンパスは平成23年、庄原キャンパスは平成19年、三原キャンパスは平成20年に全面的な打診等調査を実施しており、上記の基準はクリアしている。ただ定期点検の状況からすると、老朽化は相当程度進行しており、日々の点検並びに、適宜の適切な大規模修繕等が必要である。（意見）

（3）会計基準への準拠性

イ 監査結果（P58）

一般債権と貸倒懸念債権等の、債権区分の方法、回収可能性の判断基準、貸倒実績率の計算方法等、具体的な処理方法が明確になっていない。このような状況では、適切に徴収不能引当金の計上ができないため、徴収不能引当金の具体的な会計処理方法について、事前に文書化し、明確にする必要がある（意見）。

この徴収停止の決裁の結果、債権回収不能は明白であり、同債権は資産的価値を失っているにもかかわらず、この決裁が行われた平成24年度では特に会計処理がなされておらず、平成25年度ではじめて徴収不能引当金が全額繰入されている。平成25年度において徴収不能引当金の繰入処理をするのではなく、平成24年度において徴収不能損失処理をすべきであった。（指摘）

また、平成24年度および平成25年度の決算においては、上記の通りA氏に対する債権について徴収不能実績があったのであるから、一般債

権に対する一括引き当てによる徴収不能引当金の計上をすべきであった。
(指摘)

(4) 運営管理の有効性・効率性

ア 遠隔講義システム

(ウ) 遠隔講義システムの必要性 (P62)

遠隔講義システムの利用率を向上させるべく、現状実施されている 22 講義にとどまらず、下記(エ) a 有効性の追求で述べる諸般の改善を実施し、より対面授業に近づける対策を講じたうえで、教養科目・専門科目等の区別なく、幅広く遠隔講義システムの講義対象とすべきである。
(意見)

(エ) 今後の課題

a 有効性の追求 (P63)

遠隔講義システムの有効活用を阻害する要因として、対面講義に比べて教育効果が劣る、科目により遠隔講義システム方式への適合性が低い、など懸念が持たれていることがあげられる。

対面講義に比べ教育効果が劣るとの懸念については、筑波大学の事例のように席の配置を質疑応答のしやすい横型とし、マイクを多数用意する等して、より対面講義に近い授業スタイルになるよう工夫する等の改善を行うべきである。(意見)

科目により遠隔講義システム方式への適合性が低いという懸念については、グループワークを必要とする講義についても、現在のような大人数型の大講義室で行うスタイルではなく、少人数型のテレビ会議スタイルとすれば、グループワークに適した講義をすることも可能である。(意見)

また、現在教養科目のみ遠隔講義システムの対象とされているが、専門科目についても、上記他事例の検討でもあるように、筑波大学(医学)、名古屋市立大学(医学)、大学院連合農学研究科(農学)が遠隔講義システムを活用した講義を実施しているなど、専門科目が遠隔講義に適さないというのはあたらない。他大学等の活用事例を参考に、専門科目についても活用を検討すべきである。むしろ専門科目こそ、県立広島大学内の 3 キャンパスの連携にとどまることなく、他大学等との広域連携も検討するなど、有効性を追求すべきである。(意見)

教養科目についても、他大学等の例に倣い、専門科目同様、広域連携や実務家が講師となり諸種の専門分野について講義するようなスタイルも検討すべきである。(意見)

b 経済合理性の検討

(a) 導入時の問題点 (P63)

前述の通り、約 1 億 7000 万円 (平成 20 年 3 月に約 9000 万、平成 22 年 3 月に約 8000 万円) の設備投資を行うにあたり、遠隔講義システムを利用した講義開設の数値目標も利用計画も全く策定されていない。システム導入前に利用計画等を策定し、費用対効果の観点から利用計画に合わせた教室数の検討を十分に行うべきであった。(意見)

(b) 維持管理の問題点 (P64)

遠隔講義システムは 1 億 7000 万円の設備投資に加え、約 1600 万円/年の維持費が必要である。概ね 6 年経過後はメーカー保守可能期間が終了するため、一斉に機器を更新することから、6 年単位での再投資が必要であり、システム設備関連費用は約 4400 万円/年になる。

現状の 22 講義/年の前提では 1 講義あたり 200 万円超、遠隔講義を全コマフル活用した前提でも 1 講義あたり約 40 万円のコストがかかる。この高額なシステムの導入は、リアルタイム講義を確実に実施することを目的としている。汎用システムでは、アクセス集中の場合にフリーズする可能性がある等の危険性があるため、専用回線を利用しており高額にならざるを得なかった事情が背景にある。

県立広島大学が現在使用している専用回線を利用した専用システムではなく、インターネット回線を利用した専用システム・汎用システムを使用したとしても、教育効果として劣るものではないと考えられるし、経済性も確保しうる。したがって現在の専用回線を使用した専用システムは経済合理性に欠けるものと考えられる。近年の通信環境は県立広島大学がシステム導入した当時に比べて格段に向上しており、一般のテレビ会議システム等の遠隔講義を可能とするシステムの選択肢は広がっており、相当程度低廉化もしている。実際に他大学の活用例では、他大学や他地域との連携が容易であることを理由に汎用システムを導入している例もある。現有システムに拘泥することなく、十分なシステム仕様の検討とコスト比較を実施したうえで、優位性が明らかになれば汎用システムの導入が必要である。(意見)

(c) 入札について (P64)

現状の遠隔講義システムの導入の際、一般競争入札により業者選定を行っている。

その入札情報の周知にあたり、県立広島大学および広島県のウェブページに掲載したのみで、入札条件についても過去5年以内に教育機関への納入実績を必要とするなど、限定的な市場の中では相当程度参入障壁が高く、結果として入札業者が1社という結果となっている。

契約形態についても入札が予定価額を超過していたことで、一般競争入札から随意契約に変更し、当初の予定価額内の契約となった。

相当程度の高額な投資にも拘らず、1社のみ参加による価格決定では経済合理性のある価格決定がなされたか疑問なしとしない。

一般競争入札に替えて指名競争入札にしてでも複数社からの業者選定を行うべきであったであろう。(意見)

c 効率性の向上

(a) 導入時の問題点 (P65)

平成9年に定められた大学設置基準等における取扱いでは、授業中に教員と学生が互いに映像・音声等によるやりとりを行うことなど対面授業に近い環境を求められていたことから、システムエラーによる講義停止等のトラブルに対応する為、予備の遠隔講義システムを導入している。この点、文部科学省高等教育専門教育課によれば、平成13年に告示された下記「大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等」にあるように、授業後の質疑応答に対応できるスタッフが対応すれば録画による講義でも許容され、録画放映方式やオンデマンド方式等の録画遠隔講義システムの代用でも問題ないとのことであった。実際に他大学等の活用例では、信州大学、佐賀大学が録画による補講を実施している。

以上のことからすれば、平成16年の遠隔講義システムの採用を決めた時点、平成20年、22年の改修時点において、録画方式の採用を検討していればシステムエラー対策のためとしての予備教室は必要なかったとも考えられる。それぞれの時点において、遠隔講義システムの全体構想について録画方式の採用も考慮に入れた総合的検討がなされるべきであった。(意見)

(b) 有効活用方法の検討 (P66)

リアルタイムでの遠隔講義と録画方式による講義それぞれの利点と欠点および講義内容との適合性も勘案して、遠隔講義システムのより有効な活用が図られるべきである。(意見)

また、リアルタイム遠隔講義システムと録画遠隔講義システムの導入検討の際には、コスト差を比較検討した上で、リアルタイム遠隔講義に適した講義か録画遠隔講義が可能な講義かの比較を行うなどして、経済的なシステムの導入数を検討することが望ましい。(付記)

d アンケートの必要性 (P67)

旧 3 大学連携を契機に導入され、3 大学統合以降も地理的制約を打破する方策として利用・更新してきた遠隔講義システムであるから、当該システムの利用に関するアンケートを教員・学生に実施するなどして、その結果をもとに改善策を講じ、遠隔講義システムのさらなる活用に努めるべきであろう。(意見)

イ 固定資産の現物管理

(イ) 監査結果 (P69)

上記問題点に対して下記のような対策を検討すべきである。

- ▶ シールが貼付されていない資産が数点あったが、収納箱に貼付する、同梱している説明書に貼付する、美術品についてはタイトル板に貼付する等の方法により貼付義務を履行実施し、資産を管理すべきである。(指摘)
- ▶ 絵画について直射日光があたり、保存状態の良好でないものがあった。絵画の保管時には「湿気」と「紫外線」は避けるべきである。長年同じ場所にしまったまま、飾ったまま、という絵画は傷みやすく、価値の低下を招く。固定資産の維持・保全も資産管理者の業務に掲げられているのであるから、保存状態の良好でない資産については改善すべきである。(意見)
- ▶ 現物確認の際に未利用の物品も見受けられたが、当該資産が使用できる状態にあるかどうか、修理・買替の必要性があるかどうか等については確認していない。固定資産管理規程第 6 条 2

項には「使用状況の把握を行う」とあり、固定資産を適切に管理するために使用状況等についても確認すべきである。また、遊休状態にある資産については、他の有効活用方法が検討されるべきである。(意見)

- 廃棄処理について、現在は実際に廃棄しているかどうか確認されておらず、紛失や横領が発生した場合にも気づかれない可能性がある。廃棄処理は事務局で行う等の改善が必要である。(意見)

ウ 管理物品の現物管理

(イ) 監査結果 (P70)

上記問題点に対して下記のような対策を検討すべきである。

- 前述の通り、管理物品についてもシールが貼付されていない資産については、収納箱に貼付する、同梱している説明書に貼付する、美術品についてはタイトル板に貼付する等の方法により貼付義務を履行実施し、資産を管理すべきである。(指摘)
- 管理物品については、直近に購入した物品についてのみ現物実査をしているが、今回実査を行った結果、所在不明な物品、すでに廃棄した物品等が見受けられたことから、過去に購入した物品についても現物実査を行うべきであろう。実査物品の数が多いのであれば、数年に一度のローテーションで行うという方法も考えられる。(意見)
- 廃棄などの情報が速やかに本部に報告されていなかった。本部への報告を毎月月末に行う等のルールを再構築すべきであろう。(意見)
- 管理物品の保管場所が変更になった場合も廃棄された場合同様、報告するルールを構築すべきである。(意見)
- 前述の通り管理物品についても使用状況についても確認すべきである。また、遊休状態にある資産については、他の有効活用方法が検討されるべきである。(意見)

エ 情報機器等の管理

(ア) 取得等 (P71)

情報機器およびソフトウェアライセンスについては、全学的に、管理用シールによって情報機器を特定して管理し、取得・インストール、廃棄・アンインストールの都度、定型フォームにてその状況を報告し、日付も含めて管理し、定期的に報告違反がないかどうかモニタリングする必要がある。(意見)

(イ) 廃棄 (P71)

情報機器の廃棄処理についても、報告とシールの返還のみで行われ、実際に廃棄しているかどうかの確認はなされていない。PC等の情報機器は、個人情報や研究内容の流出可能性の高いものであり、情報機器については特に厳格な廃棄方法の仕組み・ルールを構築すべきである。(意見)

(ウ) ソフトウェアライセンス管理 (P71)

学内ライセンスの一括管理による管理レベルの向上、コスト削減および教職員・学生へのサービス向上のため、全学的視点からすれば、ユーザー1人に対して1ライセンスが許諾されるライセンス体系の一括契約を導入すべきである。(意見)

(エ) 情報機器のRFIDによる物理的セキュリティ (P72)

重要な情報資産にアクセス可能なエリアには、スマートフォンを含め私物の持ち込みは制限し、エリア内で利用される情報機器はRFID付のシールを貼付して管理し、アクセス可能エリアの出入口にはRFIDリーダーが設置されたゲート設けて持ち出しを管理することも考えられる。(付記)

オ 領収書管理

(イ) 監査結果 (P73)

領収書は、現金受取りの際に使用される重要な書類であり、不正に利用されるおそれもあるため、厳格な管理がされるべきものである。領収書使用に関する規程やマニュアルの作成および運用が必要である。(意見)

また、領収書は大学全体である程度の量が使用されており、領収書管理レベル向上および事務効率化のために連番付きの大学専用領収書の印刷・利用を検討すべきであろう。(意見)

カ 金庫鍵・法人印の保管 (P73)

金庫の鍵および法人印の保管状況を現地視察したところ、下記のような状況がみられた。

金庫の鍵は施錠可能な机の引き出しに保管されていたが、業務時間中は引き出しに鍵をかけておらず、また金庫に保管されているべき公印(実印は除く)は机の上に置かれていた。なお、銀行印は金庫に保管されていた。

セキュリティ上、金庫の鍵および公印は、鍵のかかる引き出しに保管し、常時施錠すべきである。(意見)

(5) 事務執行の有効性・効率性

ア 旅費宿泊料 (P74)

上記のような結果から、宿泊料の金額は実際に要する支出額に比べ支給額が高額になっているのは明らかである。支給額と実際の宿泊料との差額が職員に支払われることとなっているのは相当とはいえない。

一般企業における出張旅費も削減傾向にあり、実費精算、テレビ会議の導入、ディスカウントチケットの利用等の削減策を導入している。

緊縮財政下にある県立広島大学においても、一定額を上限とした宿泊料の実費精算などの削減策を検討すべきである。(意見)

イ 旅費以外の仮払い (P76)

県立広島大学庄原キャンパスへの訪問時に、現金の現物確認を行ったところ、帳簿と現物との間に食い違いがみられた。担当者に質問したところ、訪問日当日の野外実習で使用する入場料に対する仮払いが発生していたとのことであったが、その事実を証明する書面(例えば、仮払金の申請書や精算書など)はなかった。このような旅費以外の仮払いに関して、特に規程やマニュアルはなく、現場でその都度対応しているとのことである。

現金の取扱いは証憑に基づき厳格に行うべきであり、旅費以外の仮払いに関しても規程またはマニュアルを整備し、いつ(仮払日、精算予定日)、だれに、いくら、どのような目的で仮払いしたか書面にて、仮払者

および経理担当者のサインまたは押印を残して管理すべきである。(指摘)

ウ アプリケーションシステムの全学的管理 (P76)

学内で利用されているアプリケーションシステムは、予算のついた主管部門で管理されている。全学的には、サーバ上でのアプリケーション管理がなされているのみで、それぞれのアプリケーションが手動を含めどのようにデータ連携されているのか明瞭になった資料はない。

業務を効率化するうえでは、全学的なアプリケーションシステムの把握とそれらの間のデータ連携を把握することは非常に重要である。特に金銭の授受が発生する業務で利用されるアプリケーションシステムは、最終的に仕訳という形で財務会計システムに取り込まれ、連携がされることが通常である。したがって、財務会計システムを中心にアプリケーションシステム間のデータ連携状況を概要図等にとりまとめ、今後の効率的かつ効果的なアプリケーションシステム開発に役立てることが望まれる。(付記)

(6) 業務処理の経済性

ア 教学システムと学生情報照会システムとの連携

(イ) 監査結果 (P77)

二重入力といった業務の無駄の排除および提出書類簡素化による学生サービス向上のため、入試担当課、教学課、財務課等、さまざまな部署が参画して学生提出書類の見直しとともに、それぞれのシステムのインポートおよびエクスポート機能を利用して、データ入力作業が重複しないような業務の流れを図ることが必要である。(意見)

イ 文書管理システムの導入

(ウ) 監査結果 (P79)

上述の稟議決裁、勤怠管理、旅費精算、報告文書保管などは、紙媒体に替えてシステムを導入することにより業務の効率化およびコスト削減が期待できるのであるから、部門間で協力し、全学的に最適なシステムを導入するとともに、それに伴った人材配置の最適化を行うべきである。(意見)

ウ 授業料徴収業務の学内処理 (P79)

授業料徴収業務に関して外部委託しており、平成 25 年度で約 490 万円

(税抜き)を支払っている。委託業務の内容および平成 25 年度の金額は下表のとおりである。

表 外部委託業者にかかる業務内容 (単位:円)

№	内容	概算費用
①	授業料・処理業務(入金消込)	4,070,061
②	授業料・封入封緘・発送業務	479,452
③	新入生データ登録および更新処理業務	356,721
Total		4,906,234

上表①については、現状支払方法は銀行振り込みに限定されており、クレジットによる支払いやコンビニでの支払いは利用できない。また、入金が集中する授業料請求から支払期日までなどの期間を限定した委託になっておらず、1回あたり 15,000 円(税抜き)の FB データ受信を営業日で実施している。支払期日後の入金消し込みは対象者が少数であるため、外部委託は入金集中期間に限定し、委託期間外は学内業務に切り替えることや、支払方法の多様化による学生サービス向上およびコスト削減等のため、他大学でも利用されている公的支払サービスなどの利用も考慮することが望まれる。(付記)

上表②、③については、単純作業であり内製化は可能と考えられ、また、③は前述の通り教学システムとのデータ二重入力もされていることから、学内業務に切り替えることを前提として、コスト削減に努めることが必要である。(意見)

4 契約事務

(2) 随意契約の合規性

エ 監査結果 (P83)

プロポーザル方式の契約とは、企画・提案を公募して選定した事業者と契約を締結する方式のものをいうが、その選定手続きいかんによっては、実質的には随意契約と異なることもあるから、プロポーザル方式を選択したことが競争性の確保の点において問題がないかを検証することができるようにするため、プロポーザル方式にした具体的理由を記載すべきである。(意見)

いわゆる反社条項(暴力団排除条項)とは、暴力団等の反社会的勢力と契約をしない、またすでに契約をしている場合には、契約を解除でき

ることとし、暴力団等が取引関係に関与できない条項をいうが、反社条項は、文言上は契約事務取扱規程第 30 条の各号の中に明記されていない。

しかし、広島県を含め全国の地方自治体が暴力団排除条例を制定しており（広島県は平成 22 年 12 月 27 日制定）、今日では反社条項を契約書の中に入れることは民間企業においても定着してきている。大学の社会的地位に照らして考えてみると、反社条項は、前記第 30 条 11 号の「その他必要な事項」の中に含めて考えることができる。監査対象とした契約の中には反社条項の記載のないものも見受けられた。県立大学の締結する契約書の中には反社条項を記載するようすべきである。（意見）

個人情報保護条項も契約事務取扱規程第 30 条の各号の中に明記されていない。監査対象とした契約の中には個人情報保護条項の記載のないものも見受けられたが、個人情報保護の要請は、個人情報保護法という法律に基づく要請であって、大学は学生の個人情報を含め、多くの個人情報が蓄積されている組織の一つであること、および個人情報については、「公立大学法人県立広島大学における個人情報の管理に関する規程」によって、大学が保有する個人情報の適正な管理が義務付けられていることを考慮すると、今後は県立大学の締結する契約書の中に取り入れるべきである。（意見）

第一審の専属管轄裁判所を記載している契約書は、ごくわずかであった。裁判管轄の合意は、契約関係につき裁判上の争いになった場合、第一審の裁判所がどこになるかを定めるものであり、訴訟に要する時間・費用の面において大きな差異が生じる可能性のある合意である。ことに遠隔地の相手方との契約においては、これらを配慮し、合意管轄条項を入れるべきである。（意見）

個人を相手方とする学生寮の管理業務委託契約書の中に、独占禁止法に違反したことを前提とした条項が見受けられた。しかし、独占禁止法は事業者の公正かつ自由な競争を促進するための規制法であることを考慮すると、事業者でない個人につき独占禁止法が問題となることは考えがたい。契約の性質・目的・相手方からみて、記載すべき事項と記載しなくてもよい事項を吟味し、契約書を作成すべきである。（意見）

契約書の合規性を担保する一つ的手段として、県立広島大学が通常行う契約の類型に応じて、上記の記載事項をすべて網羅した契約書雛形を

いくつか作成しておき、個別の契約締結時の交渉で、必要な限度で加除を考えていくことを検討すべきであろう。(付記)

5 評価システム

(1) 監査制度

ウ 制度の有効性・効率性 (P88)

前述したように、監査室規程においては、副室長は経営企画室長が兼務し、室員は経営企画室職員が兼務することとされており、経営企画室の職員が監査室の業務を兼務することとなっている。

このように、経営企画室の職員が監査室の業務を兼務することとされているのは、大学全体の事業を把握し、理事長のマネジメントのもとで大学の目標・計画を企画・立案する立場にある経営企画室との兼務により、各種の監査への効率的な対応を図るとともに、目標・計画の効果的な達成に必要となるPDCAサイクルを確立できるとの考えからである。

たしかに、監査室の業務のうち、外部監査に関する事務などの監査室監査以外の業務については、業務全体を把握している経営企画室の職員が兼務することにより、迅速かつ効率的な対応ができると考えられる。

しかし、監査室の業務には、監査室による内部監査も含まれているところ、当然、経営企画室も監査の対象となり得る。平成24年度の報償費に関する監査の際には、監査室に対する内部監査が実施されている。その際には、自己監査となることを避けるべく、他の部署に対する監査と異なる特別な対応をしたという事実はなかった。

公平中立な監査を実施するためには、内部監査を実施する部署は独立して設けるべきである。(意見)

(2) 業務評価体制

イ 監査結果 (P90)

監査室の場合と異なり、業務評価室の場合は、規程上経営企画室との兼務が定められてはいないにもかかわらず、実際は経営企画室の職員が業務評価室の室員を兼ねている状況にある。

これは、業務の効率化等を考慮してのことと考えられるが、経営企画室は、新規事業について事業計画の立案・実施を担う場合があることから、経営企画室と業務評価室を兼務とすると、同一の職員が計画の立案から実績の評価まで携わる可能性が生じる。評価項目や評価方法が定められていることから、計画立案者自らが評価に関わることがただちに不公正な評価に結び付くとはいえないが、評価に対する透明性を高め、県

民の信頼を高めるためには、業務評価室と経営企画室との兼務体制は解消すべきである。(意見)

(3) 教員の評価体制

ア 教員業績評価制度

(イ) 監査結果 (P91)

平成 25 年度の評価結果を見ると、S 評価 (64.7%) と A 評価 (26.5%) で全体の 9 割以上を占めている。もちろん、多くの教員が優れた実績を挙げることは望ましいことではある。しかし、評価という側面で考えると、5 段階評価で 9 割以上の教員が上位 2 段階に集中するという評価では、十分な評価機能を持つ評価とはいえない。

各教員の自主的な改善行動へつなげる、あるいは部局全体での教育研究等活動の改善の指針とするためには、その評価結果によってできるだけ多くの教員が新たな改善すべき課題を見つけられることが望ましい。評価項目の追加・細分化や、重み付けの再検討などにより、より詳細な評価ができるよう評価方法を再検討すべきである。(意見)

イ 学生による授業評価アンケート

(イ) 監査結果 (P93)

「学生による授業評価」報告書においては、それぞれの担当教員にアンケート結果を踏まえた課題を設定させ、それについて翌年度に改善点を確認させるなどしており、授業の自己点検・自己評価および改善に有効なものとなっているといえる。さらに、専門教育的観点からの総評により、アンケート結果の専門的な分析もなされており、各教員のアンケート結果への理解が深められている。

アンケート自体は各学生の主観によるものであり、また、学生のアンケート結果が良い授業がすなわち質の高い授業であるとは限らないため、このアンケート結果を人事評価に直接採用するのは望ましくない。しかし、「学生による授業評価」報告書は、上述のように単にアンケート結果を集約したものではないことから、アンケート結果に各教員の前年度からの授業改善状況、前年度の課題の達成状況などを加味して人事評価の一材料にすることは可能なのではないかと考えられる。

充実した授業評価体制が構築されているため、これを人事評価と結びつけ、より質の高い授業が提供できるような制度づくりの検討が望まれる。(付記)

(4) 研究の評価体制

イ 監査結果 (P97)

(ア) 重点研究事業における事後評価の活用方法について

重点研究事業は税金を原資とするものであり、1研究事業につき最大500万円の研究費が支出されることもあることから、適正に事業が遂行されているかどうかは県民の関心事であるといえる。しかし、研究に関する事業は専門的であるため、支出の適正さについて県民が判断することは容易ではない。したがって、外部の有識者によって重点研究事業について事後評価がなされる制度の存在価値は高いといえる。

もっとも、外部有識者による事後評価の結果を踏まえ、最終的に研究の承認をするのは県立広島大学内部の審査員であるが、事後評価制度が形骸化することのないよう、審査にあたっては外部有識者による評価も十分に斟酌することが望まれる。(付記)

(イ) 基本研究における事後評価について

基本研究費の事後評価は、上述した教員業績評価と共通の基礎資料に基づいて行われるが、評価にかかる重み付け等を対象部局ごとに異ならせている。ただし、評価結果の分布としては、教員業績評価の結果と大きく異なるものではないため、大多数の教員が上位層に集中している状態である。

例年ほぼ全員が横並びかつ高評価である状態が続くとすれば、傑出した成果を残したとしても他の教員との差がつかなくなるため、各教員に更なる貢献意欲を引き出すことは難しくなってくる。教員の貢献意欲を引き出すという目的をより効果的に達成させるためには、評価項目の再検討などにより、多くの教員が貢献意欲を高められるような評価体制を構築すべきと考えられる。(意見)

(5) 研修の評価体制

イ 監査結果

(ア) 職員研修について (P97)

活用度調査は、単にアンケート結果を集約するのみならず、研修担当者によるアンケート結果の分析および研修の効果検証などもなされており、研修内容の評価方法として有用なものであると考えられる。

もっとも、アンケートはあくまでも受講者の自己申告によるものであり、評価方法としては客観性に欠けるものである。受講者の上司に対するアンケートを実施することによって、ある程度の客観的な評価はされ

ているといえるが、これも上司の印象に頼らざるを得ないという点では同様の問題がある。

研修内容によっては、試験などで到達度の確認が客観的に測れる場合もあると考えられる。ただし、試験問題の作成等の手間や、試験を受ける受講者の負担を考えると、研修の評価および改善のみを目的として試験を実施するのは現実的とは言い難い。そこで、試験結果を人事評価に反映させるなど、研修と人事評価の両側面から研修の到達度の確認をする制度について検討されるのが望ましい。(付記)

(イ) 教員研修について (P101)

教員研修に対する評価としては、企画立案上の参考にするためのアンケートを実施するのみであり、十分な評価体制が構築されているとは言い難い。もっとも、義務的研修である新任・昇任研修を除く任意的研修については、そもそも研修への出席率自体が低いことから、仮に評価体制が構築できても評価対象者が少なく、正確な評価結果は得られないと考えられる。そこで、まずは研修内容や告知手段の見直しなどといった、出席率向上のための検討を行うべきであろう。(付記)

(6) 広報の評価体制

イ 監査結果 (P104)

平成 25 年度において、県立広島大学における広報の取組みおよび成果を評価したのものとしては、前述した「広報実績について」と題する書面のみである。この書面では、ウェブページアクセス数やメディア掲載回数、県庁記者クラブへのプレスリリース提供数などについて、前年度との変化を数値で示して実績を確認している。また、メディア掲載回数の増加については、サテライトの講座募集や保健福祉学部主催のセミナー募集が増えたことが一因であると、一応の分析もされている。しかし、サテライトの講座募集や保健福祉学部主催のセミナー募集の増加原因の分析はされておらず、さらにウェブページアクセス数の増加の原因などの分析はされていない。「本学のブランド力の把握」についても、日経 B P コンサルティング「大学ブランド・イメージ調査 2013-2014」において、中四国の大学の中で 18 位という数値をあげて知名度が低いことは確認しているものの、その原因は分析しておらず、課題についても「本学ならではの魅力の発信が求められている。」という抽象的な記載にとどまっている。

現状となっている原因を分析し、改善のための課題をできるだけ具体

的に設定し、P D C Aサイクルが十分に機能しうる評価体制を構築すべきである。(意見)

6 リスク管理体制

(1) 危機管理体制全体について

オ 監査結果 (P111)

第1に、上述のとおり、危機管理規程および同ガイドラインの策定後、危機管理体制の整備は十分に進捗しているとは言い難い。危機管理規程では、理事長を危機管理の統括責任者と定めてはいるが、危機管理委員会に危機管理体制の整備に関する種々の権限を付与しており、同委員会の主導によって県立広島大学における危機管理体制の整備が推進されることが期待されているものと考えられる。従って、危機管理委員会は設置後速やかに開催されるべきであった。平成26年2月の第1回委員会後、全学的な調査によって個々のリスクに関する危機管理体制の現状を把握し、それを踏まえて、今後危機管理体制の整備を進めることとされているが、危機管理規程の制定から既に約3年が経過していること、予期せぬ自然災害、各種事故あるいは事件の発生等種々のリスクに対応した学内の危機管理体制の整備は喫緊の課題というべきであること等からすると、必要に応じて適宜委員会を開催し、委員会の主導により、危機管理体制の整備を急ぐべきである。(指摘)

第2に、前述のとおり11の危機事象の全部または一部について、何ら規程、ガイドラインあるいはマニュアルが作成されていない。現在、各キャンパスの部局長等へ複数回の意見照会を行い、各キャンパスの意見を反映しながら適宜マニュアル等の作成が進められているところであるが、上記11の事象には、落雷・停電、施設の故障、風評被害、食中毒など、いつ発生してもおかしくないものも多数含まれているから、速やかに規程等を作成するべきである。また、危機管理ガイドラインは第1章第4において危機事象対応マニュアルの作成が義務付けられているが、それは「危機事象に応じて必要な対応策をまとめた手順書」であり、危機事象発生時に誰が如何なる行動を具体的に取るべきかの手順を時系列に沿って分かりやすく示した文書である。その観点からいえば、規程、要領、ガイドライン、連絡網等は、対策委員会等の構成あるいは各職員の抽象的な役割などを定めるに留まり、通常、「危機事象対応マニュアル」には該当し得ない。従って、早期に危機事象対応マニュアルに相当するものを、可能な限り危機事象全てにおいて整備すべきである。(意見)

第3に、学内全体の危機管理体制の整備・運用を所管する部署が決められていないため、現状を把握して整備を進める作業が遅れている面があるものと考えられる。従って、特定の部署に上記事項を所管させて、危機管理委員会や理事長に定期的に運用状況等を報告させる体制を構築すべきである。(意見)

第4に、想定すべき危機事象およびそれに対する適切な対策は、時代の変化に応じて刻々と変わっていくものである。従って、危機管理マニュアルが想定する危機事象が必要十分なものか、また一旦整備した危機管理体制が時の経過によって不適切になっていないかについて、危機管理委員会を中心として常に見直しを行うような事後評価・改善の体制を整えていくことが望ましい。(付記)

(2) 事例ごとの危機管理体制について

ア 火災時の学生・教職員の安全管理体制

(イ) 監査結果 (P114)

火災発生時の被害を最小限に留めるためには、教職員の取るべき行動を端的に示すマニュアル的な文書が存在することが望ましい。上述のとおり広島キャンパスが作成し教職員に配布している「自衛消防組織行動マニュアル」はそれに相応するものであるが、庄原および三原キャンパスにおいては該当するものがあるとは評価できない。従って、「自衛消防組織行動マニュアル」を参考にするなどし、庄原および三原の各キャンパスにおいても教職員の行動マニュアルに相当するものを作成するよう努めるべきである。(意見)

次に、上述のとおり広島および三原キャンパスで実施された消防訓練において消防隊員より消防訓練の反省点が指摘されており、その中には他のキャンパスにおいても参考となるものが含まれている。このような専門家による指摘事項は非常に有益なものであると考えられるので、全ての年度における指摘を記録として残し、中でも重要なものは後述する対応マニュアルに盛り込む等して、教職員に十分に周知させるべきである。また、他のキャンパスにも記録を送付し、情報を共有するべきである。(意見)

ウ 情報管理

(イ) 監査結果 (P118)

情報管理については、個人情報管理規程および上記セキュリティポリシーなどの規定する内容に沿った措置・対策が取られており、概ね適切になされていると認められる。

ただし、個人情報規程が実施を要請している措置のうち、25条が規定する個人情報のバックアップの分散保管が行われておらず、35条が規定する総括保護管理者による個人情報の適正な管理のための措置の評価について、これまで個人情報の不適切な取扱い等の事象が発生していないため実施されていないことが認められたほか、情報セキュリティポリシー第2編が規定する対策のうち、第3の重要度に応じた情報セキュリティ対策（重要度のレベルを定めた情報分類による対策）および第6のデータバックアップ媒体の適切な管理（サーバ設置室と別個の場所での管理）について不十分な点が認められた。学術関係や個人関係の情報を多く扱う大学において情報管理は非常に重要であり、些細な不備から情報漏洩等の事故が発生する可能性もあることから、上記各点については速やかに措置あるいは対策を講じるべきである。（意見）

平成26年度

包括外部監査結果報告書

テーマ

公立大学法人県立広島大学に関する事務の執行及び経営の管理について

平成27年3月

広島県包括外部監査人

武井康年

目次

第1章	外部監査の概要	1
第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	監査対象部署	2
5	監査要点	2
6	主な監査手続	3
7	外部監査の対象年度	3
8	外部監査の実施期間および補助者	3
	（1）外部監査の実施期間	3
	（2）包括外部監査人および補助者の資格と氏名	3
9	利害関係	3
第2	監査要点の判断基準	3
1	適法性	3
2	効率性・経済性	4
3	統合・法人化による利点が活かされているか	4
第3	監査の結果の表記方法	5
第2章	監査の結果	5
第1	監査対象の概要	5
1	公立大学法人制度の概要	5
	（1）制度創設の経緯	5
	（2）公立大学法人制度の要点	6
2	監査対象（県立広島大学）の概要	6
	（1）沿革	6
	（2）設立目的	8
	（3）組織	8
	（4）学部・学科	8
	（5）キャンパスの概要	8
	（6）教職員数および学生数	9
	（7）収支	10
第2	個別の監査結果	11
1	管理運営	11
	（1）管理運営組織の概要	11
	（2）管理運営組織の特徴	11

(3) 役員会	12
(4) 経営審議会	14
(5) 戦略・運営会議	15
(6) C I Oおよび I T戦略	16
(7) 統合および法人化の効果	17
(8) 地域への貢献ならびに連携	22
2 人事関係	26
(1) 教職員の採用形態	26
(2) 給与制度	31
(3) 教職員採用制度	33
(4) 人事管理	35
3 財務会計	42
(1) 総論	42
(2) 予算	51
(3) 会計基準への準拠性	57
(4) 運営管理の有効性・効率性	59
(5) 事務執行の有効性・効率性	74
(6) 業務処理の経済性	76
4 契約事務	80
(1) 契約締結手続	80
(2) 随意契約の合規性	80
5 評価システム	85
(1) 監査制度	85
(2) 業務評価体制	89
(3) 教員の評価体制	90
(4) 研究の評価体制	93
(5) 研修の評価体制	97
(6) 広報の評価体制	102
6 リスク管理体制	104
(1) 危機管理体制全体について	104
(2) 事例ごとの危機管理体制について	112

第1章 外部監査の概要

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

公立大学法人県立広島大学に関する事務の執行及び経営の管理について

3 事件を選定した理由

公立大学法人県立広島大学（以下「県立広島大学」という）は、平成17年4月に県立広島女子大学、広島県立大学および広島県立保健福祉大学の3つの県立大学が統合され広島市、庄原市、三原市の3つの市にキャンパスを有する大学となり、平成19年4月に地方独立行政法人法に基づき公立大学法人として認可・設立された。

県立広島大学は、「地域に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに、地域に根ざした高度な研究を行い、もって地域社会の発展に寄与すること」を設立目的としており（定款1条）、広島県の学術・研究の分野における発展のために中心的な役割を担っている。

上述した3大学の統合は、「既存の資源を最大限有効に活用するために、それらを総合的にまとめ、機能の充実を図り、より魅力ある大学へ改革する」（「県立広島大学設置認可申請書」平成16年4月30日）ことなどを目的とし、公立大学法人化は、「大学独自の責任と裁量により、自律的かつ効率的な大学運営を図ること」（「県立広島大学の法人化基本方針」平成18年2月）などを目指したものである。統合および法人化からそれぞれ9年、7年が経ち、それらの効果が浸透するために十分な期間が経過したと考えられる。また、平成24年度をもって6年間の第一期中期計画が終了し、その実績に関する報告書（第一期中期目標・中期計画「業務の実績に関する報告書」）が平成25年6月に出されている。

周知のとおり、近年我が国では価値観の多様化、グローバル化および情報社会化が進む一方で、少子化傾向も依然として続いており、広島県もその例外ではなく、大学を巡る経営環境は厳しさを増している。そのような状況の中で、県立広島大学の平成26年度の予算は、全体で54億2100万円にのぼり、そのうち広島県が運営費交付金として支出する金額は33億3500万円と県立広島大学予算全体の60%を超えている。運営費

交付金の支出の根拠は、県立広島大学が県民のために地域に根ざした信頼される大学として運営されるという点にあるが、同大学はこれに応えるため、統合された3つの大学の施設・資源、ことに人的資源を有機的に結合して、これまで地域連携センターを中心に広島県および県内市町および金融機関などと連携協定を締結し、多くの連携事業を行ってきた。平成15年9月の「新県立大学基本構想」では、「地域の活性化に貢献するため、地域のシンクタンクとしての役割をはたすとともに、地域に開かれた大学として、大学が持つ知的・物的資源を地域に積極的に提供し、地域産業、地域社会の活性化に貢献する大学を目指す」とされており、広島県としても、地域の文化、芸術、産業技術の維持向上等の点において、県立広島大学に期待するところは大きいといえる。

以上のような事情から、県立広島大学において適切な運営組織のもと柔軟で効率的かつ有効な人事、給与、財務会計、評価、危機管理等の体制を備えた大学運営が行われているかを検証しつつ、特に統合の効果、法人化の効果が所期の目的を達成し得ているかどうかを、この時期に検証することが有益と判断し、上記2記載の事件を今年度の包括外部監査のテーマとすることとした。

4 監査対象部署

公立大学法人県立広島大学、環境県民局

5 監査要点

- (1) 事務執行および経営管理が関係法令等に準拠し適法か。
- (2) 事務執行および経営管理が事業計画等の目的達成のために有効かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務執行および経営管理にかかる支出は経済的になされているか。
- (4) 事務執行および経営管理の外部委託につき、委託の要否の判断および委託先の選定方法等は適切か。
- (5) 事務執行および経営管理の効果の検証が適切な調査および基準に基づきなされているか。
- (6) 統合・法人化による利点が十分に活かされているか。
- (7) 施設および設備の設置および運営が有効かつ効率的に行われているか。
- (8) 危機管理に関する体制は整備されているか。
- (9) 他の機関との連携は適切になされているか。

6 主な監査手続

関係各部署に対するヒアリング、関連資料の検証および現地調査を中心として行った。

7 外部監査の対象年度

原則として、平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）を監査の対象とし、必要に応じて現年度および過年度も対象とした。

8 外部監査の実施期間および補助者

（1）外部監査の実施期間

平成 26 年 6 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

（2）包括外部監査人および補助者の資格と氏名

包括外部監査人	弁護士	武井康年
補助者	弁護士	大植伸
	公認会計士	黒木敬
	弁護士	後藤紀一
	公認会計士	蟬川公司
	税理士	高森千夏
	弁護士	森山直樹

9 利害関係

上記包括外部監査人および同補助者らには、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 規定の利害関係はない。

第 2 監査要点の判断基準

本監査においては、前記第 1、5 記載の監査要点に関し、次のような基準によって判断を行った。

1 適法性

適法性については、地方自治法第 2 条 16 項の規定（「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」）のもと、公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程、指名競争入札等事務処理要領、公立大学法人県立広島大学職員就業規則、公立大学法人県立広島大学職員給与規程、公立大学法人県立広島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程、公立大学法人県立広島大学危機管理規程等の諸規定に違反していないかを基準として判断した。

また、地方独立行政法人法に基づき、①組織運営に関し、理事長（兼学長）のリーダーシップに基づく迅速な意思決定の下で、より良く「地域に根ざした県民から信頼される大学づくり」を実現する（同法 13 条 1 項）、②知事が中期目標を定め、中期計画を作成し、評価委員会の評価を受けるといった目標評価制度の導入によって、定めた目標の達成のために有効かつ効率的な運営を行っているか否かの検証を行う（同法 25 条および 28 条）、③県から法人経営に必要な経費措置として使途内訳を特定しない運営費交付金の交付を受けることにより、法人独自の方針に従った財政運営を行う（同法 42 条）、④財務会計に関し、地方独立行政法人会計基準に基づく会計制度の確立によって適切な会計管理を行い、複数年度の予算執行が可能となる予算制度の確立により、弾力的な予算執行を実現する（同法施行規則 1 条）といった点が達成できているかも判断基準とした。

2 効率性・経済性

効率性、経済性については、地方自治法に従い、「住民の福祉の増進」のために、「最小の経費で最大の効果」を挙げられるようにしているか（同法 2 条 14 項）、また「組織及び運営の合理化」に努めているか（同条 15 項）を基準として判断した。

3 統合・法人化による利点が活かされているか

統合の利点が活かされているかについては、①既存の資源を最大限有効に活用するために、それらを総合的にまとめ、機能の充実を図り、より魅力ある大学へ改革する、②行財政改革の方向に沿いながら、効率的な運営を進めていく、③研究費を独自性の高い研究などに重点配分する（以上、「県立広島大学設置認可申請書」）および④3 キャンパスの既存の資源を最大限活用するために、合理化していく分野と、伸ばすべき分野について整理し、「選択と集中」によって、学部・学科の再編整備を行い、「新たな強み」の創造を図る（「新県立大学基本構想」平成 15 年 9 月）という目的が達成されているかを基本としながら、重複する施設、設備、備品、システム、人材等を統合・削減し、コストカットを実現しているか、3 キャンパスで蓄積した学術、研究、教育、組織運営等のノウハウを共有し、全学でそれを活用しているかといった点等も加味して判断した。

法人化の利点が活かされているかについては、①機動的で弾力的な運営体制を確立し、大学独自の責任と裁量により、自律的かつ効率的な大

学運営を図る、②目標評価制度、人事・財務会計制度を整備し、県民の期待に応えられる大学運営がなされる体制を整備し、理事長のリーダーシップに基づく迅速な意思決定の下で、「地域に根ざした、県民から信頼される大学づくり」の実現を図る（以上「県立広島大学の法人化基本方針」1頁）、③県の組織の一部となっている現在の仕組みを変えることで、民間的な発想による自律的・主体的な大学運営、教育研究に個性を有する特色ある大学づくりを実現する、④情報公開等により、透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たし、地域との連携・交流や外部資金の導入を推進する、⑤現行の県の直営方式から法人経営への移行により、大学運営のコスト管理を厳密に行い、事務事業の徹底した合理化、効率化による経費縮減を図る、⑥学長のリーダーシップのもとで先行的な投資や学術研究を進める（以上「地域に根ざした大学運営を目指して」平成17年1月）といった法人化の目的が達成されているか等を基準として判断した。

第3 監査の結果の表記方法

本監査では、次の3つの種別によって結果を表記する。

指 摘 不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める必要がある事項および長期未納があるもの

意 見 指摘には至らないが、改善または改善についての検討を求める必要がある事項

付 記 指摘・意見に該当しない注意喚起、問題提起および要望事項

第2章 監査の結果

第1 監査対象の概要

本監査の対象となる県立広島大学の概要の理解のため、公立大学法人制度について簡単に触れておく。

1 公立大学法人制度の概要

(1) 制度創設の経緯

平成12年12月に「行政改革大綱」が閣議決定され、「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する」ことが打ち出された。

それを受け、平成15年7月に地方独立行政法人法が成立し（平成16年4月1日施行）、その第7章において「公立大学法人制度」の創設が規定された。

(2) 公立大学法人制度の要点

公立大学法人制度の要点は次のとおりである。

公立大学法人制度は、地方独立行政法人法の中で、大学における教育研究の特性に配慮し以下の通り制度設計されている。すなわち、上記法令中に「公立大学法人に関する特例」として第7章が独立して設けられ、原則として一般の地方独立行政法人に関する規定に従って組織および業務運営等がなされるが、理事長が学長を兼務する、経営に関する重要事項を審議する機関を置くなどの特例が規定されている。

公立大学を法人化するか否かは地方公共団体の選択に委ねられており、法人を設立する場合は、地方公共団体の議会の議決を経て定款を総務大臣および文部科学大臣が認可することとなっている。

具体的な法人の組織運営等を地方公共団体の裁量に委ねるという弾力的な制度設計がなされている。その結果、自主自立的な環境の下、魅力ある教育研究の積極的な展開(予算・人事等の規制緩和)、「民間的発想」によるマネジメント、能力、業績に応じた弾力的な人事システムの採用(非公務員型)などが可能となった。情報公開、第三者評価による適切な資源配分などにより、地域社会での知的・文化的拠点として発展する契機となることが公立大学法人に期待されている(文部科学省ウェブサイト「『公立大学法人』制度の概要」)。

2 監査対象(県立広島大学)の概要

(1) 沿革

ア 統合前の各大学の概要

(ア) 県立広島女子大学

大正9年に広島県立広島高等女学校(現広島県立広島皆実高等学校)に設置された専攻科を前身とし、昭和3年に旧制女子専門学校である広島女子専門学校として独立・開校した。その後、昭和25年に広島女子短期大学開学、昭和40年に広島女子大学(文学部、家政学部)開学を経て(昭和41年広島女子短期大学閉学)、平成12年に県立広島女子大学に名称変更された(キャンパスは広島市南区宇品東)。

(イ) 広島県立大学

昭和29年に開学した広島県立農業短期大学(広島県東広島市)を前身とし、平成元年に広島県立大学として開学した(同短期大学は平成2年に閉学)、経営学部および生物資源学部の2学部からなる公立大学である(キャンパスは広島県庄原市七塚町)。

(ウ) 広島県立保健福祉大学

平成7年に看護学科、放射線技術学科等を置く広島県立保健福祉短期大学が開学し、同短期大学を前身として平成12年に4年制大学として開学した(キャンパスは広島県三原市学園町)。これに伴い、短期大学は平成14年3月に閉学した。

イ 3大学の統合

平成17年4月に県立広島女子大学、広島県立大学および広島県立保健福祉大学の3つの県立大学が統合され、県立広島大学が開学した。その経過は次のとおりである。

広島県では、上記3大学がそれぞれの特性を活かし、魅力ある県立大学として存在していくためには、時代に適合した大学として、共通の使命のもとで連携方策を実施し、改革していくことが必要との考えのもと、平成12年3月「県立大学開学・連携ビジョン」が策定された。そのビジョンの一層の具体化を図り、着実な推進に資するため、平成13年2月に県立大学運営協議会が設置された。同協議会は平成14年12月に、これまでの議論を集約した「新たなる県立大学をめざして一地域に根ざした、県民から信頼される大学をめざして一」【最終まとめ】を県に提出し、3大学の統合が正式に答申された。この最終まとめを受け、広島県は、平成15年9月に、「地域に根ざした、県民から信頼される大学」を実現するために県立3大学を統合することとして、「新県立大学基本構想」を策定し、平成16年4月30日に「県立広島大学設置認可申請書」を文部科学大臣に提出し、同年7月に認可を受けた。

なお、県立広島女子大学および広島県立保健福祉大学は平成24年6月に、広島県立大学は平成26年2月に、それぞれ閉学した。

ウ 法人化

3大学の統合後、県立広島大学は平成19年4月に地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人として法人化され、現在に至っている。その経過は次のとおりである。

平成16年9月、平成17年4月に開学予定であった県立広島大学の設置運営形態の在り方について調査検討を行うため、「県立広島大学設置運営形態調査検討会議¹」が組織された。同検討会議は、平成17年1月「地

¹ 県立広島大学設置家運営形態調査検討会議とは、産学の専門家を委員として、県立広島大学の公立大学法人化に向け、県立広島大学の設置運営形態の在り方について調査および検討を行い、結果を取りまとめた上で、知事に提言することを目的として条例により設置されたものである。

域に根ざした大学運営を目指して（提言）～公立大学法人化に向けた基本的考え方～」をまとめたが、この中で「県立広島大学が地域社会に貢献しその存在感を示していくには大学独自の責任と裁量による運営が重要であり、県の組織の一部となっている仕組みを変えることにより、民間的な発想による自律的・主体的な大学運営を実現する必要があるとの認識のもと、早期の法人化が望ましい」としている。それを受けて広島県は、平成 18 年 2 月に「県立広島大学の法人化基本方針」を発表し、平成 19 年 2 月 14 日には「公立大学法人県立広島大学設置認可申請書」を総務大臣および文部科学大臣に提出し、設立の認可を受けた。

（２）設立目的

県立広島大学は、「地域に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに、地域に根ざした高度な研究を行い、もって地域社会の発展に寄与すること」を設立目的としている（定款 1 条）。

（３）組織

県立広島大学は、理事長（学長）、役員会、監事、理事長選考会議、経営審議会、教育研究審議会などから組織されている。

（４）学部・学科

県立広島大学には、現在、次に挙げるとおり、4 学部・11 学科と 1 つの専攻科および 1 研究科・4 専攻がある。

- 人間文化学部 国際文化学科、健康科学科
- 経営情報学部 経営学科、経営情報学科
- 生命環境学部 生命科学科、環境科学科
- 保健福祉学部 看護学科、理学療法学科、作業療法学科
コミュニケーション障害学科、人間福祉学科
- 大学院 総合学術研究科
人間文化学専攻、経営情報学専攻、生命システム科学
専攻、保健福祉学専攻
- 助産学専攻科

（５）キャンパスの概要

各キャンパスの概要は次のとおりである。

表 キャンパス概要

	広島キャンパス	庄原キャンパス	三原キャンパス
所在地	広島市南区宇品東	庄原市七塚町	三原市学園町
学校用地面積	22,503 m ²	70,393 m ²	45,565 m ²
学部等	<ul style="list-style-type: none"> ●人間文化学部 <ul style="list-style-type: none"> ・国際文化学科 ・健康科学科 ●経営情報学部 <ul style="list-style-type: none"> ・経営学科 ・経営情報学科 ●総合学術研究科 <ul style="list-style-type: none"> ・人間文化学専攻 ・経営情報学専攻 	<ul style="list-style-type: none"> ●生命環境学部 <ul style="list-style-type: none"> ・生命科学科 ・環境科学科 ●総合学術研究科 <ul style="list-style-type: none"> ・生命システム科学専攻 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健福祉学部 <ul style="list-style-type: none"> ・看護学科 ・理学療法学科 ・作業療法学科 ・コミュニケーション障害学科 ・人間福祉学科 ●助産学専攻科 ●総合学術研究科 <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉学専攻
附属施設	総合教育センター 学術情報センター 地域連携センター	庄原学術情報センター 庄原地域連携センター 附属フィールド科学教育研究センター	三原学術情報センター 三原地域連携センター 附属診療センター

(6) 教職員数および学生数

ア 教職員数

平成26年5月1日時点の県立広島大学における教職員数は下表のとおりである。なお、下表中の県派遣職員とは、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第2条1項2号に基づき県から派遣されている職員を、民間派遣職員とは、民間派遣会社から派遣されている職員を、それぞれ意味するものである。

表 教員数および職員数

(単位:人)

学部	人間文化		経営情報		生命環境		保健福祉					助産学専攻科	総合学術研究科	その他	合計
	国際文化	健康	経営	経営情報	生命	環境	看護	理学	作業	コミュ	人福				
教員数	26	19	13	17	33	17	33	16	15	17	20	4	0	15	245

区分	県・法人職員				民間派遣職員	総計
	県派遣職員	プロパー職員	法人契約職員	小計		
職員数	34	30	56	120	6	126

イ 学生数

平成26年5月1日時点の県立広島大学における学生数は下表のとおりである。

表 学部学生数

(単位:人)

学部/学科		合計			1学年			2学年			3学年			4学年		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
人間文化 学部	国際	63	314	377	12	76	88	16	74	90	16	86	102	19	78	97
	健康	5	144	149	2	35	37	1	35	36	2	35	37	0	39	39
経営情報 学部	経営	95	178	273	23	44	67	21	45	66	23	47	70	28	42	70
	情報	96	80	176	24	17	41	25	17	42	23	21	44	24	25	49
生命環境 学部	生命	227	237	464	59	56	115	52	62	114	57	57	114	59	62	121
	環境	152	83	235	39	20	59	33	21	54	32	22	54	48	20	68
保健福祉 学部	看護	25	225	250	6	57	63	4	57	61	8	54	62	7	57	64
	理学	63	63	126	17	13	30	14	17	31	14	16	30	18	17	35
	作業	27	95	122	7	23	30	8	22	30	4	27	31	8	23	31
	コミュ	18	107	125	5	26	31	6	25	31	3	27	30	4	29	33
	人福	25	142	167	12	33	45	4	35	39	3	38	41	6	36	42
合計		796	1,668	2,464	206	400	606	184	410	594	185	430	615	221	428	649

表 大学院等学生数

(単位:人)

研究科・専攻科		課程	合計			1学年			2学年			3学年		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総合学術 研究科	人間 文化学 専攻	修士	3	16	19	2	6	8	1	10	11	—	—	—
	経営 情報学 専攻	修士	16	6	22	6	2	8	10	4	14	—	—	—
	生命 システム 科学 専攻	博士 (前期)	30	17	47	15	5	20	15	12	27	—	—	—
		博士 (後期)	17	4	21	9	0	9	3	1	4	5	3	8
	保健 福祉学 専攻	修士	27	27	54	13	9	22	14	18	32	—	—	—
助産学専攻科 (1年制)			0	9	9	0	9	9						
合計			93	70	163	45	22	67	43	45	88	5	3	8

(7) 収支

県立広島大学の平成25年度における経常収益は約54億7800万円であり、そのうち県からの運営交付金収益が約34億8000万円を占めていた。また、同年度の経常費用は約54億3700万円であった。

第2 個別の監査結果

1 管理運営

(1) 管理運営組織の概要

県立広島大学の管理運営における主要な機関は、理事長、理事、役員会、経営審議会である。理事長は法人を代表し、その業務を総理する（定款9条1項）。

役員会は、管理運営に関する重要事項を決定する機関であって、管理運営に関する最高の意思決定機関である。

役員会とは別に大学の経営に関する重要事項を審議するための機関として経営審議会が設置されている。これは、公立大学法人となり経営が行われることとなった大学に外部の会社経営の経験のある者などの知識経験を取り入れるべく設置されたものである。

役員会、経営審議会は、理事長によって招集される。理事長は、学長も兼任することから、大学の管理運営および教育・研究の面において強いリーダーシップを発揮できる。さらに、大学の業務執行につき代表権を有する者は、理事長1人だけであり、理事長の権限は大きいものとなっている。

県立広島大学の業務執行については、監事による監査を受けるほか、定款により業務の範囲が規定されている（定款25条）。また知事の指示により、知事が6年間の中期目標を指示し、大学は中期目標を達成するためにとるべき措置等を定めた中期計画を作成するが、この中期計画の実施状況の調査・分析および業務の実績の評価については、広島県公立大学法人評価委員会による評価を受けるシステムになっている（地方独立行政法人法11条、25条～31条）。

(2) 管理運営組織の特徴

県立広島大学の管理運営組織を概観すると、以下のような特徴がある。

第1に、役員として理事長1人、理事5人以内、監事2人を置くこととし（定款8条1項）、副理事長は置かないこととしている（定款8条2項）。

第2に、理事長の任命は、一定の要件を満たす者の中から設立団体の長（県知事）が任命することとされているが（地方独立行政法人法14条1項）、県立広島大学の場合は、（第1回目を除いて）理事長選考会議の選考により、同大学の申出に基づいて知事が行うこととなっている（定款10条1項）。

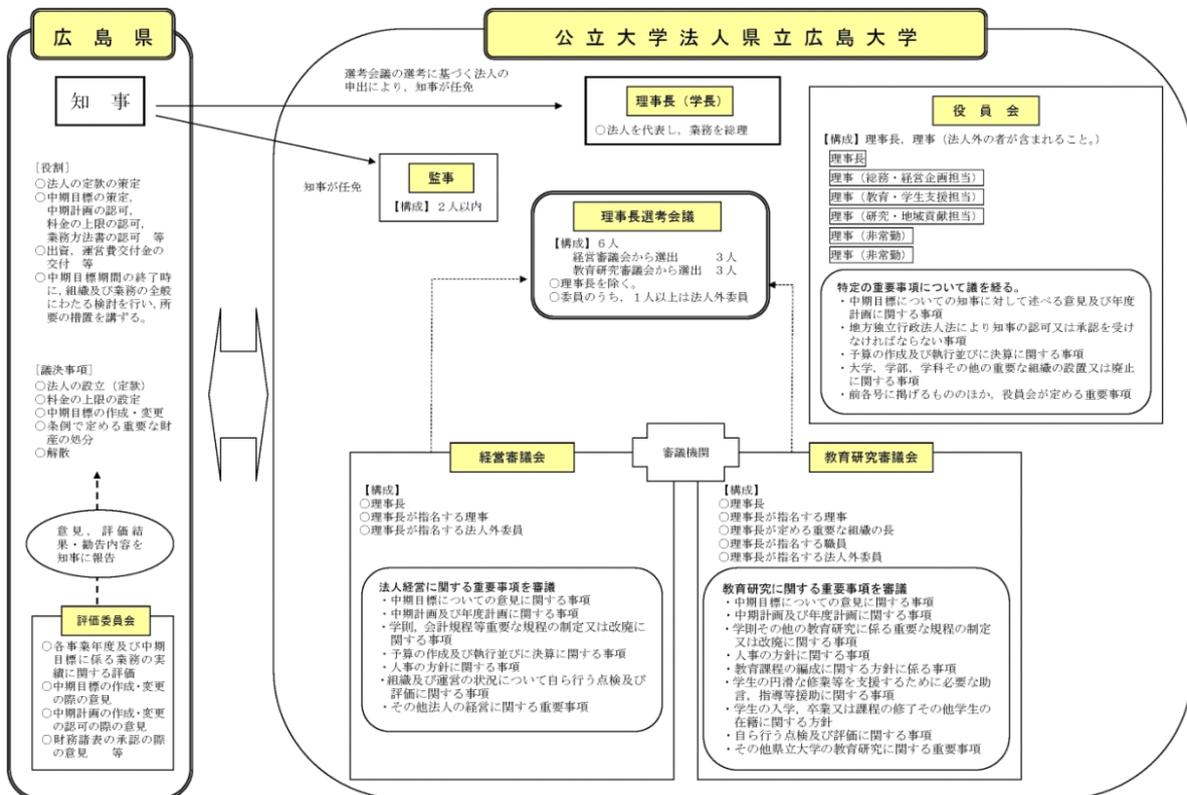
第3に、役員会および経営審議会の効率的な審議のために、その審議

事項の原案を作成する機関として、学内措置により戦略・運営会議が設置されている。

第4に、監事は、財務管理、経営管理その他当該大学事務または事業の運営に関し優れた見識を有する者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通している者の中から設立団体の長（県知事）によって任命されるが（地方独立行政法人法14条2項）、現在は、非常勤の監事として弁護士と公認会計士が任命されている。監事の職務は、会計監査および業務監査である（同法13条4項、同法35条、定款9条4項）。

県立広島大学の管理運営の全体の組織図は、以下の図のとおりである。

図 公立大学法人県立広島大学 運営組織の概要



(3) 役員会

ア 役員会の運営

役員会は、理事長によって招集され（定款14条1項）、毎月1回定例的に開かれている。理事長は、理事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない（定款14条2項）。役員会は、理事長のほか5名の理事で構成されている。理事は理事長によって任命されるが、法人の役員又は職員でないもの（学外理事）が含まれるように任命しなければならない（定款11条2項）。

現在、学内理事として事務局長、副学長が任命されている。また、学外理事として非常勤の理事が2名任命されている。

役員会の定足数は理事の過半数であり、議事は出席者の過半数の賛成により可決される。可否同数の場合は、議長（理事長）が決定する（定款15条1項3項4項）。平成25年度の役員会は、合計12回開催されており、その内8回は全理事が出席している。

監事は、定款上は出席義務はないが、役員会において意見を述べるができるとなっていることから（定款15条5項）、役員会に出席している。

イ 役員会の審議事項

役員会は、大学の管理運営に関する重要事項を決定する機関であり、審議事項は定款16条に次のとおり定められている。

- ① 中期目標についての知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項
- ② 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ④ 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要な事項

ウ 監査結果

役員会における審議は、継続検討になったケースもあるが、ほとんどは原案のとおり承認されている（後掲資料編6役員会議事録参照）。審議過程については記録が残されていないため、議事録からは議論の経過は分からない。後の大学運営の参考にすることができるように、出席者（特に外部理事）の意見の概要を含む審議経過は、内部資料として記録に残しておくべきである。（意見）

上記のとおり、監事は役員会への出席義務は課せられていないが、その職務は業務監査にも及んでおり、これを適正に執行するためにも、役員会に出席して理事の業務執行を把握する必要があることから、会社法上の監査役同様の役員会出席義務を課すことが妥当であろう。（付記）

※参考（会社法383条1項本文）監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(4) 経営審議会

ア 経営審議会の運営

経営審議会は、地方独立行政法人法第77条1項および定款17条1項に基づいて設置されている。経営審議会は理事長によって招集されるが、経営審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない(定款18条2項)。

経営審議会は、理事長、理事長の指名する理事および法人の役員または職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識を有するもののうちから、理事長が任命する者(外部委員、企業経営者等)によって構成される(定款17条2項)。経営審議会は、平成25年度は8回開催されているが、すべて役員会と合同で開催されている。

イ 経営審議会の審議事項

経営審議会の審議事項は、次のとおりである(定款20条)。

- ① 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ③ 学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ④ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ⑤ 人事の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ⑥ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑦ その他法人の経営に関する重要事項

ウ 監査結果

経営審議会は、前記のように役員会と合同で開催されているが、議事録を見る限り、第1回の経営審議会の審議事項を除き、審議事項、報告事項とも役員会と全く同じで、2つの会議体が単一の会議体におけるように議事が進行され、議案が承認されている。役員会の理事と経営審議会の委員を兼ねている者もいるので、合同で行う方が効率的である場合もあり、合同開催を否定するものではないが、両会議体の役割分担を意識した議事運営がなされるべきであろう。(意見)

経営審議会は、理事長および8名の委員で構成され、平成25年度は、外部委員は5名選任されている。経営審議会の設置の趣旨からは外部委員からの意見が積極的に取り入れられるべきであると考えられるにもかかわらず、平成25年度は、外部委員の出席率が芳しくない（うち1名は審議会に一度も出席していないし、50%の出席率の委員も2名いる）。重要な案件では事前に資料を送付し、意見を聴取する場合もあるとのことであるが、委員が一堂に会してそれぞれの知見を述べて意見交換することの重要性からも、外部委員の出席率の向上に向けた工夫が必要とされる。（意見）

（5）戦略・運営会議

ア 戦略・運営会議の意義

戦略・運営会議は、理事長、理事、学長補佐、次長および事務局職員で構成される内部的会議体であって、独立行政法人法や定款に基づいて設置されているものではないが、以下に述べる役割を果たすため、頻繁に開催されている（平成25年度は28回、57議案、113報告事項）。

戦略・運営会議の主な役割は、法人運営の基本方針やその実施計画についての審議のほか、役員会、経営審議会および教育研究審議会の効率的運営のため、あらかじめその議題および議案の原案を作成することにある。

戦略・運営会議においては、関係部局において検討し、本部経営企画室が各部局から提出されたものを取りまとめた事項について、理事長兼学長の判断により原案が決定されることとなっている。平成25年度の議事録を見る限り、戦略・運営会議によって提案された原案は、役員会、経営審議会でもそのまま承認されている。

イ 戦略・運営会議の審議事項

戦略・運営会議の審議事項は、以下のように広範囲に及び、大学の管理・運営全般にわたっている（公立大学法人県立広島大学戦略・運営会議細則5条）。

- ① 法人運営の基本方針及びその実施についての計画に関する事項
- ② 重要事項に係る理事長原案の調整に関する事項
- ③ 役員会、経営審議会および教育研究審議会への提案事項に関する事項
- ④ 法人全般の業務の連絡調整に関する事項
- ⑤ その他理事長が定める重要事項

ウ 監査結果

戦略・運営会議は、役員会、経営審議会が効率的に審議を進めることのできるようになるための原案を作成するという重要な機能を担っている。従来、役員会兼経営審議会においては、戦略・運営会議で作成された原案がそのまま承認されており、戦略・運営会議の果たす役割は大きい。戦略・運営会議では、各種の情報をもとに原案を作成していると考えられるが、その重要性に鑑み、今後とも役員会、経営審議会の強力な支援を行うことを期待する。(付記)

(6) C I Oおよび I T 戦略

学内では I T 戦略は、第二期中期計画の I C T²を活用した大学運営システムの整備の項目に記載された「効率的・効果的な大学運営を推進するため、セキュリティの高い情報ネットワークシステムおよび高精細遠隔講義システムなどを計画的に整備し、学生や教職員の有効活用を支援するとともに、情報倫理の醸成に努める。また、遠隔講義システムの更新時に、サテライトキャンパスや他大学との接続について検討する。」といった漠然としたものが存在するのみである。また、これを実現するための具体的かつ明確な中長期的な I T 投資計画は存在せず、大学の経営戦略とリンクさせた I T 戦略と呼べるものは見当たらない。

さらに、総務省の平成 24 年度版情報通信白書によると I C T 化の効果を享受するには、I T の専門的知識を有し、役員としての責任と権限を有する C I O³の設置が欠かせないと示唆を含む分析結果が得られているが、上記の第二期中期計画で I C T 活用を謳っているにもかかわらず、その中心的な存在たる C I O は設置されていない。

C I O の設置もされず、具体的な I T 戦略も存在しない現状では、I C T を活用した効率的・効果的な大学運営を推進することは容易ではない。専門的能力を有した人を C I O に選任し、① I T 戦略の策定、② I T 予算の審査、調整、③ I T 投資に係る業務改善、④ 共通システムの構築、⑤ 標準ルールの作成、⑥ セキュリティの確保、⑦ システム調達等に関する役割と権限を与え、たうえで、C I O を中心に、I T 戦略および年度計画を立案し、予算を付したうえで、I C T を活用した大学運営システムの整備をすべきである。(意見)

² ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) とは、IT(Information Technology) とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を ICT と区別して用いている。

³ CIO (Chief Information Officer : 最高情報責任者) とは、情報や情報技術に関する役員のことである。経営戦略に沿った情報戦略や IT 投資計画の策定などに責任を持つ。情報社会の進展にともなって、企業や広島県など地方公共団体等で積極的に設けられるようになっていく。

(7) 統合および法人化の効果

ア 統合の目的

広島県が3つの県立大学を1つの大学に統合することを目指した理由として、以下の点などが挙げられている。(新県立大学基本構想1～3頁、12頁参照)。

第1に、既存の資源を最大限有効に活用するために、それらを総合的にまとめ、機能の充実を図り、より魅力ある大学へ改革する。

第2に、行財政改革の方向に沿いながら、効率的な運営も進めていく。その際に、3大学の既存の資源を最大限活用するべく、合理化していく分野と、伸ばすべき分野について整理し、「選択と集中」によって、学部・学科の再編・整備を行い、「新たな強み」の創造を図る。

第3に、3大学統合によって、地域に貢献する「知」の創造・応用・蓄積を図り、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。

第4に、大学全体としての総合力を発揮し、学部を越えた企画立案や総合的な事業推進をするため、全学的な運営体制を構築する。

イ 法人化の目的

県立広島大学の法人化の目的は、これまで以上に機動的で弾力的な運営体制の確立が必要であるという認識のもと、大学独自の責任と裁量により、自律的かつ効率的な大学運営が図られる公立大学法人制度の導入を目指すという点にあり、管理運営面においては、以下の点などを目指している(「地域に根ざした大学運営を目指して(提言)～公立大学法人化に向けた基本的考え方～」5頁、7頁、8頁)。

第1に、法人化により、組織運営面での裁量範囲が拡大し、大学独自の判断による組織の編成や資源の重点配分など、機動的、弾力的な組織運営を行う。

第2に、法人制度では、人的・物的資源の配分などの権限を法人の長に集中することとなるので、従来学部に分散していた意思決定を法人の長のリーダーシップのもとで明確にすることにより、責任ある大学運営を進める。

第3に、法人経営に移すことにより、大学運営のコスト管理を厳密に行うことができ、事務事業の徹底した合理化・効率化による経費縮減を図る。

第4に、法人化により、民間的発想による大学運営手法を取り入れるとともに、非公務員型の人事制度とその運用、企業会計原則による合理的透明性のある財務運営など、大学自らの責任のもとに、自律的かつ効

率的運営を行う。

第5に、法人化によって、例えば、社会のニーズに適合した教育プログラムの改編や実用的な重点研究の開拓、地域社会のニーズに対応した学内資源の再配分、情報公開を積極的に行い、地域との連携・交流などにより、「地域に根ざした、県民から信頼される大学」として発展を図る。

ウ 統合および法人化に関して実施された事項

(ア) 教育科目の全学的活用

統合後、各学部の強みを活かした全学共通教育科目（複合科目）の開講・提供や、学部所属教員の他キャンパスを含む他学部開講科目の担当、総合教育センター等センター所属教員の全学共通教育科目担当など、既存の組織・資源の全学的な活用が図られ定着した。

なお、統合により、平成17年度には以下の表の通り科目の再編が行われた。

表 科目再編

科目名	教員の所属学部	受講対象学部
哲学	人間文化	人間文化、経営情報
哲学	生命環境	生命環境、保健福祉
倫理学	人間文化	人間文化、経営情報
心理学	人間文化	人間文化、経営情報
歴史学	人間文化	人間文化、経営情報
文学	生命環境	全学
教育学	人間文化	人間文化、経営情報
教育学	生命環境	生命環境、保健福祉
日本語表現	保健福祉	人間文化、経営情報、保健福祉
芸術	人間文化	全学
経済学	経営情報	全学
社会学	経営情報	全学
政治学	人間文化	全学
基礎数学	経営情報	人間文化、経営情報
統計学	経営情報	人間文化、経営情報
物質科学	人間文化	人間文化、経営情報、保健福祉
生活化学	人間文化	人間文化、経営情報、保健福祉
生命科学	人間文化	人間文化、経営情報、保健福祉
【以下、複合科目】		
バイオと環境	生命環境	全学
食料とエコロジー	生命環境	全学
人間科学論	人間文化	全学
共生社会論	人間文化	全学
健康文化論	人間文化	全学
経営と現代社会	経営情報	全学
科学と医学	保健福祉	全学
社会福祉概論	保健福祉	全学
地域の理解	全学	全学
キャリアビジョン	全学	全学
インターンシップ	全学	全学

また、県立広島女子大学で先行実施した「インターンシップ」や「キャリアビジョン」の教育プログラムを基盤にして、現在の全学共通教育のキャリア科目が整備され全学で定着している。

(イ) 組織改編

組織体制について、法人化後、キャリアセンター、宮島学センター⁴、附属フィールド科学教育研究センター、サテライトキャンパスひろしま等の附属施設等を設置するとともに、事務組織についても、業績評価室、監査室、広報室、国際交流室、MBA設置準備室等を設置するなど組織改編を実施している。

(ウ) 学部学科の再編

統合前に庄原キャンパスに設置されていた経営学部は、教育面において、企業との実務面での連携が十分とはいえないなどの課題があるため、統合時に経営情報学部に変更して本部広島キャンパスに設置された。

旧県立広島女子大学生活科学部人間福祉学科については、保健医療分野との連携を強化し、地域の保健福祉分野のリーダーとなる人材を育成するため、保健福祉学部人間福祉学科として三原キャンパスに設置された。なお、広島県立保健福祉大学保健福祉学部設置されていた放射線学科は廃止された。

法人化後に、高度な専門知識と実践力を身に付けた助産師養成のため、助産学専攻科（1年制）が新たに設置された。

(エ) キャンパス横断的な研究事業

平成10年度にスタートした「県立3大学重点研究事業」の成果が「県立広島大学重点研究事業」に継承され、キャンパスを越えた学際的な共同研究の育成、地域課題解決研究並びに学長プロジェクト研究に発展している。

(オ) 授業・教育の改善、改革

授業改善・教育改革に係るFD⁵の取組み、学生による授業評価、大学の教育研究活動等に係る自己点検・評価の取組み等は、何れも県立広島女子大学で先行実施されていたものが基盤となり、今日では全学的な取組みとして発展的に実施されている。

⁴ 宮島学センターは、宮島の学術研究(宮島学)を基礎とする教育活動や地域連携を推進し、宮島の歴史的・文化的な価値を高めるとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的に設置された。

⁵ ファカルティ・ディベロップメント、大学教員の教育能力を高めるための実践的方法、大学の授業改革のための組織的な取組方法である。

(カ) 大学の広報活動

統合・法人化後は、大学として一体的な広報活動を行うことができるようになった。そのため、理事長のリーダーシップにより、広報により多くの予算を配分し、独自の主体的広報活動のために、企画を募集して年間を通してのポスターや新聞広告を一体的に実施したほか、企画提案の募集やオープンキャンパスの実施、さらには一般選抜試験出願期間に併せて公共交通機関や新聞等で広告を行うなどしている。

また、大学の教育研究活動等および大学運営全般について、各部署のウェブページやSNSへの積極的掲載、学科パンフレットの作成等により積極的な情報提供を行なっている。平成25年度から第二期中期計画に基づく戦略的広報事業を推進するため、同年4月に、本部経営企画室と本部教学課入試担当からなる広報室を設置し、ウェブページの全面リニューアル、多言語サイトの構築、新規ソーシャルメディアの開拓等を行い、また各キャンパス広報担当者と連携して大学情報の発信にも努めている。

(キ) 大学運営事務の一元的管理

3 キャンパスが分離していることによる事務の重複を避けるため、事務の一元的管理を実現し効率的な運営を図るべく、以下のシステムが導入された。

法人化までに遠隔講義システム、学内LAN、図書管理システム等を導入していたが、法人化にあたって、新たに大学独自の人事給与システム、財務会計システムを導入するとともに、本部機能を強化し、支払手続きや給与計算等を本部で一括して行う等、効率的に業務を実施できるシステムを構築した。

(ク) 内部統制機能および運営基盤の強化

平成21年度に業務評価室と公立大学法人の目標設定・計画策定および自己点検を業務とする組織である「目標・計画委員会」が設置された。平成23年度には監査室が設置され、平成25年度には、学内横断的な喫緊の重要課題として位置付けた「教育改革・大学連携の推進」、「戦略的広報の実施」、「国際交流の推進」に関する対応を図り、大学の運営基盤の強化を図るため、以下のような組織の立ち上げと施策が行われている。

- ① 教育改革・大学連携担当の学長補佐の新設および経営企画室に教育改革・大学連携担当の新設

- ② 入試広報と一体となった戦略的広報を実施するため広報室を新設（室長は総務・企画担当理事が兼務）
- ③ 国際交流担当学長補佐を廃止し，研究・地域貢献担当理事が国際交流室長を兼務。「国際交流推進に係る事業方針」および「Action Plan 国際交流推進行動計画」の策定
- ④ 「サテライトキャンパスひろしま」の設置・運営（平成 25 年 4 月 9 日）

エ 監査結果

上記の（ア）から（ク）の事項は、県立広島大学の統合や法人化の後に、管理運営に関して行われたいくつかの施策、制度の構築、事業の推進等について紹介したものである。これらは、統合して複数学部になったこと、また法人化して理事長、学長のリーダーシップが強化されたことによって可能になった事柄である。また、法人化によって、学部学科の再編や新しい部署、各種センターの設置を機動的に行うこともできるようになった。研究活動においても、より迅速にキャンパス横断的な実施が可能となり、広報活動においても各種の媒体を使い効率的に行うことができるようになったこともその成果である。

また、統合・法人化により内部統制システムに関しても、多くの管理運営に関するルールを整備し、危機管理体制を整え、事業の効率化・適正化に向けた諸施策を行っている。しかし、内部統制システムの効果が発揮されるためのモニタリングを実施する前提となる以下の点について、十分な内部統制環境が整備されているとは言い難い。

- ① 全学的なリスク評価およびその対応・管理
- ② 内部統制の基本方針等の規程やマニュアルの整備
- ③ 関連する規程の見直しや重要な業務等の文書化
- ④ 全学的な内部統制管理体制の整備
- ⑤ 内部統制に関する継続的な教育

公立大学法人であっても学内ガバナンス向上のためには、内部統制に関する基本的な業務として、法人全体についてシステム的に対応し、PDCAサイクルによる継続的な改善が重要である。その結果として、内部統制の目的たる業務の有効性・効率性、法令等遵守、財務報告の信頼性を一定レベル以上に確保することが可能となる。このためにも、上記①から⑤をより充実させることが必要である。（意見）

少子化が叫ばれるようになって久しいが、これに伴い大学間競争が激

化する中で、広報活動は、単に県立広島大学の情報を発信するだけでなく、積極的に斬新なアイデアに基づく経営戦略を立てて、大学の特徴を前面に打ち出し、広く受験生、世間にその魅力を発信するという「戦略的広報」に重点を置いた広報活動がより重要となる。この点に関し、平成 27 年度の広報戦略の立案に向け、平成 26 年 7 月に「県立広島大学広報戦略策定等に係る業務委託契約」が締結されたことは、その第一歩として評価することができる。今後も、戦略的広報を強力に推進すべきである。(意見)

現在の県立広島大学は、4 学部を有する総合大学であるが、教育形態はキャンパスごとに完結する形で行われており、同一学年の学生全員が学部の垣根を越えて同じキャンパスで学びかつ親交を深めるというプログラムは用意されていない。入学式で全員が一堂に会するのみで、大学祭も卒業式も 3 つのキャンパスで分散して行われている。

現在の県立広島大学の学生は、総合大学の強みである学部を異にする学生との横のつながりを醸成する機会に恵まれていない。これでは、県立広島大学生としての連帯感が生まれ難く、共通のアイデンティティを持ってないのではないかと思われる。

教養教育期間のうち、一定期間を本部キャンパスにおいて学年全体を合同で教育するシステムを作るなどして、同じ大学の学生としての一体感を醸成する方策を講じて、全学生、教員、職員の総合力による大学力の向上を目指すべきである。(意見)

(8) 地域への貢献ならびに連携

ア 地域重視の理念

県立広島大学の定款 1 条には、大学の設立目的につき、以下のとおり規定されている。

定款 1 条

この公立大学法人は、大学を設置し、および管理することにより、地域に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに、地域に根ざした高度の研究を行い、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

ここでは「地域に貢献する」、「地域社会で活躍できる」、「地域に根ざした」、「地域社会の発展に」というように、「地域」という言葉が繰り返し使用されている。

このことから、県立広島大学の設立および運営が「地域」と密着して行うことを強く意識していることが分かる。公立大学が各地方自治体の資金を基に設立されていることからすれば、地域貢献が期待されるのは当然であるが、県立広島大学が特に地域密着を重視していることは、以下のような大学設立当時の理念にも表れている。

第1に、明日を担う人材養成への期待として、これから地域社会を支える人材の育成とともに、学生を対象とした教育・研究のみならず、県民が生涯学ぶことのできる質の高い多様な学習機会を提供し、教育機能を地域社会に拡大することが求められていること、第2に、県勢活性化の基本となる産業・科学技術の振興や新産業の創出のため、大学の持つ知的資源の活用など、産学官連携を通じた研究成果の地域還元が求められていること、第3に、地域の課題解決に向けた取組として、高齢化・過疎化が全国に先行している広島県においては、地域の活性化や保健・医療・福祉の充実などの積極的な施策展開が求められており、これらの地域課題解決に向けて、地域に根ざしたシンクタンク機能を充実させ、大学が有する教育・研究機能を積極的に生かしていくことが必要になってきたこと、である。

イ 地域貢献活動

県立広島大学は、設立以来、多くの地域貢献活動を行ってきた。その概要は以下のとおりである。

(ア) 地域課題解決のための研究の推進

地域が抱えている諸課題について市町等と連携し、理論的な実証に基づく解決策の発表や積極的な政策提言を行うとともに、地域の課題解決のため、教員がそれぞれの専門を活かしアドバイスをおこなっている。また、県および市町等の各種委員会・審議会および各種法人に委員として就任し、それぞれの専門を生かした提言やアドバイスを行っている。具体的には、県内9市町、金融機関等10団体と包括協力協定を結び、地域が抱える諸課題の解決に取り組む体制を整備し、事業内容の見直しを定期的に行いながら事業を効果的に推進したほか、平成22年度からは、年に一度、協定自治体との意見交換会を開催し、連携強化を図るなどしている。

(イ) 研究成果および地域貢献活動の教育への反映

学生に地域や企業等のニーズを把握させ、実践的な知識・技法を身に

つけさせるための研究活動に学生を参画させている。また、教員の地域施策・振興に貢献する研究の促進を図るために、重点研究事業制度を設け、採択された研究テーマに多くの学生を参画させ、実践的な研究手法を身に付けさせている。

(ウ) 公開講座等の充実

県立広島大学では、地域に対し開かれた公開講座を各キャンパスで行っている。具体的には、資格取得支援講座、専門職講座、複数年時にわたって開講するレベルアップ講座、その他、地域のニーズに対応した講座を開講すると同時に、各キャンパスセンター、宮島学センターにおいて、特色ある公開講座を定着させている。

(エ) 地域社会との連携

a TLO等との連携

県立広島大学では、広島TLO⁶等と緊密に連携しながら、知的財産の創出・保護・活用を推進している。中国経済産業局やひろしま産業振興機構、JST（独立行政法人科学技術振興機構）、三次イノベーション会議、しょうばら産学官連携推進機構等と連携して研究発表、成果公表、セミナー、講演会等を開催したほか、インテレクチュアル・カフェ⁷、研究室訪問などを通じて研究成果の公開、PRに努めている。その実績の中には、多くの特許出願、特許権移転、ノウハウ譲渡、特許実施契約が含まれている。

b 広島県との連携

県立広島大学は、広島県の関係部局と大学相互間の情報交換に努め、広島県が抱える政策課題に対応した研究テーマに取り組み、その成果を広島県に還元している。具体的には、地域課題解決研究の実施、県の各種委員会への参画、青少年育成県民会議との包括協定の締結、環境の日ひ

⁶ Technology Licensing Organization（技術移転機関）とは、大学等の研究成果を権利化し、これを企業に技術移転し、企業が事業化をして取得した収益の一部を研究資金として大学等に還元するという新たな研究成果を生み出す知的創造サイクルの原動力となる産学連携の仲介役を果たす機関をいう。広島TLOは、平成15年10月9日、大学等技術移転促進法に基づき、36番目の承認TLOとして文部科学大臣および経済産業大臣の承認を受けた。

⁷ インテレクチュアル・カフェとは、異分野の技術・知識の融合によって「新たな価値の創造＝イノベーション」を促進しようという目的で、経済産業省が平成19（2007）年度にスタートさせた交流会事業である。県立広島大学が参加している「インテレクチュアル・カフェ広島」は、広島地域の大学の若手研究者と産業界・金融機関・行政等が新技術・新製品の開発や新事業を生み出すネットワークを形成することを目的とした交流会であって、広島県内の5大学の持ち回りで平成20年度から継続的に開催しており、県立広島大学はこれまで2回主催している。

ろしま大会での出展、高度 I T 人材確保・育成協議会への参加等多岐にわたっている。

c 市町との連携

県立広島大学は、地域が抱えている諸課題について、市町と連携し、理論と実証に基づく解決策の発表や政策提言を積極的に行うとともに、地域の課題解決のため、教員がそれぞれの専門を活かし、アドバイスをを行っている。具体的には、県内 9 市町（庄原市、三原市、廿日市市、安芸高田市、世羅町、尾道市、江田島市、三次市、広島市南区）と包括協定を締結し、地域戦略協働プロジェクトを実施した。包括協定に基づく事業は多岐にわたるが、例えば、地域のまちづくり・人づくり、産業振興・地域経済の発展、保健・医療・福祉の向上、教育・文化・生涯学習の推進等に関する事業等である。

d 地域の文化施設等との連携

県立広島大学は、美術館、博物館、金融機関、経済団体等と連携し、双方の資源を有効に利用し、地域の活性化に貢献している。具体的には、10 の金融機関や経済団体等と包括協定を締結し、各種セミナー・講演会への講師派遣を行い、さらに金融機関および経済団体との事業協力や連携事業の実施等を行っている。

e 大学間連携

県立広島大学は、大学内に大学連携を担当する部署を設置し、経営企画室に大学連携担当・教育改革担当を置いて、総合教育センターとの連携の下、大学連携にかかる取り組みを全学的に推進している。その主なものは、一般社団法人教育ネットワーク中国との連携による「サテライトキャンパスひろしま」の運営を通じての、県内大学との単位互換制度の実施、新たな教育プログラムの企画、各種公開講座等の実施等である。

f 産学官連携の推進

まず、地域企業等との研究交流の推進が挙げられる。これは、地域連携センターが中心となり、共同研究プロジェクトを積極的に受け入れるとともに、技術・経営相談、指導など地域企業等と研究交流を進めながら、知的財産の技術移転を促進するものである。地域戦略協働プロジェクトのほか、学部を越えた共同研究、自治体や関連組織からの助成・支援による共同研究・研究交流を推進し、地域の資源を活用した商品開発

を行うなど地域の活性化に努めている。

つぎに、地域連携センターにおける企業ニーズと大学ニーズのマッチングを支援する交流会等の開催を挙げることができる。この事業の主なものは、産学官連携講座開催、しょうばら産学官連携推進機構、協定金融機関や関連組織などの協力を得て「広島ビジネスマッチングフェア」等への出展、各種産学官連携交流事業に参画・研究交流、自治体やひろしま産業振興機構の助成金を得た商品の研究・共同開発等である。

(オ) 施設・設備の提供

県立広島大学は、大学の図書館、グラウンド、体育館等、大学の施設・設備・機器、ソフトウェア等を可能な限り地域に開放している。

ウ 監査結果

県立広島大学は、上記のごとく多岐にわたりさまざまな地域貢献を行っている。特に、県立広島大学との連携によって、広島県の多くの企業が特許出願、特許権移転、ノウハウ譲渡、特許実施契約等を通じて豊富な果実を取得することができている。なお、広島県公立大学法人評価委員会による「公立大学法人県立広島大学業務の実績に関する評価結果(平成 25 年 8 月)」によれば、「地域貢献に関する目標」に属する 18 項目のうち 5 項目が最高レベルの「4」の評価を受けている。

また、日本経済新聞社産業地域研究所の全国の国公立大学 737 校を対象とする「大学の地域貢献度ランキング」調査によると、県立広島大学は、法人化時の平成 19 年度は 136 位であったが平成 24 年度には 75 位に、平成 25 年度には 50 位となり、地域貢献に対する評価は年々高いものとなっている。

2 人事関係

(1) 教職員の採用形態

ア 教職員数および学生数の推移

平成 17 年度から平成 26 年度までの 5 月 1 日時点における県立広島大学の教員、職員および学生の数等の推移は、下表のとおりである。

表 教員数の推移

(単位:人)

学部/学科	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
県立広島大学				240	248	239	248	250	250	250	252	252	245
人間文化学部				47	47	47	48	46	47	47	46	47	45
国際文化学科				30	29	28	29	27	28	28	27	28	26
健康科学科				17	18	19	19	19	19	19	19	19	19
経営情報学部				28	29	29	31	31	31	31	31	31	30
経営学科				11	13	13	14	14	14	14	14	14	13
経営情報学科				17	16	16	17	17	17	17	17	17	17
生命環境学部				51	52	45	50	50	49	50	50	50	50
生命科学科				31	30	25	29	29	28	29	30	29	33
環境科学科				20	22	20	21	21	21	21	20	21	17
保健福祉学部				105	112	110	109	108	108	106	107	104	101
看護学科				39	42	41	39	38	37	36	37	37	33
理学療法学科				15	16	15	16	15	14	16	16	15	16
作業療法学科				15	16	15	15	15	15	16	16	15	15
コミュニケーション障害学科				18	19	19	19	19	20	18	18	17	17
人間福祉学科				18	19	20	20	21	22	20	20	20	20
助産学専攻科								4	4	4	5	5	4
総合学術研究科					0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他				9	8	8	10	11	11	12	13	15	15
県立広島女子大学	90	87	84	6	3	1							
広島県立大学	76	74	72	6	4	2	1						
広島県立保健福祉大学	114	115	109	5	5	3							
合 計	280	276	265	257	260	245	249	250	250	250	252	252	245

※ 学長は除外している。

表 職員数の推移

(単位:人)

区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
県立広島大学				81	85	97	103	109	110	115	126	130	126
県・法人 小計				81	78	84	96	103	104	109	120	124	120
県派遣職員(県職員)				81	78	71	68	64	55	43	38	36	34
プロパー職員								6	10	23	26	26	30
法人契約職員						13	28	33	39	43	56	62	56
民間派遣職員					7	13	7	6	6	6	6	6	6
県立広島女子大学	27	28	27										
広島県立大学	30	30	30										
広島県立保健福祉大学	25	25	25										
合 計	82	83	82	81	85	97	103	109	110	115	126	130	126

※ 法人契約職員は、プロジェクト、附属施設等に従事する者を除く。

※ 民間派遣職員は、8時間勤務の者の実人員である。

※ H17およびH18は法人化前であり、県派遣職員欄の数字は県職員の人数を表している。

表 学生数の推移

(単位:人)

学部/学科	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
県立広島大学 計				709	1,353	1,938	2,524	2,586	2,652	2,667	2,651	2,651	2,636
人間文化学部				132	254	384	508	520	519	521	520	522	526
経営情報学部				118	222	327	430	427	440	442	456	457	449
生命環境学部				181	341	503	670	675	694	700	699	702	699
保健福祉学部				196	389	585	775	784	789	799	791	790	790
助産学専攻科								10	10	10	9	12	9
総合学術研究科				82	147	139	141	170	200	195	176	168	163
旧大学 計	2,578	2,759	2,783	2,082	1,396	706	45	16	8	4	0	0	
県立広島女子大学	1,063	1,056	1,056	786	524	262	17	6	2	1			
国際文化学部	429	437	432	324	230	118	15	5	2	1			
国際文化研究科	24	21	23	15	1	1							
生活科学部	571	563	562	424	286	138							
生活科学研究科	39	35	39	23	7	5	2	1					
広島県立大学	994	1,012	1,027	759	505	263	24	9	5	2	0	0	
経営学部	457	466	481	367	258	141	12	3	3	2			
経営情報学研究科	20	26	27	19	2	1	1	1	1	0	0	0	
生物資源学部	463	463	467	352	238	118	10	4	1				
生物生産システム研究科	54	57	52	21	7	3	1	1	0	0	0		
広島県立保健福祉大学	521	691	700	537	367	181	4	1	1	1			
保健福祉学部	521	691	700	537	367	181	4	1	1	1			
学部計	2,441	2,620	2,642	2,631	2,585	2,495	2,424	2,419	2,449	2,466	2,466	2,471	2,464
専攻科計	0	0	0	0	0	0	0	10	10	10	9	12	9
大学院計	137	139	141	160	164	149	145	173	201	195	176	168	163
合計	2,578	2,759	2,783	2,791	2,749	2,644	2,569	2,602	2,660	2,671	2,651	2,651	2,636

教員数は、平成 17 年の統合後、平成 19 年にかけて若干減少したが、翌年には 9 名増加し、その後はほぼ同様の人数（250 名前後）で推移している。なお、文部科学省の大学設置基準および厚生労働省の関係養成施設指定規則等により最低限必要な教員数が、学部の種類や収容定員などにより定められており、県立広島大学の最低限必要な教員数は 127 名（各学科等の合計：103 名、大学全体：24 名）であるが、ほぼ倍の 250 名前後の教員数が維持されている。

職員数は、統合以降毎年増加している。職員数に占めるプロパー職員（法人で正規雇用した職員）の数は増加傾向にあり、県からの派遣職員（派遣期間は原則 3 年）は 7 年間で半数以下となっている。その一方で、法人契約職員（原則として期間 3 年で以後更新するか否かをその都度決めるという内容で雇用されている）の数が毎年増加し、平成 25 年度では全職員の半数を占めている。なお、職員数について大学設置基準等による最低必要人数の定めはなく、県立広島大学では、県との協議により、大学予算（人件費）の範囲内で、各年度の業務量等に応じて職員数が決定されている。

学生全体の合計数は、大きな変動はなく推移している。

県立広島大学における教員 1 人当たりの学生数は平成 26 年 5 月 1 日時点で 10.0 人であり、公立大学ファクトブック 2013（以下「ファクトブック」という）によれば平成 25 年度の全国の公立大学のそれが 11.4 人であることと比較すると、ほぼ同水準となっている（因みに、国立大学

は 9.7 人、私立大学は 20.5 人である)。また、職員 1 人当たりの学生数は平成 26 年 5 月 1 日時点で 19.5 人であり、平成 25 年度の全国の公立大学において 28.2 人であることと比較すると、約 3 分の 2 となっている(因みに、国立大学は 18.6 人、私立大学は 34.1 人である)。

イ 職員の種別勤務状況および勤続年数

(ア) 法人契約職員の平均勤務年数

法人契約職員の平均勤務年数は、次のとおりである(平成 19 年度から採用した契約職員および平成 21 年度から採用した法人契約職員を対象とし、現在勤務している職員の勤務年数は平成 26 年 9 月末を期間の終期と仮定して、かつ、後に法人職員として採用した法人契約職員を除いて算出した)。

- 対象職員数 119 名
- 平均勤務年数 2.7 年

既退職者のみで算出すると、次のとおりである。

- 対象職員数 60 名
- 平均勤務年数 1.6 年

(イ) 県派遣職員の勤続年数

法人化以降の県派遣職員の平均勤務年数は、下表のとおりである(平成 18 年度以前から勤務し平成 21 年 3 月 31 日以前に県に復帰した職員および平成 25 年度以降に派遣された職員を除き、現在、勤務している職員の派遣期間の終期は平成 27 年 3 月 31 日として算出した)。

表 県派遣職員の勤続年数 (単位:人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	その他
職員数	9	21	51	14	2	2	2	4	2年5月～:1名 4年4月～:1名

- 対象職員数 107 名
- 平均勤務年数 3.1 年

(ウ) 職員の種別による勤務時間の違い

県派遣職員、プロパー職員および法人契約職員の勤務時間の違いであるが、正規の勤務時間は同じであるから、実勤務時間の違いは主に時間外勤務時間の違いとなって表れる。

平成 25 年度における職員の種別およびキャンパス別の時間外勤務実績は下表のとおりである。

表 一人あたり平均時間外勤務実績

	県派遣職員	プロパー職員	契約職員
本 部	25.2 時間/月	23.3 時間/月	15.6 時間/月
庄原キャンパス	16.6 時間/月	20.8 時間/月	10.6 時間/月
三原キャンパス	14.7 時間/月	22.4 時間/月	8.3 時間/月

※ 平成25年度実績より算定

ウ 監査結果

法人化の利点の 1 つとして、プロパー職員の採用により専門性を有する職員を育成し効率的な事務遂行を可能にする点が挙げられるが、上表のとおり県派遣職員の比率は減少傾向にあり、法人化の利点を生かす方向で推移している。法人契約職員もプロパー職員に含めて考えると、全職員に占めるプロパー職員の比率は 68.2% であり、平成 25 年度における全国の公立大学の事務職員におけるプロパー職員の平均比率 52.4% (ファクトブックより) とくらべ、その比率は高いといえる。以上のような県派遣職員の比率の減少は、法人化の趣旨に沿うものである。また、一時的に必要な人員を法人契約職員の採用によって賄うという手法は、法人化のメリットを活かした柔軟な雇用形態の選択といえる。

しかし、法人契約職員の契約期間は基本 3 年であり、契約更新されない可能性があり、実際にも上述のとおり法人契約職員の平均勤続年数は 3 年未満であって、正規採用の法人職員に比べ、専門性のある職務に関するスキルを身に付けることが困難な面がある。また、上表のとおりプロパー職員と法人契約職員とでは時間外勤務状況において相当程度の開きがある。そのため、現在のように職員の半数近くを法人契約職員が占める状況では、特にプロパー職員に過度の業務負担がかかり、業務の効率性を損なっているのではないかと考えられる。将来的に要職を担う人材を育てるためにも、今後は、県派遣職員を減少させるという方針を維持しながら法人契約職員の比率も低減させ、既に行われている社会人経験者や学卒者の採用といったプロパー職員の比率を高めるための取組を一層推し進めるなどして、プロパー職員の比率をより上昇させる方向で職員採用を行っていくべきである。(意見)

(2) 給与制度

ア 給料・手当支給額の推移

平成19年度から平成25年度までの教員および職員の給料・手当支給額の推移は、下表のとおりである。

表 教員の給料・手当支給額の推移 (単位:円)

区分	給料	その他手当 (期末・勤勉含む)	給与支給総額
H19	1,380,343,325	805,398,663	2,185,741,988
H20	1,338,541,226	785,647,072	2,124,188,298
H21	1,337,025,577	707,070,948	2,044,096,525
H22	1,389,062,049	718,844,962	2,107,907,011
H23	1,385,946,914	767,290,413	2,153,237,327
H24	1,394,265,919	773,469,047	2,167,734,966
H25	1,308,683,193	755,393,014	2,064,076,207

※ 理事長・三原市派遣職員・特任教員含む

※各年度で、県に準じた給与改定及び給与カットを実施

表 職員の給料・手当支給額の推移 (単位:円)

区分	給料	その他手当 (期末・勤勉含む)	給与支給総額
H19	310,017,336	227,502,616	537,519,952
H20	289,926,265	207,387,752	497,314,017
H21	393,770,725	193,675,972	587,446,697
H22	395,172,700	184,885,581	580,058,281
H23	382,878,591	198,251,010	581,129,601
H24	394,551,162	199,020,620	593,571,782
H25	386,545,000	196,471,887	583,016,887

※各年度で、県に準じた給与改定及び給与カットを実施

教職員の給料・手当に役員人件費を加えた人件費(法定福利費を除く)総額が経常費用に占める割合は、平成23年度が67.3%、平成24年度が67.3%、平成25年度が67.6%となっている。

イ 規定

教職員の給与は、いずれも「公立大学法人県立広島大学職員給与規程」(以下「職員給与規程」という)で定められている。

例外として、非常勤職員である特任教員の給与は「公立大学法人県立広島大学特任教員給与規程」で定められており、法人契約職員については「公立大学法人県立広島大学法人契約職員就業規則」で定められている。

ウ 給与の決定方法

職員給与規程 5 条により、教員の給料は教育職給料表に、職員の給料は一般職給料表に従って、それぞれ決定される。具体的には、教員は職務内容によって 4 つの職務級に、職員は同様に 9 つの職務級に分類され、勤続年数に応じて適用される号が決定される。教員は 1 号から 141 号まで、職員は 1 号から 125 号まであり、号数が多くなるに従って給料は上昇する。級および号の適用に関する詳細は「公立大学法人県立広島大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則」が定めている。教員の給料表は全国人事委員会連合会のモデルを参考にして作成され、職員の給料表は県の職員の給料表に準じて作成されている。県から派遣されている職員にも同じ給与規程が適用されており、県派遣職員とプロパー職員との間に給与に関する差異はない。

例外として、特任教員は 3 つの職務級および 10 の号級により、法人契約職員は 2 つの職務級および 11 の号級によって給料額が決定される。なお、特任教員のみ年俸制が採用されている。

このように教職員の給与は級および号によって決定される。級の上下は昇任・降任の問題であり、号は昇給の問題である。ここでは昇給の問題を取り上げ、前者の問題は「(4) 採用後の人事管理」の中で扱う。

エ 昇給

教職員ともに年 1 回昇給し（特任教員を除く）、通常は 4 号（法人契約職員は 2 号）上がるが、成績に応じて 1 ないし 3 号しか上がらない場合やまったく昇給がない場合もある。教員および職員の昇給の決定は、県派遣職員を含めすべて法人が行っている。

職員の場合は勤務評定を行っており、制度の枠組自体は県と同様のものである。県派遣職員についても、勤務評定は法人内で行われている。勤務評定の結果は昇給に反映されることになっているが、4 号昇給しなかった近年の例は、年度途中で採用された場合に 1 号しか上がらなかったケースおよび私傷病休が多かった場合に全く号が上がらなかったケースだけであった。

一方、教員の場合の勤務評定は、平成 23 年度より行われている業績評

価がこれに該当するが、教員の場合も勤務評定の結果が昇給に実際に反映された例はない。

オ 監査結果

上述のとおり、県立広島大学では職員について県と同じ枠組みの給与制度を採用しており、ほとんどのケースで1年勤務すれば4号上昇することとなっている。しかし、法人化の利点を活かし、柔軟な給与制度を導入することによって職員の勤務意欲をより向上させる契機とするために、特定の部署における業務についての専門性や能力を有する職員、あるいは業務において顕著な成果を上げた職員などが評価されるような能力主義をより強く反映させた仕組み、例えば、勤務評定が顕著に良好な職員については、4号を超えて昇給させる、あるいは6月および12月の勤勉手当（いわゆるボーナス・職員給与規程29条）を増額するといった制度の導入が検討されるべきである。（意見）

また、既に広島県で導入されている目標管理制度が県立広島大学においても近年中に導入予定となっているが、その目標の設定や達成の有無の評価においても、人材育成、研究のサポート、地域貢献などの県立広島大学特有の要素を重視するなど、その特色が生かされる制度となるよう努めるべきである。（意見）

教員についても、研究意欲等の向上のために、教員の業績評価を給与に反映させるため平成26年6月に教員業績評価委員会の中に立ち上げた専門部会等において、業績評価が顕著に良好な場合、4号を超えて昇給させる、あるいは勤勉手当を増額するといった制度を導入することが検討されるべきである。（意見）

（3）教職員採用制度

ア 教員採用制度の概要

教員の採用手続は、「公立大学法人県立広島大学人事委員会規程」および「公立大学法人県立広島大学教員人事規程」が定めている。現在の県立広島大学における教員採用手続の概要は次のとおりである。

まず、学部が理事長に教員採用の依頼をし、それに基づいて理事長の判断により手続の開始が決定され、人事委員会によって選考会議が設置される。教員は県立広島大学のウェブページのほか、独立行政法人科学技術振興機構（JST）が運営するJREC-IN（研究者人材データベース：ジェイレックイン）のウェブページに掲載する方法により公募され、選考会議が「県立広島大学教員の選考基準を定める規程」に定め

られた資格要件に基づき、採用候補者の決定を行う。資格要件としては、一定の業績・経歴を有し、かつ、「大学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる」ことが要求されている。選考会議は、教員選考を必要とする学部等に所属する教授4名、教員選考を必要とする当該学部等以外に所属する教授1名およびその他の者で特に教員選考に必要と認める者数名で構成される。選考は、採用しようとする教員の専門分野により内容が異なることから、教育上の能力・実績、研究業績、学会および社会における活動などについて、学部や学科単位で具体的に内規として定めている基準に基づいて行われる。選考会議の審査結果は人事委員会で審議され、同委員会の審議結果を踏まえて、最終的には理事長が採否を決定する。

(選考基準例)

- 著書、学術論文及び欧文誌の論文の本数等
- 外部資金（研究費）の獲得状況
- 大学における教育歴
- 学会、学術団体、公的機関等での活動状況
- 模擬授業等の評価

イ 職員採用制度の概要

職員の採用手続は、「公立大学法人県立広島大学事務職員採用選考委員会設置要綱」が定めている。

職員採用の決定のために選考委員会が設置されており（要綱1条・職員採用手続には人事委員会とは関与しない）、その構成は、理事（兼）事務局長、理事（兼）副学長、キャンパス事務部長、事務局次長、経営審議会又は教育研究審議会の委員のうち理事長が指名する者である（同2条）。採用候補者の募集については選考委員会が決定することになっており（同3条（1））、現在は職員の採用区分に応じて、広報媒体を利用した公募によっている（ただし、県派遣職員は県の人事異動による）。平成25年度の例では、法人職員の場合、ウェブページ、広島県庁での受験案内配布、大学への受験案内配布、ウェブ求人サイト、広島県が運営する広島ジョブサイト、新卒応援ハローワークなどである。

職員の採用区分に応じて選考方法を定めた上で、教養試験、論文試験、集団討論試験、面接試験などを実施し、各試験の総合得点により採否の判定を行っている。

ウ 監査結果

教員、職員とも、行政や民間などから幅広く、教育、研究、組織運営、事務処理等の能力の高い人材を雇用することで、大学の設置目的をよりよく達成し、かつ、法人化の利点を活かすことができると考えられる。その観点から見て、現在の教職員の公募方法については、多くの手段を用いて広告しており、特に問題は認められない。

また、教職員の採用手続についても、上述した手続が履践されているほか、例えば職員の採用においては、高卒者か大卒者か、どの部署の職員か、機械的事務を行う職員か幹部候補者かなどに応じ、その都度選考基準を文書で定めて事務職員採用選考委員会で承認を受け、その基準に基づいて選考するなど、適切に行われており、特に問題は認められなかった。

(4) 人事管理

ア 制度の概要等

教職員の採用後の人事管理についての基本ルールは、「公立大学法人県立広島大学職員就業規則」(以下「就業規則」という)で定められている。その概要は次のとおりである(教員・職員とも本部総務課が管理している)。

(ア) 勤務評定

教職員ともに勤務評定を行うこととされている(就業規則 11条)。

教員の場合は、前述のとおり「公立大学法人県立広島大学教員業績評価規程」に基づき、平成23年度より業績評価という形で毎年行われている。各部局の長などが評価主体となり、教育活動、研究活動、地域貢献活動および大学運営の4つの領域について5段階で評価を行い、職務内容に応じて4つの領域の評価の重み付けを変えて50点満点で評価を行っている。

職員の場合は、県の規程である「広島県職員勤務評定実施規程」を準用して実施されており(ただし、目標申告・成果評価の制度は適用されていない)、「勤務成績評定票」を用いて能力、態度および実績が評価される。また、法人契約職員の評定票は法人独自で作成されている。

(イ) 昇任・降任

教職員の昇任は、上記(ア)で述べた勤務評定のほか、総合的な能力評価に基づいて行われる(就業規則 12条)。概要は、次のとおりである。

教員の昇任は、「県立広島大学教員の選考基準を定める規程」に基本的に準拠しながら、学部や学科単位で、教育上の能力・実績、研究業績、学会および社会における活動、大学貢献などの観点から選考基準(著書、学術論文および欧文誌の論文の本数等、外部資金の獲得状況、大学における教育歴、学会、学術団体、公的機関等での活動状況、学内委員会委員や地域貢献活動等)を内規として定め、それに基づいて判断されている。

職員の昇任は、「公立大学法人県立広島大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則」に基本的に準拠しながら、職位別の昇任基準(年齢、経験年数、給与要件、勤務評定、勤務状況、職責に応じた必要な能力の有無等)を内規として定め、それに基づいて判断されている。

降任は、勤務実績の不良、心身の故障による職務遂行への支障、職務に必要な適格性の欠如、法人の経営・業務上やむを得ない事情がある場合に行われる(就業規則13条)。降任について就業規則第13条に定める場合に該当するか否かの具体的な判断基準はなく、事例が発生した場合に県の基準を準用するなどして対応することとされている。

なお、県立広島大学の職員の種別による職位構成は下表のとおりである(民間派遣職員を除く。職位の名称は「公立大学法人県立広島大学組織規程」27条ないし43条による)。課長以上の職位は全て県派遣職員が占めており、大学内で「役付」とされ事務の総括・掌理・総合調整等を任務とする専門員以上の職位にまで範囲を広げても86.8%の占有比率となっている。

表 職位に占める県派遣職員の占有率

No.	職位	県派遣職員			プロパー職員		任期付プロパー職員	
		人数	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1	事務局長	1名	1名	100.0%				
2	事務部長	2名	2名	100.0%				
3	事務局次長	3名	3名	100.0%				
4	事務部次長	2名	2名	100.0%				
5	室長・課長・専任主査	7名	7名	100.0%				
6	担当課長・課長補佐・主任企画員	16名	15名	93.8%	1名	6.3%		
7	係長・企画員・専門員	7名	3名	42.9%	4名	57.1%		
—	小計	38名	33名	86.8%	5名	13.2%		
8	主任	10名	1名	10.0%	9名	90.0%		
9	主事	16名	0名	0.0%	16名	100.0%		
10	職位なし	56名	0名	0.0%	0名	0.0%	56名	100.0%
—	小計	82名	1名	1.2%	25名	30.5%	56名	68.3%
—	合計	120名	34名	28.3%	30名	25.0%	56名	46.7%

(ウ) 配置換え（人事異動）等

配置換え、職務の兼務および出向については、法人の業務上の必要により理事長が命じることになっている（就業規則 14 条）。

教員の配置換えや人事異動は基本的には行われていない。

職員については、県の派遣職員が基本 3 年の派遣期間であることに準じた形で業務の遂行状況をみながら行われている。具体的には、法人職員については、大学業務全般について幅広く経験し、大学運営を主体的に担うことができる人材として育成するとともに、組織の活性化を図るため、適材適所を基本としながら、県派遣職員の異動や法人契約職員の新陳代謝などの状況を踏まえて、3 年程度を目安にジョブローテーションが行われている。特に、財務関係や外部との契約等を担当する職員については長期間同一部署に留まることがないように配慮されている。ただし、配置換え等についての明確な基準は存在しない。なお、法人契約職員については、業務を安定的に処理するためやむを得ない場合を除いて、人事異動は行われていない。

(エ) 勤務形態

勤務形態については、必要に応じて 16 種類の特別勤務形態（公立大学法人県立広島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程 4 条 5 項）、1 か月単位の変形労働時間制（同 13 条）および専門業務型裁量労働制（同 14 条）を適用できるものとされている。

平成 25 年度にこれら条項が適用された教職員数は下表のとおりである。

表 特別勤務形態等適用教職員数 (単位:人)

	特別勤務形態		変形労働時間制		専門業務型裁量労働制	
	教員	職員	教員	職員	教員	職員
広島キャンパス	43	14	—	—	該当なし	
庄原キャンパス	51	17	—	—		
三原キャンパス	86	22	24	—		

(オ) 勤務時間の管理

教職員の勤務時間は、「公立大学法人県立広島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程」に定められている。その第 3 条により、1 週間の勤務時間は 38 時間 45 分、1 日は 7 時間 45 分とされている。

時間外勤務については、時間外勤務開始前に課長・所属長に報告のうえ了承を得て行い、各課で作成されている「時間外勤務・休日勤務命令簿」に業務終了後に時間外勤務時間を自己申請の形で記入する（タイム

カード等は利用されていない)。時間外勤務・休日勤務命令簿は 1 日 1 枚作成され、課長・所属長の決裁後、各課で月ごとに作成される集計表に基づいて時間外勤務手当等が支給される。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月末までの 1 年間の、職員に関する各部における時間外勤務申請時間は下表の通りである。

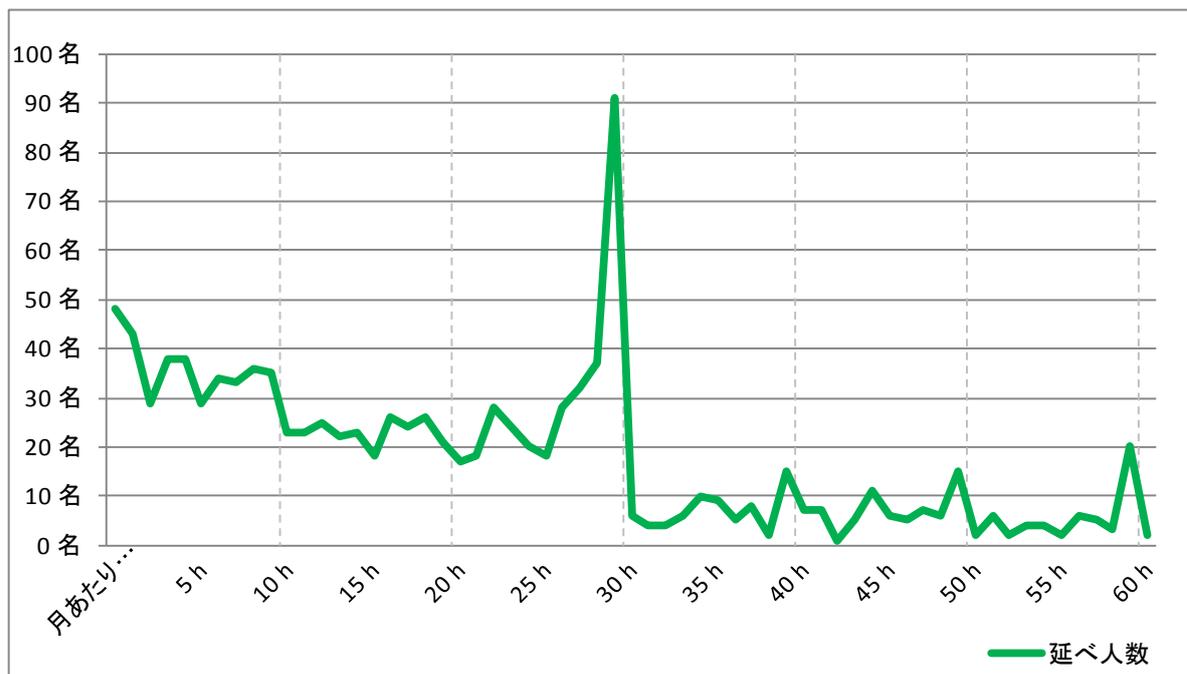
表 時間外勤務申請時間一覧 (単位:時間)

所属名称	普通時間外	深夜時間外	週休日時間	休日時間外	合計	人数	平均時間外
三原キャンパス事務部	3,806	7	556	0	4,369	34名	128.5
庄原キャンパス事務部	3,233	7	686	0	3,926	26名	151.0
本部	13,088	1	1,303	125	14,517	71名	204.5
合計	20,127	15	2,545	125	22,812	131名	174.1

時間外勤務については、県立広島大学と教職員組合あるいは教職員の過半数代表者との間で、キャンパスごとに「時間外勤務等に関する協定書」が取り交わされ、1 か月 30 時間を超えないものとされており、例外的に 3 種類の臨時的な業務に限り別途協議により 1 か月 60 時間まで延長できるとされている。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月末までの 1 年間の月毎の残業時間集計表を基にした時間外勤務申請状況を表したものが下のグラフである。ただし、残業時間が 0 時間の場合を除いており、延べ人数は年間で 1102 名となっている（年間のものであるため、1 人の職員が 12 回カウントされている場合などがある）。これによると、時間外勤務が 30 時間の者が年間で延べ 91 人、60 時間の者が 20 人であった。

図 時間外勤務申請状況



一方、時間外勤務申請時間が多かった部署の職員合計 15 名分の平成 25 年 4 月ないし平成 26 年 11 月の使用 PC の使用ログ⁸の中から、7 名分を選び出し、その記録を集計して平成 26 年 4 月ないし 9 月における時間外勤務・休日勤務命令簿に申請されている時間外勤務時間と比較したものが、下の表である。

表 使用ログ・命令簿比較

職員名	区分	4月			5月			6月		
		ログ	命令簿	差異	ログ	命令簿	差異	ログ	命令簿	差異
A氏	普通残業									
	休日残業									
	合計									
B氏	普通残業	50:30:00	42:00:00	8:30:00	51:15:00	48:00:00	3:15:00	48:45:00	38:00:00	10:45:00
	休日残業	0:00:00	0:00:00	0:00:00	9:30:00	7:00:00	2:30:00	10:30:00	0:00:00	10:30:00
	合計	50:30:00	42:00:00	8:30:00	60:45:00	55:00:00	5:45:00	59:15:00	38:00:00	21:15:00
C氏	普通残業	53:45:00	45:00:00	8:45:00	83:45:00	60:00:00	23:45:00	68:15:00	56:00:00	12:15:00
	休日残業	0:00:00	0:00:00	0:00:00	12:30:00	0:00:00	12:30:00	0:00:00	4:00:00	-
	合計	53:45:00	45:00:00	8:45:00	96:15:00	60:00:00	36:15:00	68:15:00	60:00:00	12:15:00
D氏	普通残業							43:45:00	30:00:00	13:45:00
	休日残業							0:00:00	0:00:00	0:00:00
	合計							43:45:00	30:00:00	13:45:00
E氏	普通残業	47:30:00	33:00:00	14:30:00	39:30:00	31:00:00	8:30:00	42:00:00	29:00:00	13:00:00
	休日残業	5:30:00	0:00:00	5:30:00	4:30:00	8:00:00	-	2:30:00	0:00:00	2:30:00
	合計	53:00:00	33:00:00	20:00:00	44:00:00	39:00:00	8:30:00	44:30:00	29:00:00	15:30:00
F氏	普通残業	57:45:00	50:00:00	7:45:00	34:00:00	30:00:00	4:00:00	48:45:00	42:00:00	6:45:00
	休日残業	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	8:00:00	-
	合計	57:45:00	50:00:00	7:45:00	34:00:00	30:00:00	4:00:00	48:45:00	50:00:00	6:45:00
G氏	普通残業	93:00:00	44:00:00	49:00:00	85:45:00	37:00:00	48:45:00	86:30:00	30:00:00	56:30:00
	休日残業	23:00:00	0:00:00	23:00:00	0:00:00	8:00:00	-	0:30:00	0:00:00	0:30:00
	合計	116:00:00	44:00:00	72:00:00	85:45:00	45:00:00	48:45:00	87:00:00	30:00:00	57:00:00

職員名	区分	7月			8月			9月			累計
		ログ	命令簿	差異	ログ	命令簿	差異	ログ	命令簿	差異	
A氏	普通残業				29:00:00	15:00:00	14:00:00	27:45:00	19:00:00	8:45:00	22:45:00
	休日残業				0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	
	合計				29:00:00	15:00:00	14:00:00	27:45:00	19:00:00	8:45:00	
B氏	普通残業	38:15:00	30:00:00	8:15:00	18:00:00	16:00:00	2:00:00	36:30:00	30:00:00	6:30:00	52:15:00
	休日残業	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	
	合計	38:15:00	30:00:00	8:15:00	18:00:00	16:00:00	2:00:00	36:30:00	30:00:00	6:30:00	
C氏	普通残業	57:15:00	30:00:00	27:15:00	24:15:00	8:00:00	16:15:00	38:45:00	22:00:00	16:45:00	117:30:00
	休日残業	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	7:00:00	-	0:00:00	0:00:00	0:00:00	
	合計	57:15:00	30:00:00	27:15:00	24:15:00	15:00:00	16:15:00	38:45:00	22:00:00	16:45:00	
D氏	普通残業	28:30:00	39:00:00	-	17:15:00	19:00:00	-	36:00:00	40:00:00	-	13:45:00
	休日残業	7:30:00	8:00:00	-	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	4:00:00	-	
	合計	36:00:00	47:00:00	0:00:00	17:15:00	19:00:00	0:00:00	36:00:00	44:00:00	0:00:00	
E氏	普通残業	32:30:00	29:00:00	3:30:00	12:30:00	10:00:00	2:30:00	27:15:00	30:00:00	-	63:00:00
	休日残業	8:00:00	1:00:00	7:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	6:00:00	0:00:00	6:00:00	
	合計	40:30:00	30:00:00	10:30:00	12:30:00	10:00:00	2:30:00	33:15:00	30:00:00	6:00:00	
F氏	普通残業	36:15:00	26:00:00	10:15:00	11:15:00	14:00:00	-	29:30:00	29:00:00	0:30:00	38:45:00
	休日残業	0:00:00	0:00:00	0:00:00	8:30:00	8:00:00	0:30:00	9:00:00	0:00:00	9:00:00	
	合計	36:15:00	26:00:00	10:15:00	19:45:00	22:00:00	0:30:00	38:30:00	29:00:00	9:30:00	
G氏	普通残業	70:00:00	22:00:00	48:00:00	56:45:00	24:00:00	32:45:00	77:15:00	29:00:00	48:15:00	316:45:00
	休日残業	15:00:00	8:00:00	7:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	3:00:00	0:00:00	3:00:00	
	合計	85:00:00	30:00:00	55:00:00	56:45:00	24:00:00	32:45:00	80:15:00	29:00:00	51:15:00	

上表から、次のことが確認できる。

⁸ 使用ログとは、PCの起動時刻からシャットダウン時までの使用履歴を時系列に記録したものであり、当該職員がPCを使用した時間が分かる。そこから、当該職員が最低限業務に従事していた時間が推定できると考えられる。

- ▶ 時間外勤務・休日勤務命令簿に記載されている時間外勤務時間と比較し、より多くの時間の使用ログが残っているものが相当の比率を占めている。
- ▶ 休日に出勤するなどしてP Cの使用ログが残っているにもかかわらず、時間外勤務の申請がなされていないケースが多数認められる。
- ▶ 時間外勤務の自己申請とP Cの使用ログとの間に倍以上の時間差があるケースも複数あり、中には休日等を含め1か月で72時間の開きがあるケースもある（G氏の4月）。

以上のほかにも、記録を検証すると、月の終盤で時間外勤務命令簿に記載されている合計時間が30時間あるいは60時間に達して以降、その月の当該命令簿への記載申請が全くなされていないケースも認められた。

イ 監査結果

職員の勤務評定について、県の規程による現在の評定方法は、相当数の職員を対象とし、全職員に共通して必要とされる能力（決断力、統率力、企画力等）や態度（積極性、責任感等）の有無を評価するものとなっている。しかし、より適切な職員の部署ごとの適格性評価を行い、適正な職員配置に結びつけるために、例えば部署ごとに評定票に変化を持たせ、その部署に特有な能力やスキルの評価を項目に加え、当該部署に対する適性度合いも評価するなど、評価方法を工夫していくことが望まれる。（付記）

プロパー職員については主要な3部門を全て経験させ、将来の幹部として育成していくような人事異動・配置を行うこととしており、法人化後の人事の在り方として適切であると考えられる。今後はこの方向性を維持しながら、計画的な人材育成をさらに進めて行くことが望ましい。（付記）

上記ア（イ）で述べたように、県派遣職員が県立広島大学の役付職員の約87%を占めている。このような状況が維持されているのは、プロパー職員の採用を始めて6年しか経過していないといった理由によるところであるとのことであるが、これでは法人化の趣旨が十分に活かされているとは言い難い。法人化の目的の一つに、「教育研究活動の活性化や機動的な大学運営を図るため、法人化のメリットを最大限に生かした柔軟で弾力的な人事制度を確立する」ことが挙げられており（「県立広島大学の法人化基本方針」7頁）、そのような制度を確立することで民間的発想によるマネジメントを通じての自主自立的な大学運営の実現を目指して

いるものと考えられる。然るに、県派遣職員は基本3年の派遣期間であり、あくまでもその地位は公務員であるため、上記のような目的を有する公立大学法人制度との親和性は比較的低いものと考えられる。新制度への移行期間中においては、人員確保の観点から県派遣職員中心の運営とならざるを得ない面もあると考えられ、また上述のとおりプロパー職員について将来の幹部として育成するための人事異動・配置が現在行われているところではあるが、そのような点を考慮してもなお、第1期中期計画も終了した現在においては、民間的発想によるマネジメントを通じての自主自立的な大学運営の実現のためにも、早期にこのような職位構成からの脱却が図られるべきであろう。そのためには、指導的職位に充てるべく、「(1) 教職員の採用形態」の監査結果で述べたとおり県立広島大学のプロパー職員を増加させながら、同時に役職者に早期に昇任させることが可能な民間企業等での役職経験者を採用する、あるいは県派遣職員についても、民間的発想にもとづくマネジメントを体现できる人材であれば、当該職員の意向を勘案したうえプロパー職員化を図るなどして、管理職におけるプロパー職員の数を増やす人事を速やかに開始すべきである。(意見)

時間外勤務時間については、前述したとおり申請された時間外勤務と使用ログ記録の時間差の大きさ等から、実際は「時間外勤務等に関する協定書」における上限時間が遵守されていない場合が多数あるものと推定せざるを得ない。特に月116時間もの時間外勤務がなされたと推定される例などは、厚生労働省の過労死認定基準⁹において、脳・心臓疾患の発症前1か月間に時間外勤務が認められた場合に「業務と発症との関連性が強いと評価できる」とされる100時間を超過しており、強行法であり刑罰法規でもある労働基準法と使用者に課される安全配慮義務(労働契約法5条)の観点からして到底看過できない。直ちにこのような状況を是正し、前記協定に違反するような時間外勤務が行われぬよう適切な業務量および業務時間の管理のための措置を講じるべきである。また、実際の時間外勤務時間数を正確に把握した上で、それに従った法定の割増賃金の支払いを行わなければならない。(指摘)

⁹ 平成13年に厚生労働省から出された労働者に発症した脳・心臓疾患を労災として認定する際の最新の認定基準(平成13年12月12日基発第1063号)では、発症直前の長期間の過重業務による疲労の蓄積も脳・心臓疾患の発症原因として考慮されるようになっている。具体的には、発症前1か月ないし6か月にわたって1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働がある場合は業務と発症との関連性が強まる、発症前1か月間におおむね100時間を超える時間外労働が認められる場合、あるいは、発症前2か月ないし6か月間にわたって1か月あたりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合には業務と発症との間の関連性が強い、などの目安が示されている。

3 財務会計

(1) 総論

ア 財務諸表年次推移

平成25年度を基準として、過去3期分の財務諸表を比較した。

表 3期比較財務諸表

(単位:円,%)

勘定科目名称	平成23年度 (平成24年3月期)	平成24年度 (平成25年3月期)	平成25年度 (平成26年3月期)	前年度対比	
				金額	比率
〔資産の部〕					
固定資産					
有形固定資産					
土地	7,837,098,432	7,834,315,145	7,834,315,145	0	0.00%
建物	8,362,617,261	8,039,447,122	7,716,076,276	-323,370,846	-4.02%
建物附属設備	312,904,382	271,626,843	221,343,061	-50,283,782	-18.51%
構築物	157,601,897	150,974,940	138,479,455	-12,495,485	-8.28%
工具器具備品	526,561,993	446,935,655	375,844,310	-71,091,345	-15.91%
図書	1,613,482,348	1,658,144,686	1,693,654,632	35,509,946	2.14%
美術品	126,602,225	126,602,225	129,902,225	3,300,000	2.61%
車両運搬具	1,258,752	861,253	463,754	-397,499	-46.15%
建設仮勘定	0	0	38,850,000	38,850,000	100.00%
リース工具器具備品	247,813,350	237,102,717	145,540,663	-91,562,054	-38.62%
有形固定資産計	19,185,940,640	18,766,010,586	18,294,469,521	-471,541,065	-2.51%
無形固定資産					
ソフトウェア	54,383,308	51,539,924	38,757,578	-12,782,346	-24.80%
著作権	3	3	3	0	0.00%
電話加入権	150,000	150,000	150,000	0	0.00%
その他無形固定資産	4,017,895	3,670,302	3,322,709	-347,593	-9.47%
知的財産権仮勘定	6,267,881	5,338,672	4,055,106	-1,283,566	-24.04%
無形固定資産計	64,819,087	60,698,901	46,285,396	-14,413,505	-23.75%
投資その他の資産					
敷金・保証金	2,102,000	2,502,000	2,052,000	-450,000	-17.99%
その他投資・資産	4,000	4,000	4,000	0	0.00%
破産更生債権			2,930,813	2,930,813	100.00%
貸倒引当金			-2,930,813	-2,930,813	100.00%
投資その他の資産計	2,106,000	2,506,000	2,056,000	-450,000	-17.96%
固定資産計	19,252,865,727	18,829,215,487	18,342,810,917	-486,404,570	-2.58%
流動資産					
現金及び預金					
現金	377,305	101,506	3,354,309	3,252,803	3204.54%
預貯金	1,426,686,142	1,585,805,396	1,627,990,163	42,184,767	2.66%
現金及び預金計	1,427,063,447	1,585,906,902	1,631,344,472	45,437,570	2.87%
その他流動資産					
未収学生納付金収入	7,546,875	6,451,600	4,843,850	-1,607,750	-24.92%
学生納付金徴収不能引当金	0	0	-178,200	-178,200	100.00%
有価証券	100,076,582	0	0	0	0.00%
貯蔵品	1,032,000	936,500	0	-936,500	-100.00%
前払費用	1,186,729	965,759	1,677,461	711,702	73.69%
未収収益	2,039,948	1,088,343	795,384	-292,959	-26.92%
その他の未収入金	54,977,688	30,627,425	19,397,333	-11,230,092	-36.67%
その他流動資産計	166,859,822	40,069,627	26,535,828	-13,533,799	-33.78%
流動資産計	1,593,923,269	1,625,976,529	1,657,880,300	31,903,771	1.96%
資産の部合計	20,846,788,996	20,455,192,016	20,000,691,217	-454,500,799	-2.22%

資産の部について、平成25年度においては90%超が固定資産であり、その中でも土地・建物・図書等の3勘定科目の合計額で資産合計額の86.2%を占めるほど、この3勘定科目に偏重した資産構成となっている。

平成25年度のトピックとして、建設仮勘定と破産更生債権が挙げられる。建設仮勘定は、研究に関連して建設していた屋外型人工気象室等につき、平成25年度末までに検収予定だったものについて、平成26年度検収となったことにより計上されたもの、破産更生債権は、県立広島大学の取引先のうち、破産もしくは実質的に破産と同程度の状態に陥り、当該債権に対する回収可能性がないものである。

表 3期比較財務諸表

(単位:円,%)

勘定科目名称	平成23年度 (平成24年3月期)	平成24年度 (平成25年3月期)	平成25年度 (平成26年3月期)	前年度対比	
				金額	比率
【負債の部】					
固定負債					
資産見返運営費交付金等	622,474,701	560,946,516	577,829,426	16,882,910	3.01%
資産見返補助金等	23,965,674	20,561,366	17,185,568	-3,375,798	-16.42%
資産見返寄附金	98,385,310	111,572,193	126,379,266	14,807,073	13.27%
資産見返物品受贈額	1,606,792,052	1,584,293,691	1,558,205,428	-26,088,263	-1.65%
建仮見返運営費交付金	0	0	38,850,000	38,850,000	100.00%
知財仮見返運営費交付金		5,338,672	4,055,106	-1,283,566	-24.04%
資産除去債務	3,076,717	3,125,921	3,175,980	50,059	1.60%
長期リース債務	61,662,378	88,923,061	50,643,684	-38,279,377	-43.05%
固定負債計	2,416,356,832	2,374,761,420	2,376,324,458	1,563,038	0.07%
流動負債					
預り補助金等	0	189,096	189,096	0	0.00%
寄附金債務	16,219,029	15,106,414	13,543,428	-1,562,986	-10.35%
前受受託研究費等	14,417,416	10,048,738	12,161,347	2,112,609	21.02%
前受受託事業費等	3,478,018	1,118,829	0	-1,118,829	-100.00%
預り提案公募	5,271,856	3,685,131	2,825,768	-859,363	-23.32%
未払金	637,967,807	690,625,375	622,478,066	-68,147,309	-9.87%
未払費用	3,058,082	1,942,813	2,262,374	319,561	16.45%
未払消費税等	1,915,600	1,134,900	1,104,200	-30,700	-2.71%
前受金	1,551,283	5,398,215	6,387,954	989,739	18.33%
預り金	77,239,464	81,940,206	85,971,401	4,031,195	4.92%
預り科研費補助金等	17,658,312	30,107,123	29,897,246	-209,877	-0.70%
前受収益	0	0	65,475	65,475	100.00%
仮受金	278,250	317,780	395,200	77,420	24.36%
短期リース債務	30,283,830	47,187,964	47,896,893	708,929	1.50%
流動負債計	809,338,947	888,802,584	825,178,448	-63,624,136	-7.16%
負債の部合計	3,225,695,779	3,263,564,004	3,201,502,906	-62,061,098	-1.90%

負債の部について、公立大学法人特有の勘定科目である資産見返勘定¹⁰と未払金が大部分を占めている。

また株式会社等において通常計上される退職給付引当金や賞与引当金

¹⁰ 資産見返勘定とは、大学の公共的な性格と、資産取得等に財源措置がなされていることから、経営成績よりも運営状況の実態を明らかにするという趣旨のもと、減価償却費を計上すると同時に同額の資産見返戻入益を計上し、損益を均衡させる為の勘定科目である。

については、国立大学会計基準に則り、広島県からの財源措置がなされていることを理由として負債計上はしていない。

表 3期比較財務諸表

(単位:円,%)

勘定科目名称	平成23年度 (平成24年3月期)	平成24年度 (平成25年3月期)	平成25年度 (平成26年3月期)	前年度対比	
				金額	比率
〔純資産の部〕					
資本金					
地方公共団体出資金	17,467,360,000	17,467,360,000	17,467,360,000	0	0.00%
資本金計	17,467,360,000	17,467,360,000	17,467,360,000	0	0.00%
資本剰余金					
資本剰余金	672,604,364	772,609,333	775,909,333	3,300,000	0.43%
損益外減価償却累計額	-1,490,370,271	-1,930,561,962	-2,366,949,478	-436,387,516	22.60%
損益外減損損失累計額	-14,860,967	-17,644,254	-17,644,254	0	0.00%
損益外利息費用累計額	-138,779	-187,983	-238,042	-50,059	26.63%
資本剰余金計	-832,765,653	-1,175,784,866	-1,608,922,441	-433,137,575	36.84%
利益剰余金					
前中期目標期間繰越積立金	0	0	900,052,878	900,052,878	100.00%
目的積立金	541,628,642	508,041,885	0	-508,041,885	-100.00%
積立金	240,652,958	245,619,991	0	-245,619,991	-100.00%
当期末処分利益	204,217,270	146,391,002	40,697,874	-105,693,128	-72.20%
利益剰余金計	986,498,870	900,052,878	940,750,752	40,697,874	4.52%
その他有価証券評価差額	0	0	0	0	0.00%
純資産の部 合計	17,621,093,217	17,191,628,012	16,799,188,311	-392,439,701	-2.28%
負債及び純資産の部 合計	20,846,788,996	20,455,192,016	20,000,691,217	-454,500,799	-2.22%

純資産の部について、資本金、資本剰余金および利益剰余金の3項目で構成されている。資本金は広島県の出資分(100%)が計上されており、利益剰余金は各年度の未処分利益および各種積立金を計上しており、平成25年度は第一期中期計画の最終期ということもあり、各種積立金を中期目標期間繰越積立金に振り替えている。

県立広島大学は各年度に稼得した利益のうち、一部を目的積立金および積立金に振り替えることとしている。目的積立金は、県立広島大学の経営努力によって稼得した利益の積上額であり、積立金は自己資金で取得した資産に係る今後の減価償却費相当額等の帳簿上の利益である。

地方独立行政法人法第40条3項において、各年度の利益については県知事の承認を経て、中期計画で定める用途(=教育研究の質の向上および組織運営の改善)に充当することができることとされている。前中期目標期間繰越積立金も同様に地方独立行政法人法第40条4項において、県知事の承認に基づき、次期中期目標期間の財源に充当することができることになっている。

表 3期比較財務諸表

(単位:円,%)

勘定科目名称	平成23年度 (平成24年3月期)	平成24年度 (平成25年3月期)	平成25年度 (平成26年3月期)	前年度対比	
				金額	比率
【経常費用】					
業務費					
教育経費	402,556,272	418,201,208	386,585,149	-31,616,059	-7.56%
研究経費	282,634,010	289,731,452	263,933,232	-25,798,220	-8.90%
教育研究支援経費	434,310,662	450,605,145	444,659,051	-5,946,094	-1.32%
受託研究費	35,650,392	43,669,947	29,479,288	-14,190,659	-32.50%
受託事業費	15,344,875	18,173,570	8,059,602	-10,113,968	-55.65%
役員人件費	21,408,677	34,116,415	20,859,688	-13,256,727	-38.86%
常勤教員)給料等	2,807,649,732	2,873,112,661	2,816,516,183	-56,596,478	-1.97%
非常勤教員)給料等	47,790,524	46,687,110	56,153,019	9,465,909	20.28%
教員人件費	2,855,440,256	2,919,799,771	2,872,669,202	-47,130,569	-1.61%
常勤職員)給料等	704,377,786	709,755,753	714,047,085	4,291,332	0.60%
非常勤職員)給料等	64,505,873	67,901,610	69,723,380	1,821,770	2.68%
職員人件費	768,883,659	777,657,363	783,770,465	6,113,102	0.79%
業務費計	4,816,228,803	4,951,954,871	4,810,015,677	-141,939,194	-2.87%
一般管理費					
一般管理費計	591,067,296	586,183,741	623,169,363	36,985,622	6.31%
財務費用					
支払利息	5,147,955	4,216,869	3,656,320	-560,549	-13.29%
財務費用計	5,147,955	4,216,869	3,656,320	-560,549	-13.29%
雑損					
雑損	0	200,986	544,097	343,111	170.71%
雑損計	0	200,986	544,097	343,111	170.71%
経常費用合計	5,412,444,054	5,542,556,467	5,437,385,457	-105,171,010	-1.90%

経常費用は、業務費、一般管理費、財務費用および雑損の4つの項目で構成されている。

業務費の内容は、教育経費、研究経費、教育研究支援経費、受託研究費、受託事業費、人件費であり、それぞれの費用ごとにさらに細分化され消耗品費、委託費等が計上されている。業務費の性格は大学としての主要な事業である教育と研究に係る費用であり、それらに加えて役員・教員・職員のそれぞれの人件費が計上されている。

教育経費・研究経費・教育研究支援経費については概ね前年同程度で推移しており、受託研究費・受託事業費についてはそれぞれ受託額に伴って増減している。人件費については人数としては増加しているが、平成25年度は前年度対比で減少している。これは県が国からの要請に基づき県職員給与の削減を実施したことに伴い、県立広島大学も歩調を合わせ給与減額措置（△約1億2000万円）を実施したためである。

一般管理費には、業務費に該当しない事務経費（消耗品費や水道光熱費、修繕費等）が計上されている。

一般管理費は報酬・委託・手数料が対前年度3400万円減少したものの、平成25年度中に広島キャンパスの外壁崩落に伴い修繕費が嵩み、対前年

8800 万円増加するなど、結果として前年度比増となっている。

財務費用には、支払利息他のファイナンス関係の費用が計上され、いずれにも該当しないものが雑損として計上されることとなる。

表 3期比較財務諸表

(単位:円,%)

勘定科目名称	平成23年度 (平成24年3月期)	平成24年度 (平成25年3月期)	平成25年度 (平成26年3月期)	前年度対比	
				金額	比率
〔経常収益〕					
運営費交付金収益	3,437,995,264	3,466,276,217	3,480,900,691	14,624,474	0.42%
授業料収益	1,415,665,600	1,407,754,350	1,394,243,250	-13,511,100	-0.96%
入学金収益	225,390,360	223,005,640	220,806,040	-2,199,600	-0.99%
検定料収益	49,299,800	52,453,000	50,694,800	-1,758,200	-3.35%
受託研究等収益	40,791,213	44,525,519	31,173,241	-13,352,278	-29.99%
受託事業等収益	25,229,794	18,177,771	7,924,320	-10,253,451	-56.41%
補助金等収益	18,347,485	14,922,585	15,007,401	84,816	0.57%
寄付金収益	14,220,858	18,475,642	20,356,782	1,881,140	10.18%
資産見返負債戻入	175,958,464	170,950,503	131,687,978	-39,262,525	-22.97%
財務収益	4,985,793	2,774,442	1,721,362	-1,053,080	-37.96%
雑益	129,967,431	127,975,441	123,567,466	-4,407,975	-3.44%
経常収益 合計	5,537,852,062	5,547,291,110	5,478,083,331	-69,207,779	-1.25%
〔経常利益〕					
固定資産除却損	404,256	5	0	-5	-100.00%
臨時損失	404,256	5	0	-5	-100.00%
前期損益修正益		8,824,339	0	-8,824,339	-100.00%
臨時利益	0	8,824,339	0	-8,824,339	-100.00%
〔当期純利益〕	125,003,752	13,558,977	40,697,874	27,138,897	200.15%
目的積立金取崩額	79,213,518	132,832,025		-132,832,025	-100.00%
〔当期総利益〕	204,217,270	146,391,002	40,697,874	-105,693,128	-72.20%

経常収益は大部分（63.5%）を運営費交付金に依存しており、自主財源である授業料・入学金・検定料収益の割合は30.4%、研究関連（受託研究等収益、受託事業等収益、補助金等収益、寄付金収益）の収益の割合は1.3%である。

イ 他大学の財務指標との比較分析

平成14年12月、県立大学運営協議会¹¹は「新たなる県立大学をめざして—地域に根ざした、県民から信頼される大学をめざして—」の中で、公立大学の財務の特性として、「活動に対するコスト面が分かりにくいという課題を有している。」との問題意識を持ち、「県立大学は公費で運営されていることから、経費を如何に有効に活用していくかが求められる。コスト意識を高め、費用対効果を明確にした運営をめざし、また、公費負担の適正化を検討すること等を目標に、財務分析を活用することによ

¹¹ 県立大学運営協議会とは、産学官の専門家を委員として、県立大学の統合化に向け、広島県が条例によって県立3大学の諮問に応じ、運営に関する重要事項について審議し、学長に対して助言または勧告等を行う、いわゆる諮問機関として設置されたもの。

りその方策を検討していくことが必要である。」としている。

また平成 17 年 1 月、県立広島大学設置運営形態調査検討会議は「地域に根ざした大学運営を目指して（提言）～公立大学法人化に向けた基本的考え方～」の中で、「同じ会計基準を持つ国公立大学や私立大学のデータとの比較が可能で、経営改善すべき点が明確となることで、財務体質の強化を図ることができる。」と言及するなど、公立大学法人化により、従前の広島県の一部門としての会計単位ではなく、他大学と同様に法人としての個別の会計単位を持つことによって、他大学との比較検討が容易になるという利点を十分に活用することが期待されていた。

かかる提言等を受けて、県立広島大学および広島県は、中期計画の中で財務分析の実施にまでは触れていないが、人事の適正化、事務等の効率化・合理化について言及している。しかしながら、平成 19 年の法人化以降において、他大学等との比較分析等はなされておらず、会計基準等を同じくする他大学等との財務比較分析による、自校の現状認識などの機会を持ちえていない。上記提言にもあるように、より積極的に他大学との財務比較分析が活用されることが望ましい。（付記）

上記観点より、インターネット等で入手可能な情報に基づき、各大学間の財務比較分析を行い、県立広島大学の現状を検討してみることとする。比較の対象とする大学は県立広島大学が目標の一つとしている首都大学東京、県立広島大学のようにキャンパスに遠隔性を有する兵庫県立大学、同一県内に地盤を有する広島市立大学および広島修道大学とし、下表のとおり、財務諸表等を並列させた。

なお県立広島大学をはじめとする公立大学と修道大学とは適用される会計基準が異なることから、下表のとおり県立広島大学の勘定科目に概ね合致する形に再編集している。

表 大学間比較分析

(単位:千円)

勘定科目	県立広島大学	首都大学東京	兵庫県立大学	広島市立大学	勘定科目	広島修道大学
経常費用	5,437,385	23,693,931	12,481,071	4,422,534	消費支出合計	7,305,557
業務費	4,810,016	21,378,300	11,659,459	3,918,717		
教育経費	386,585	3,814,463	1,226,379	313,209	教育研究経費	2,435,085
研究経費	263,933	2,082,577	1,357,288	331,167		
教育研究支援経費	444,659	1,449,355	235,678	667,823		
受託研究費	29,479	639,678	583,988	36,015		
受託事業費	8,060	409,377	184,626	561	退職給付関連	589,584
役員人件費	20,860	140,896	154,381	19,180	役員報酬	16,661
教員人件費	2,872,669	9,726,317	6,291,023	2,019,404	教員人件費	2,502,938
職員人件費	783,770	3,115,634	1,626,097	531,357	職員人件費	1,180,681
一般管理費	623,169	2,288,202	821,611	443,131	管理経費	336,240
財務費用	3,656	26,085	0	60,687	資産処分差額	240,742
雑損	544	1,342	0	0	徴収不能引当金繰入額	3,627
経常収益	5,478,083	24,579,775	12,695,816	4,802,927	帰属収入合計	7,505,013
運営費交付金収益	3,480,901	14,859,022	6,410,402	3,180,857	補助金	737,039
授業料収益	1,394,243	5,234,802	3,408,702	1,080,082	授業料等	4,179,782
入学金収益	220,806	641,098	601,111	204,055	入学金	542,170
検定料収益	50,695	214,634	144,845	30,678	手数料	169,339
受託研究等収益	31,173	638,375	587,054	38,156		
受託事業等収益	7,924	413,610	191,816	625	事業収入	25,954
施設費収益	0	463,233	0	0	施設整備資金	1,236,314
補助金等収益	15,007	105,206	388,527	33,766		
寄付金収益	20,357	190,919	147,029	22,041	寄付金	14,933
資産戻り負債戻入	131,688	1,274,087	536,238	84,604		
財務収益	1,721	90,662	442	53	資産運用収入	148,562
雑益	123,567	454,121	279,650	128,010	雑収入	450,922
臨時損失	0	244,749	6,748	0	基本金組入額	472,127
臨時利益	0	37,225	6,748	0		
当期純利益	40,698	678,320	214,745	380,393	当年度消費支出超過額	-272,671
学生	2,464名	6,987名	5,521名	1,781名		6,031名
大学院生	172名	2,317名	1,132名	304名		114名
Total	2,636名	9,304名	6,653名	2,085名		6,145名
教員	245名	687名	531名	188名		183名
職員	121名	426名	記載なし	100名		143名
Total	366名	1,113名	531名	288名		326名

通常の一般的な財務比較分析における主たる観点は、財務安全性、収益性、成長性、効率性等からの分析となるが、公費により収入の大部分が賄われる公立大学の財務会計という観点からは、効率性がより重視されるべきである。このため、本分析においても効率性に重点を置いて比較分析を行っている。

a 管理費率

管理費率は、一般管理費もしくは管理経費を経常収益もしくは帰属収入で除して算定している。一般管理費は、教育研究活動以外の大学の管理運営のために支出される費用であり、管理費率は収入に占める管理に関する費用の割合であり、一定程度の支出は問題ないものの、指標としては低い方が望ましい。

表 管理費率一覧

財務指標	県立広島大学	首都大学東京	兵庫県立大学	広島市立大学	広島修道大学
管理費率	11.38%	9.31%	6.47%	9.23%	4.48%

指標を見ると、県立広島大学の管理費率が他大学に比して高く、10%を超えていることが分かる。平成25年度は前述したように外壁崩落による修繕費が計上されていることに起因するが、平成23年度（10.6%）・平成24年度（10.5%）においても10%を超過しており、高コスト体質であることが推察される。

b 人件費率等

人件費率は、役員・教員・職員のそれぞれの人件費合計を経常収益もしくは帰属収入で除して算定している。人件費は大学の支出の中で大部分を占める重要な項目であり、契約形態にもよるが、人件費は下方硬直性が高く、削減には困難を伴う。つまり、収入全体に占める人件費は、大学運営の自由度を制限する重要な指標といえる。

表 人件費率等一覧

財務指標	県立広島大学	首都大学東京	兵庫県立大学	広島市立大学	広島修道大学
人件費率	67.13%	52.82%	63.58%	53.51%	49.30%
教員人件費率	52.44%	39.57%	49.55%	42.05%	33.35%
職員人件費率	14.31%	12.68%	12.81%	11.06%	15.73%
教員一人あたり人件費	11,725 千円	14,158 千円	11,848 千円	10,742 千円	13,677 千円
職員一人あたり人件費	6,477 千円	7,314 千円		5,314 千円	8,257 千円

指標をみると、県立広島大学は人件費率についても70%に近いなど相当程度高く、同様に兵庫県立大学も60%を超えるなど高水準にある。兵庫県立大学も3つの大学が統合して開学されたものであり、現在8つのキャンパスと数多くの研究所を有しており、地理的条件などは県立広島大学と似ている。人件費率が高いにもかかわらず、首都大学東京や広島修道大学に比してその額が低水準にあるのは、教職員の配置が非効率であるなどの要因が考えられる。

c 教育研究費率

教育研究比率は、教育経費および研究経費の合計を経常収益もしくは帰属収入で除して算定している。当該比率は収入がどの程度教育や研究に振り向けられているかを示しており、教育および研究活動の維持・発展の為には当該指標は相応に高いことが望ましい。

表 教育研究費率一覧

財務指標	県立広島大学	首都大学東京	兵庫県立大学	広島市立大学	広島修道大学
教育研究費率	11.87%	23.99%	20.35%	13.42%	32.45%

指標を見ると、県立広島大学の教育研究比率は、広島市立大学と並んで低水準にある。平成 23 年度は 12.3%、平成 24 年度は 12.7%と継続的に低く、効率的な法人運営によって原資を捻出し、教育・研究活動に振り向けられることが期待される。(付記)

d 公費負担割合

公費負担割合は、運営費交付金および施設費収益もしくは補助金を、経常収益もしくは帰属収入で除して算定している。公立大学法人は設置者たる自治体の財政が逼迫する中で、公費負担については抑制傾向にあり、教育・研究活動の維持発展を図る上で、公費への依存率は低下することが望ましい。

表 公費負担割合一覧

財務指標	県立広島大学	首都大学東京	兵庫県立大学	広島市立大学	広島修道大学
公費負担割合	63.54%	62.34%	50.49%	66.23%	26.29%

指標を見ると、兵庫県立大学を除く 3 つの公立大学で 60%を超過している。兵庫県立大学は研究関連の収入が他大学に比して高く、公費負担割合を低下させる一要因となっている。県立広島大学においても受託研究等の取り組みの充実が求められよう。(付記)

e 財務指標分析について

a から d までの効率性に重点を置いた分析によれば、各大学に個別の事情があり、学部や学科の構成によっても導き出される回答は異なる場合もあるが、概括的にいえば県立広島大学の効率性には他大学に比して改善すべき部分があるものと考えられる。

収入源が限定されている県立広島大学においては、より徹底した運営の効率化が求められる。慢性的な税収不足、少子化等の諸種の課題がある中では、大学も財務諸表分析等のツールを用いて、みずから K P I ¹²を定め、継続的に測定・評価・分析するなどし、不断の改善活動を行い組織としての体力を向上させる必要がある。(意見)

¹² KPI (Key Performance Indicator) とは、重要業績指標の意味であり、目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。

(2) 予算

ア 予算実績分析

県立広島大学は平成 25 年度決算書において以下のとおり予算と決算との差異について言及している。

平成25年度 決算報告書

公立大学法人 県立広島大学

(単位:百万円)

区 分	予 算	決 算	差 額 (決算-予算)	備 考
収 入				
運営費交付金収入	3,167	3,167	-	
学生納付金収入	1,687	1,620	△67	(注1)
診療センター収入	18	20	2	
その他の自己収入	77	75	△2	
目的積立金取崩	110	-	△110	(注2)
外部資金収入	92	107	14	
補助金収入	17	15	△1	
借入金収入	-	-	-	
計	5,170	5,005	△164	
支 出				
一般管理費	616	478	△138	(注3)
人件費	3,364	3,328	△36	(注4)
教育研究経費	500	499	0	
教育研究支援経費	460	387	△72	(注5)
学生支援経費	105	82	△23	(注6)
診療経費	13	10	△2	
外部資金事業費(受託等分)	92	106	13	
外部資金事業費(補助金分)	17	15	△1	
施設整備費	-	-	-	
借入金償還金	-	-	-	
計	5,170	4,907	△262	
収 入 - 支 出	-	97	97	

※ 特定運営費交付金(458百万円、外壁修繕、退職手当等の特定経費に充当)に係る収入及び支出は計上していません。

大学連携による新たな教育プログラム開発・実施事業などの補助金収入に係る支出は、予算上、外部資金事業費に計上しています。

○ 予算と決算の差異について

(注1) 休学生者の増加、大学院入学者の減少及び授業料免除対象者の増加等により、予算額に比して決算額が減少しました。

(注2) 当年度は目的積立金の取崩しを行わなかったことにより、決算額は計上していません。

(注3) 光熱水費の教育研究経費や教育研究支援経費への振替えにより、予算額に比して決算額が減少しました。

(注4) 適正な人員配置を行い人件費の抑制を図ったことにより、予算額に比して決算額が減少しました。

(注5) サテライトキャンパスおよび国際交流事業等に係る経費節減に努めたことにより、予算額に比して決算額が減少しました。

(注6) 経費節減に努めたことにより、予算額に比して決算額が減少しました。

○ 損益計算書の計上金額と決算額の差異について

(1) 決算報告書では、当該年度に取得した固定資産取得額を計上しています。また、減価償却費は計上していません。

(2) 損益計算書では授業料減免額を収益計上し、かつ、奨学費として費用計上していますが、決算報告書では計上していません。

(3) 損益計算書の教育経費及び研究経費は、決算報告書では教育研究経費及び学生支援経費に計上しています。

納付金の減額分については、概ね諸種の経費節減により補っている。

イ 予算決定プロセス

県立広島大学は公立大学法人化を実施したことにより、従前、広島県の一部門であったものから、独立した一つの法人となった。その結果として、従前の広島県の一部門としての予算策定に比べ、より自由度の高い予算組みが可能となった。

県立広島大学の予算決定プロセスは、具体的には下表のとおりになっている。

表 年度計画および予算作成プロセス

日程	年度計画	予算編成	機関等
10月下旬	年度計画策定方針及び予算編成方針(案)審議		戦略・運営会議
10月下旬	年度計画策定方針及び予算編成方針決定		教育研究審議会
11月初旬	年度計画策定方針及び予算編成方針決定		役員会、経営審議会
10～11月中	年度計画・重点事業(案)等の作成		各部局
11月下旬	年度計画部局(案)の締切	継続事業要求の締切	
	重点事業要求の締切		
12月中旬	各部局ヒアリング		財務課
1～2月中	年度計画策定・予算編成作業		
	年度計画(案)の審議		目標・計画委員会 教育研究審議会 役員会、経営審議会
		予算(案)の審議	役員会、経営審議会
3月初旬	年度計画策定	予算決定	役員会、経営審議会

まず戦略・運営会議で年度計画および予算編成方針案を審議し、教育研究審議会、役員会、経営審議会において予算編成方針が決定されることとなっている。各会議で審議・決定される年度計画および予算編成方針は、前年度の実績等をベースとしており、当年度の趨勢や経費の削減目標等を加味した大枠の計画・予算を策定することとなっている。

次に、大枠で策定された計画・予算について、各部局がより具体的な計画・予算策定を実施していくこととなる。まず各部局がそれぞれの年度計画を策定し、継続事業についての予算要求を大枠の予算に沿う形で作成する。その上で当年度の重点事業に係る予算要求について検討する。各部局の計画・予算要求案の策定が完了したところで、理事長、理事、経営企画室、財務課等が各部局から計画・予算要求についてヒアリングを実施し、県立広島大学としての年度計画および予算の策定作業を開始する。

まとめられた年度計画および予算案について、目標・計画委員会、教育研究審議会、役員会、経営審議会等の各会議において審議され、最終的に確定されることとなる。

ウ 監査結果

(ア) 総論

広島県と県立広島大学とは、あくまでも出資者と出資受入法人という関係である。上述の予算実績比較分析の評価からみても分かるように、

県立広島大学の毎年の収入の大半を運営費交付金が占めており、当該運営費交付金は広島県の予算措置に基づき拠出されているため、広島県に対する資金面での依存度は高いが、交付金額自体は県立広島大学が作成し、県との間で合意した中期計画の中で定められており、県の意思のみで容易に増減させることはできない。

上述の予算策定プロセスを見ても、県立広島大学の予算に対する広島県の介入は低いものとなっており、広島県の一部門として県の予算に組み込まれていた時代と比べ、法人化の際に企図されていた「自由度の高い予算策定」という当初の目的は一定程度達成されている。

ただし、以下の2つの事項については、かかる目的を阻害する可能性があり、重要な事項については解消される必要があるものとする。

(イ) キャンパス外壁崩落の修繕等について

平成25年6月11日午後5時頃、県立広島大学の広島キャンパスにおいて、教育研究棟1の外壁が崩落する事故があった。

写真 外壁崩落現場



幸いにも、当該事故による死傷者等は出なかったものの、下表のとおり、平成に入り建設された各キャンパス設備は、現在徐々に老朽化していることが認められる。当該キャンパス建物外壁崩落および修繕等に係る問題点は以下のとおりである。

表 キャンパス竣工年一覧

(単位:円)

No	キャンパス	住所	竣工年 ^{※1}	金額 ^{※2}
1	広島キャンパス	広島県広島市南区宇品東一丁目1番71号	平成7年2月	5,426,000,000
2	庄原キャンパス	広島県庄原市七塚町562番地	平成元年4月	5,607,100,000
3	三原キャンパス	広島県三原市学園町1番1号	平成7年3月	5,710,000,000
				16,743,100,000

※1: 竣工年は部分的に後年のものもある

※2: 復成価格を用いている。

a 外壁崩落の調査・修繕等の対応範囲について

県立広島大学は以下の表のとおり、外壁崩落の事実に対して、広島県

から標準運営費交付金とは別枠で特定運営費交付金を受け、外壁に係る調査および修繕を実施している。

表 外壁修繕工事

(単位:円)

場所	建物	施工年度	契約形態	契約内容	施工箇所	工事費
広島	教育研究棟1	平成25年度	一般競争入札	修繕	南面、東面上部、中庭面	90,178,200
	教育研究棟1	平成25年度	随意契約	修繕	東面下部、西面北側 (南面タイル発注924千円含む)	25,483,500
	教育研究棟2、 図書館棟	平成26年度	一般競争入札	修繕	全面	42,759,360
	修繕費 小計					158,421,060
	教育研究棟1	平成25年度	随意契約	調査	南面、東面上部、中庭面	2,512,650
	教育研究棟2、 図書館棟	平成25年度	一般競争入札	調査	全面	1,995,000
	打診調査費 小計					4,507,650
広島キャンパス 合計						162,928,710
庄原	1号館～5号館、中央棟、 図書館棟、体育館ほか	平成26年度	一般競争入札	調査	全面 (打診調査及び赤外線調査併用)	3,974,400
	1号館～5号館、中央棟、 図書館棟、体育館ほか	未定	一般競争入札	設計	全面	未定
庄原キャンパス 合計						3,974,400
三原	1号館～4号館、体育館、 浄化槽上屋	平成25年度	一般競争入札	調査	全面 (打診調査及び赤外線調査併用)	312,900
	1号館～4号館、体育館、 浄化槽上屋	平成26年度	随意契約	調査	全面(打診調査)	876,744
	1号館～4号館、体育館	未定	一般競争入札	設計	全面	未定
三原キャンパス 合計						1,189,644
総合計						168,092,754
(うち 平成25年度分)						120,482,250
(うち 平成26年度分)						47,610,504

平成25年度において、修繕対応は実際に崩落した広島キャンパスの教育研究棟1のみで、調査対応は広島キャンパスおよび三原キャンパスに対してなされている。平成26年度において、残りの広島キャンパスの修繕、庄原キャンパスの調査・修繕前段階の設計、三原キャンパスの修繕前段階の設計が行われることとなっている。

広島キャンパスの調査・修繕について、随意契約により行われているが、これは外壁崩落という緊急性を帯びた事象への対応であり、特段の問題はないものと考えられる。

当初は広島キャンパスの調査・修繕のみを対応範囲としていたが、当該部分への手当だけでは特定運営費交付金の執行残が出たことから、三原キャンパスの調査を追加で実行している。一方、上表からもわかるように、平成25年度において、庄原キャンパスには何らの手当てがなされていない。これは広島県の特定運営費交付金に係る予算上の制約と県立

広島大学の政策的判断によるところが大きい。

まず、広島県は緊縮財政下にあり、緊急予算を組むことが容易ではなく、平成 25 年 6 月に決定された県立広島大学の役員・教職員の 1 億 2164 万円の給与減額に関連し、標準運営費交付金が広島県に返戻されることとなっていたため、当該金額を上限として調査・修繕すべく、特定運営費交付金として再度交付している。

また、県立広島大学は特段外部の専門家等を交えることなく、独自に外壁崩落の有無のみで危険性を判別し、平成 25 年度の調査・修繕対応を広島キャンパスのみにとどめ、庄原・三原両キャンパスについては現状を存置し、調査・修繕については平成 26 年度以降に持ち越す予算要求としている。

これについて、庄原・三原両キャンパスについては、専門家の帯同なく、県立広島大学独断で判断し、その調査・修繕について翌年度以降に持ち越している。

3 キャンパスの中でも比較的新しいキャンパスであったにもかかわらず、外壁が崩落したということをお案すれば、少なくとも今後は専門家を伴った予備調査程度は行うべきである。(意見)

また、資金的な制約から即時に修繕することは難しくとも、危機管理の観点からは、全キャンパスに対する調査を実施し、危険個所の把握に努めるべきであろう。外壁の崩落およびその可能性は、学生をはじめとする施設利用者の生命・身体の安全に直結する問題であるから、その為の予算措置および予算要求は適時になされるべきである。(意見)

b 大学設備等の修繕計画および当該修繕について

県立広島大学は、第一期中期計画の「№172 施設整備等の長期的整備計画の策定」において、「施設整備等の実状を調査・点検し、既存施設設備の維持管理や大規模改修、高額機器の購入・更新等について、コスト削減と資金需要の平準化の視点から、費用対効果の精査を行い、長期的整備計画を平成 20 年度までに策定する」としている。かかる中期計画に基づき、県立広島大学は「施設整備等の長期的整備計画（速報版）を取りまとめ、(平成) 21 年度に 3 キャンパス全体の施設整備等に係る長期的整備計画を策定」するなどしている。

しかし、広島県は、当該計画は現有設備の耐用年数から使用見込みを機械的に判断したのみで、実態との乖離があると判断しており、また県立広島大学としても、当該計画に基づく施設整備修繕について広島県に予算要求するにあたり、使用実態を踏まえた整備修繕の必要性や、法

人としての優先順位の整理等が不十分であると自認し、結果として予算要求するに至らなかった。

表 中期計画評価(抜粋)

中期目標	No.	中期計画の項目	【上段】法人の自己評価 中期目標期間における実績等	自己評価
			【下段】評価委員会評価 特記事項	委員会評価
IV その他業務運営に関する重要目標				
1 施設設備の整備・活用等に関する目標				
既存施設の効率的な維持・管理を行うとともに、長期的な展望に立ち、計画的な施設設備の整備を行い、有効活用を図る。	172	施設整備等の実状を調査・点検し、既存施設設備の維持管理や大規模改修、高額機器の購入・更新等について、コスト削減と資金需要の平準化の視点から、費用対効果の精査を行い、長期的整備計画を平成20年度までに策定する。	施設整備等の長期的整備計画(速報版)を取りまとめ、21年度に3キャンパス全体の施設整備等に係る長期的整備計画を策定した。	3
			-	3

進行中の第二期中期計画においては、「計画期間中の施設設備の整備・活用方針を定め、年次整備計画を策定し、計画的な整備・活用に努める」とあることから、県による予算措置の可能性を含めた現実的に実行可能な長期的整備計画を早急に定め、適切に運用される必要がある。(意見)

次に、実際の修繕について、統合前の広島県立大学、広島女子大学、広島県立保健福祉短期大学は、それぞれ開学から二十年程度経過しているものの、一度も大規模修繕等を行われておらず、統合後においても法人化後においても大規模な修繕は行われていない。

建築物の経年劣化は避けられず、大規模な修繕もまた避けられない。民間建築物については、平成二十年国土交通省告示第二百八十二号「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」の附則別表における「二 建築物の外部 十一 外壁 外装仕上げ材等」において、タイル・石貼り等のものについての調査方法等は以下のように定められている。

国土交通省告示第二百八十二号

開口隅部、水平打継部斜壁部等のうち手の届く、範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後十年を超え、かつ三年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する(三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合または別途歩

者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く)。

上記の通り、竣工等から 10 年経過したタイル貼りの民間建築物については、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分に全面的打診等調査を実施するか、3 年以内に外壁改修等の大規模修繕を実施するなどの対策をとることが義務づけられている。これに違反した場合、建築基準法により罰則規定が適用され、100 万円以下の罰金が科される。

県立広島大学の保有する建築物等は、広島キャンパスは平成 23 年、庄原キャンパスは平成 19 年、三原キャンパスは平成 20 年に全面的な打診等調査を実施しており、上記の基準はクリアしている。ただ定期点検の状況からすると、老朽化は相当程度進行しており、日々の点検並びに、適宜の適切な大規模修繕等が必要である。(意見)

(3) 会計基準への準拠性

ア 授業料等未収入金の徴収状況とその会計処理

県立広島大学では、授業料等未収入金は、請求後期日までに徴収できていないものについて、毎月、個人別発生年度別残高の前月比較による管理を行い、理事長および関連管理者への報告を行っている。

授業料等の未収入金の、平成 26 年 3 月 31 日現在の状況は下表のとおりである。なお、この表では、債務者ごとに滞納開始が平成 24 年度以前となったものは、債権全額を 1 年超の滞納債権として扱っている。一般的に貸倒懸念債権として管理される 1 年超の滞納債権について、今後の回収見込みを担当者にヒアリングしたところ、後述の A 氏に対するものを除いて、毎月定額の回収がある、確約書を取り交わしている、在学中であるといったことから、全額回収可能と判断しているとのことであった。

表 未収入金の滞留状況および徴収不能引当金設定状況

(単位:円)

拠点	氏名	1年超	1年内	合計	徴収不能引当金	備考
広島	A氏	178,200	0	178,200	178,200	本人帰国、H25.3徴収停止
庄原	B氏	1,298,250	0	1,298,250	0	都度返済(H27.1まで20,000円返済)、 在学中(平成23年度入学)
	C氏	1,056,200	0	1,056,200	0	毎月20,000円返済中(H25.3.31退学)、民事 訴訟判決確定
	D氏	784,900	0	784,900	0	都度返済(H27.1まで425,000円返済)、 在学中(平成23年度入学)
	E氏	650,000	0	650,000	0	毎月50,000円返済中、納付確約書あり
	F氏	120,000	0	120,000	0	毎月12,000円返済中(H23.3.31退学)、納付 確約書あり
	G氏	14,400	0	14,400	0	H26.11.4完済
	その他	0	652,800	652,800	0	H26.6.24完済
	小計	3,923,750	652,800	4,576,550	0	
三原	その他	0	217,900	217,900	0	
合計		4,101,950	870,700	4,972,650	178,200	

財務諸表注記によると、徴収不能引当金は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとなっている。

イ 監査結果

一般債権と貸倒懸念債権等の、債権区分の方法、回収可能性の判断基準、貸倒実績率の計算方法等、具体的な処理方法が明確になっていない。このような状況では、適切に徴収不能引当金の計上ができないため、徴収不能引当金の具体的な会計処理方法について、事前に文書化し、明確にする必要がある(意見)。

上表のA氏に対する債権178,200円は、平成23年度第2期分(平成23年10月末納期)の授業料等に係る債権である。この債権は、以下の理由から平成25年3月29日に徴収停止(保全・取立ての停止)扱いとすることの理事長決裁がなされている。

- ① 中国へ帰国後の本人の現住所は不明であり、かつ、国内に差し押さえが可能な財産はないと考えられ、A氏からの徴収は困難である。
- ② 身元保証書記載上の保証人とされているH氏と面談したところ、保証人であることを否定している。この点について、身元保証書と

A氏直筆の外国人留学生記録と比較したところ、筆跡が同じであることが伺え、これ以上の請求は難しいと考えられる。

この徴収停止の決裁の結果、債権回収不能は明白であり、同債権は資産的価値を失っているにもかかわらず、この決裁が行われた平成24年度では特に会計処理がなされておらず、平成25年度ではじめて徴収不能引当金が全額繰入されている。平成25年度において徴収不能引当金の繰入処理をするのではなく、平成24年度において徴収不能損失処理をすべきであった。(指摘)

また、平成24年度および平成25年度の決算においては、上記の通りA氏に対する債権について徴収不能実績があったのであるから、一般債権に対する一括引き当てによる徴収不能引当金の計上をすべきであった。(指摘)

(4) 運営管理の有効性・効率性

ア 遠隔講義システム

(ア) 現状

平成16年4月30日に作成された「県立広島大学設置認可申請書」に、「教養教育では、大学4年間の学士課程教育を通じて実施する全学共通科目を設定する」とあり、教育方法として、「新県立大学のキャンパスが分散している状況に鑑み、全学共通科目、各キャンパスの学部で開講される講義科目等の実施については、教育効果を検証しながら遠隔システムを活用する」とある。

遠隔講義システムは、平成13年度に3キャンパスにそれぞれ2教室導入されたが、画像が悪く、黒板や教員の映像を同時に送出できない、小さい文字がつぶれて表示される等の問題があった。そこで平成20年3月に8998万円で新たに高精細遠隔講義システムを2教室導入した。その後、平成22年3月に当初導入していた2教室に7999万円をかけて改修工事を実施し、各キャンパス4教室の高精細化とバックアップシステムの構築を完了した。これらの維持費は年間1630万円である。

上述のとおり、複数年にまたがる高額投資によって遠隔講義システムは構築・維持されているが、当該システムを利用した授業可能数120講義(6講義/日×5日×4教室)のうち、実際の開講状況は下記の通りである。遠隔講義システムはもっぱら全学共通科目に利用され、開催されている講義数は22講義、稼働率は18.3%に留まっており、来年度の遠隔システム更新時には、教室数を減少させる方向で検討されている。

表 遠隔講義システム利用状況

(単位:講義等)

項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
① 教育(学部)	22	17	18	19	20	19	16
② 教育(大学院)	9	7	6	7	8	11	6
講義計	31	24	24	26	28	30	22
③ その他(学部・大学院)	1	1	1	1	1	2	3
④ 学生支援	3	4	5	4	3	1	7
⑤ 研修・説明会	5	8	7	8	8	7	3
⑥ 業務運営	2	2	4	4	4	6	7
講義外計	11	15	17	17	16	16	20
合計	42	39	41	43	44	46	42

① 教育(学部) 内訳

No	科目名	発信	受講者数
1	社会学	広島	159名
2	科学史	広島	168名
3	経営と現代社会	広島	56名
4	食料とエコロジー	庄原	166名
5	文化人類学	庄原・三原	111名
6	物質科学	広島	118名
7	健康文化論	広島	190名
8	福祉と社会問題	広島	128名
9	生活化学	広島	255名
10	科学と医学	三原	182名
11	人間科学論	広島	56名
12	地球科学	庄原	190名
13	バイオと環境	庄原	95名
14	共生社会論	広島	111名
15	芸術	広島	184名
16	地域の理解	3C(オムニバス)	55名

② 教育(大学院) 内訳

No	科目名	発信	受講者数 (広島のみ)
1	応用行動分析学特論	三原	6名
2	生命システム科学特別講義	庄原	29名
3	保健医療福祉研究法Ⅲ	広島	2名
4	ソーシャルワーク特論	広島	2名
5	臨床心理学特論	広島	3名
6	がん治療学特論	三原	1名

③ その他(学部・大学院) 内訳

No	講座	実施回数
1	教員採用試験対策講座	13回
2	就職筆記試験対策講座	7回
3	公務員試験対策講座	40回

④ 学生支援 内訳

No	説明会等	実施回数
1	留学ガイダンス	8回
2	シェフィールド大学夏期語学研修募集説明会	1回
3	シェフィールド大学夏期語学研修参加者説明会	1回
4	ソウル市立大校インターナショナルサマースクール参加者説明会	1回
5	渡航前オリエンテーション・海外旅行保険説明会	1回
6	海外研修報告会	1回
7	ハワイ大学マノア校募集説明会	2回

⑤ 研修・説明会 内訳

No	研修会等	実施回数
1	FD活動促進事業報告会	2回
2	FD講演会(遠隔接続のみ)	1回
3	全学FD研修会	2回

⑥ 業務運営 内訳

No	各種説明会等	実施回数
1	目標計画に係る説明会(前期)	1回
2	目標計画に係る説明会(後期)	1回
3	重点研究事業成果発表会(広島)	1回
4	重点研究事業成果発表会(庄原)	1回
5	重点研究事業成果発表会(三原)	1回
6	科研費応募及び不正防止説明会	1回
7	科研費応募及び不正防止説明会	1回

県立広島大学にとって相当程度の高額投資にもかかわらず、平成19年度のシステム増築および平成21年度の改修工事の実施にあたり、遠隔

講義システム利用の数値目標、利用計画等は策定されていない。また、これまで遠隔講義システムについての教授・学生等に対するアンケート調査などは一度も行われていない。

(イ) 他大学等の事例の検討

遠隔講義システム利用に関する他大学の活用事例をいくつか紹介する。

① 国立大学法人筑波大学

国内外の他大学と連携およびアクティブラーニング等の先進的な教育手法の推進を目的として、遠隔講義や講義収録システムを導入している。収録された講義コンテンツは、学習システムを介して学生に自動配信することも可能である。

テレビ会議システムを利用し、海外の大学機関と交流協定を結び、共同研究や国際化授業（事例としては、フロンティア医科学専攻、生命システム医学専攻、ヒューマンバイオロジー学位プログラム等の科目を筑波大学、国立台湾大学、京都大学の3拠点で結び講義を行っている）など、グローバル化に向けた取り組みも進めている。ディスカッションしやすくするために、ハンドマイクを多数準備する、ハウリングを防止する、教室を横に広く使う等の工夫をしている。

（映像センターウェブページより）

② 公立大学法人名古屋市立大学

名古屋学院大学、名古屋工業大学、なごやかモデルプロジェクト（在宅医療を先導する未来医療人の育成プロジェクト）運営組織本部、研修医が勤務する近隣の病院等の16拠点と連携し、学生だけではなく研修医も移動時間なく受講できるよう映像配信型授業を行っている。

誰でも簡単に操作できるシステムを導入。症例写真、患者の状態、介護用ロボットが動く様子等を映像で流している。

（名古屋市立大学ウェブページ、パナソニックウェブページより）

③ 大学院連合農学研究科

東京農工大学をはじめ全国18大学が連携して連合農学研究科を作り、すべての大学を結び遠隔講義や遠隔会議を実施している。遠隔講義システムを利用して、リアルタイムで、質問、回答を行う双方向の遠隔講義を行っている。

利用コストが安い、他地域や他団体と接続し易い等の理由から汎用機器（ネットワーク障害に備えて録画DVDを作成）を採用している。18

大学すべてを結んでの相互講義、会議、遠隔地でのワークショップ・ディスカッション、海外の学生との事前面接等幅広く利用されている。

(大学院連合農学研究科ウェブページ、映像センターウェブページより)

④ 国立大学法人信州大学

長野県内の加盟する 8 大学の学生が、他大学で提供されている科目を履修し、自大学で単位認定される長野県内大学単位互換制度を設けている。自大学の遠隔講義教室から県内 8 大学の授業を受講することができる。

質問についてはマイクで発言できる。授業支援システムでは、欠席した授業の録画閲覧、レポート提出、教員からのお知らせ、授業に使用する資料の配布等が可能である。

(高等教育コンソーシアム信州ウェブページより)

⑤ 国立大学法人佐賀大学

教育デジタルアーカイブ自学自習支援システムを導入している。

収録デバイスとしてネットワークカメラと動画コンテンツ作成システムを活用することで、多教室での基礎教育科目の収録・視聴ができる他、講義状況や受講者状況のデータも管理している。毎回の講義がアーカイブ化されていくので、理解不足の部分を動画映像で再度学習することも可能である。

(佐賀大学ウェブページ、パナソニックウェブページより)

上記の通り、他大学等の事例では、遠隔講義システムに適した教室配置とする、マイクの数を増やす等の工夫を施す、安価で接続が容易な汎用システム（インターネット回線）を利用しそれに伴い生じるネットワーク障害に備えて録画DVDの作成をするなどの対策を講じている。また、録画機能を利用して理解不足の解消、欠席時の補講、動画コンテンツを利用した自学自習支援をしているなど、学生・教員等にとって利便性の高い取り組みを行っている。

(ウ) 遠隔講義システムの必要性

県立広島大学は、3キャンパスが地理的に離れた場所に存在しており、一か所にキャンパスが集中している大学に比べ講義などの実施にハンディキャップがある。このハンディキャップを克服するためには遠隔講義システムの利用は不可欠である。

遠隔講義システムの利用率を向上させるべく、現状実施されている 22 講義にとどまらず、下記(エ) a 有効性の追求で述べる諸般の改善を実

施し、より対面授業に近づける対策を講じたうえで、教養科目・専門科目等の区別なく、幅広く遠隔講義システムの講義対象とすべきである。
(意見)

(エ) 今後の課題

a 有効性の追求

遠隔講義システムの有効活用を阻害する要因として、対面講義に比べて教育効果が劣る、科目により遠隔講義システム方式への適合性が低い、など懸念が持たれていることがあげられる。

対面講義に比べ教育効果が劣るとの懸念については、筑波大学の事例のように席の配置を質疑応答のしやすい横型とし、マイクを多数用意する等して、より対面講義に近い授業スタイルになるよう工夫する等の改善を行うべきである。(意見)

科目により遠隔講義システム方式への適合性が低いという懸念については、グループワークを必要とする講義についても、現在のような大人数型の大講義室で行うスタイルではなく、少人数型のテレビ会議スタイルとすれば、グループワークに適した講義をすることも可能である。(意見)

また、現在教養科目のみ遠隔講義システムの対象とされているが、専門科目についても、上記他事例の検討でもあるように、筑波大学(医学)、名古屋市立大学(医学)、大学院連合農学研究科(農学)が遠隔講義システムを活用した講義を実施しているなど、専門科目が遠隔講義に適さないというのはあたらぬ。他大学等の活用事例を参考に、専門科目についても活用を検討すべきである。むしろ専門科目こそ、県立広島大学内の3キャンパスの連携にとどまることなく、他大学等との広域連携も検討するなど、有効性を追求すべきである。(意見)

教養科目についても、他大学等の例に倣い、専門科目同様、広域連携や実務家が講師となり諸種の専門分野について講義するようなスタイルも検討すべきである。(意見)

b 経済合理性の検討

(a) 導入時の問題点

前述の通り、約1億7000万円(平成20年3月に約9000万、平成22年3月に約8000万円)の設備投資を行うにあたり、遠隔講義システムを利用した講義開設の数値目標も利用計画も全く策定されていない。システム導入前に利用計画等を策定し、費用対効果の観点から利用計画に合わせた教室数の検討を十分に行うべきであった。(意見)

(b) 維持管理の問題点

遠隔講義システムは1億7000万円の設備投資に加え、約1600万円/年の維持費が必要である。概ね6年経過後はメーカー保守可能期間が終了するため、一斉に機器を更新することから、6年単位での再投資が必要であり、システム設備関連費用は約4400万円/年になる。

現状の22講義/年の前提では1講義あたり200万円超、遠隔講義を全コマフル活用した前提でも1講義あたり約40万円のコストがかかる。この高額なシステムの導入は、リアルタイム講義を確実に実施することを目的としている。汎用システムでは、アクセス集中の場合にフリーズする可能性がある等の危険性があるため、専用回線を利用しており高額にならざるを得なかった事情が背景にある。

県立広島大学が現在使用している専用回線を利用した専用システムではなく、インターネット回線を利用した専用システム・汎用システムを使用したとしても、教育効果として劣るものではないと考えられるし、経済性も確保しうる。したがって現在の専用回線を使用した専用システムは経済合理性に欠けるものと考えられる。近年の通信環境は県立広島大学がシステム導入した当時に比べて格段に向上しており、一般のテレビ会議システム等の遠隔講義を可能とするシステムの選択肢は広がっており、相当程度低廉化もしている。実際に他大学の活用例では、他大学や他地域との連携が容易であることを理由に汎用システムを導入している例もある。現有システムに拘泥することなく、十分なシステム仕様の検討とコスト比較を実施したうえで、優位性が明らかになれば汎用システムの導入が必要である。(意見)

(c) 入札について

現状の遠隔講義システムの導入の際、一般競争入札により業者選定を行っている。

その入札情報の周知にあたり、県立広島大学および広島県のウェブページに掲載したのみで、入札条件についても過去5年以内に教育機関への納入実績を必要とするなど、限定的な市場の中では相当程度参入障壁が高く、結果として入札業者が1社という結果となっている。

契約形態についても入札が予定価額を超過していたことで、一般競争入札から随意契約に変更し、当初の予定価額内の契約となった。

相当程度の高額な投資にも拘らず、1社のみ参加による価格決定では経済合理性のある価格決定がなされたか疑問なしとしない。

一般競争入札に替えて指名競争入札にしてでも複数社からの業者選定を行うべきであったであろう。(意見)

c 効率性の向上

(a) 導入時の問題点

平成9年に定められた大学設置基準等における取扱いでは、授業中に教員と学生が互いに映像・音声等によるやりとりを行うことなど対面授業に近い環境を求められていたことから、システムエラーによる講義停止等のトラブルに対応する為、予備の遠隔講義システムを導入している。この点、文部科学省高等教育専門教育課によれば、平成13年に告示された下記「大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等」にあるように、授業後の質疑応答に対応できるスタッフが対応すれば録画による講義でも許容され、録画放映方式¹³やオンデマンド方式¹⁴等の録画遠隔講義システムの代用でも問題ないとのことであった。実際に他大学等の活用例では、信州大学、佐賀大学が録画による補講を実施している。

以上のことからすれば、平成16年の遠隔講義システムの採用を決めた時点、平成20年、22年の改修時点において、録画方式の採用を検討していればシステムエラー対策のためとしての予備教室は必要なかったとも考えられる。それぞれの時点において、遠隔講義システムの全体構想について録画方式の採用も考慮に入れた総合的検討がなされるべきであった。(意見)

文部科学省告示第五十一号

平成十三年文部科学省告示第五十一号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等)

大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成十三年三月三十日から施行する。なお、平成十年文部省告示第四十六号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)は、廃止する。

¹³ 録画放映方式とは、講義室等において録画した講義を放映する講義スタイルのことをいう。

¹⁴ オンデマンド方式とは、インターネット動画配信等により教室授業の一部またはすべてを代替する授業方式をいう。学生にとっては、いつでも、どこでも、何度でも受講することが可能という利点がある。

記

平成十三年三月三十日

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

(b) 有効活用方法の検討

録画方式の講義とリアルタイム配信が可能な双方向システムにはそれぞれ下記のようなメリットが考えられる。

【録画方式】

- 講義の重複・行事との重複など場合に時間的制約にとらわれず受講が可能である。
- 対面講義等ですでに受講した講義であっても、自らの理解を補完するために再度視聴することができる。
- 過去の講義コンテンツをライブラリー化することにより、学生の選択肢が広がる。

【リアルタイム方式】

- 質疑応答が即時に可能である。
- 臨場感がある。

上記メリットを踏まえたうえでそれぞれのシステムを比較検討した結果を下表のようにまとめた。

表 システム比較一覧

分類	項目	回線安定度	リアルタイム 質疑応答	専門科目 対応	録画併用	イニシャル コスト	ランニング コスト	時間拘束性	再視聴	他大学連携
リアルタイム	専用回線専用システム	◎	○	○	○	高	高	高	×	×
	ネット回線専用システム	○	○	○	○	やや高	中	高	×	△
	ネット回線汎用システム	○	○	○	○	中	中	高	×	○
録画機能	録画放映システム	—	×	○	/	低	低	中	△	◎
	オンデマンドシステム	—	×	○	/	中	中	なし	◎	◎

リアルタイムでの遠隔講義と録画方式による講義それぞれの利点と欠点および講義内容との適合性も勘案して、遠隔講義システムのより有効な活用が図られるべきである。(意見)

また、リアルタイム遠隔講義システムと録画遠隔講義システムの導入検討の際には、コスト差を比較検討した上で、リアルタイム遠隔講義に適した講義か録画遠隔講義が可能な講義かの比較を行うなどして、経済的なシステムの導入数を検討することが望ましい。(付記)

上記のような講義内容による比較検討を実施することにより、遠隔講義システムの講義数、とりわけ録画遠隔講義が増加すれば、中長期的には現在の教員数の削減も可能となる。これにより経費削減が実現された場合にはコンテンツの充実も図ることを検討すべきであろう。

d アンケートの必要性

現在開講されている講義の授業数、時間数は下表の通りである(講義のうち遠隔講義システムに適しないと想定される演習・実験・実習・実技を除いた講義数を座学講義としている)。表によると座学講義に占める遠隔講義の割合は5.9%である。中期計画においては「遠隔システムの活用により、3キャンパス間の多彩な授業選択を可能とする」ことを目的としているが、かかる遠隔講義の開講状況では遠隔講義システムの高度利用がなされているとは言い難い。

表 講義数・授業時間一覧

(単位: 講義, 時間)

		授業の方法(講義数)						授業の方法(授業時間数)					
		座学 講義	演習	実験	実習	実技	計	座学 講義	演習	実験	実習	実技	計
全学共通教育科目	広島キャンパス	23	65	-	1	7	96	690	1,950	-	60	210	2,910
	庄原キャンパス	30	57	-	1	6	94	900	1,710	-	60	180	2,850
	三原キャンパス	34	51	-	1	6	92	1,005	1,530	-	60	180	2,775
	遠隔講義システム利用	44	-	-	-	-	44	1,320	-	-	-	-	1,320
	合同で実施している科目 (遠隔講義システム非利用)	-	1	-	-	-	1	-	30	-	-	-	30
専門科目	広島キャンパス	262	121	16	16	-	415	7,740	3,585	480	525	-	12,330
	庄原キャンパス	99	14	33	3	-	149	2,970	510	1,500	240	-	5,220
	三原キャンパス	202	75	-	39	-	316	5,940	2,730	-	4,470	-	13,140
教育職員免許科目	広島キャンパス	25	3	-	4	-	32	735	75	-	200	-	1,010
	庄原キャンパス	15	1	-	3	-	19	435	30	-	170	-	635
合 計		734	388	49	68	19	1,258	21,735	12,150	1,980	5,785	570	42,220
		5.99%						6.07%					

※次の開講授業科目は、上記に算入していない。

・全学共通教育科目のうち、フレッシュマンセミナーに係るもの(理由:初年次教育に係るものであり、学科により開講規模等が異なるため。)

・専門科目のうち、卒業論文指導に係るもの(理由:開講規模等が異なるため。)

旧 3 大学連携を契機に導入され、3 大学統合以降も地理的制約を打破する方策として利用・更新してきた遠隔講義システムであるから、当該システムの利用に関するアンケートを教員・学生に実施するなどして、その結果をもとに改善策を講じ、遠隔講義システムのさらなる活用に努めるべきであろう。(意見)

イ 固定資産の現物管理

固定資産の管理その他必要な事項については、公立大学法人県立広島大学固定資産管理規程に定めている。資産の管理責任者は、本部財務課を担当する事務局次長である(同規程 5 条)。取得原価が 50 万円以上の資産で、1 年以上使用が予定されているものを固定資産といい(同規程 2 条)、資産台帳を設け、使用状況の把握、維持・保全、貸付及び処分等の状況の把握、固定資産台帳の整備、固定資産の実査を行う(同規程 6 条)こととなっている。

(ア) 問題点

県立広島大学は毎年 11 月に現物確認を実施している。廃棄時には管理所有者が資産に貼付していたシールと共に報告書を提出するが、財務課財務係では実際に廃棄しているかどうかの確認までは行っていない。

各キャンパスの固定資産の中から美術品については全点、美術品以外の資産についてはランダムにサンプリングして現物実査を行った。台帳

記載の資産のうち、所在不明のものはなかったが、下記のような問題点がみられた。

- シールが貼付されていないものがあった(雨が降る場所においてあるため貼付不可、美術品のため貼付不可、洗浄や熱・薬品等の使用によりシールがはがれた、もともとシールを貼付することができない形状の為はじめから貼付していなかった等の理由から)。
- 絵画のうち数点が強い光のあたる場所に飾られていた。
- 未利用の物品があった。美術品のうち、ストーブと壁の隙間に置きっぱなしになっているものもあった。
- 廃棄報告とシールの返還のみで実際に廃棄しているかどうかの確認を行っていない。

(イ) 監査結果

上記問題点に対して下記のような対策を検討すべきである。

- シールが貼付されていない資産が数点あったが、収納箱に貼付する、同梱している説明書に貼付する、美術品についてはタイトル板に貼付する等の方法により貼付義務を履行実施し、資産を管理すべきである。(指摘)
- 絵画について直射日光があたり、保存状態の良好でないものがあった。絵画の保管時には「湿気」と「紫外線」は避けるべきである。長年同じ場所にしまったまま、飾ったまま、という絵画は傷みやすく、価値の低下を招く。固定資産の維持・保全も資産管理者の業務に掲げられているのであるから、保存状態の良好でない資産については改善すべきである。(意見)
- 現物確認の際に未利用の物品も見受けられたが、当該資産が使用できる状態にあるかどうか、修理・買替の必要性があるかどうか等については確認していない。固定資産管理規程第6条2項には「使用状況の把握を行う」とあり、固定資産を適切に管理するために使用状況等についても確認すべきである。また、遊休状態にある資産については、他の有効活用方法が検討されるべきである。(意見)
- 廃棄処理について、現在は実際に廃棄しているかどうか確認されておらず、紛失や横領が発生した場合にも気づかれない可能性がある。廃棄処理は事務局で行う等の改善が必要である。(意見)

※情報機器の廃棄処理については、下記エで述べる。

ウ 管理物品の現物管理

管理物品とは、取得金額 10 万円以上 50 万円未満の資産で 1 年以上使用が予定されているものをいい、少額資産として資産台帳で現物を管理し、固定資産に準じた取扱をしている（同規程 3 条）。

（ア）問題点

現物実査は、毎年 11 月に行われているが、直近 1 年半に購入した物品についてのみ行われ、それ以前に購入した物品の実査は行われていない。廃棄時には管理者が資産に貼付していたシールと共に報告書を提出するが、財務課財務係では実際に廃棄しているかどうかの確認までは行っていない。

各キャンパスの管理物品からサンプルをランダムに抽出し現物実査を行った結果、下記のような問題点がみられた。

- 物品の所在が不明のものがあつた。
- シールがないものが散見された。
- 廃棄したが連絡をしていないものがあつた。
- 庄原の事務局には廃棄の連絡をしていたが、庄原事務局から広島本部に廃棄の連絡が伝わっておらず計上したままとなつていた物品があつた。
- 3 大学が統合するとき所有者不明の物品を仮計上し、そのまま台帳に記載されたままとなつていた物品があつた。
- 登録してある場所以外の場所に保管されているものがあつた。

（イ）監査結果

上記問題点に対して下記のような対策を検討すべきである。

- 前述の通り、管理物品についてもシールが貼付されていない資産については、収納箱に貼付する、同梱している説明書に貼付する、美術品についてはタイトル板に貼付する等の方法により貼付義務を履行実施し、資産を管理すべきである。（指摘）
- 管理物品については、直近に購入した物品についてのみ現物実査をしているが、今回実査を行った結果、所在不明な物品、すでに廃棄した物品等が見受けられたことから、過去に購入した物品についても現物実査を行うべきであろう。実査物品の数が

多いのであれば、数年に一度のローテーションで行うという方法も考えられる。(意見)

- ▶ 廃棄などの情報が速やかに本部に報告されていなかった。本部への報告を毎月月末に行う等のルールを再構築すべきであろう。(意見)
- ▶ 管理物品の保管場所が変更になった場合も廃棄された場合同様、報告するルールを構築すべきである。(意見)
- ▶ 前述の通り管理物品についても使用状況についても確認すべきである。また、遊休状態にある資産については、他の有効活用方法が検討されるべきである。(意見)

エ 情報機器等の管理

(ア) 取得等

PC等の情報機器およびソフトウェアライセンスは、原則各部署の長が管理しており、全学的には実態調査に基づき管理台帳が作成されている。この管理台帳は平成23年6月以降更新されていないため、情報機器およびソフトウェアライセンスの現状を即座に把握することはできない。また、情報機器には管理用のシールは貼っておらず、情報機器を特定した台帳管理がなされていない。さらに、この台帳では取得日情報が管理されていないため、更新が適時に行われていたとしても、各年度で必要なライセンス料の支払いが行われたかどうか確認できない。

情報機器およびソフトウェアライセンスについては、全学的に、管理用シールによって情報機器を特定して管理し、取得・インストール、廃棄・アンインストールの都度、定型フォームにてその状況を報告し、日付も含めて管理し、定期的に報告違反がないかどうかモニタリングする必要がある。(意見)

(イ) 廃棄

情報機器の廃棄処理についても、報告とシールの返還のみで行われ、実際に廃棄しているかどうかの確認はなされていない。PC等の情報機器は、個人情報や研究内容の流出可能性の高いものであり、情報機器については特に厳格な廃棄方法の仕組み・ルールを構築すべきである。(意見)

(ウ) ソフトウェアライセンス管理

学内のソフトウェアライセンスは、現在、各研究室または各部署にて

PC1台につき1ライセンスが許諾されたものを購入、またはプレインストールされたPCを購入・管理している。これに対して、教職員、学生などのユーザー1人に対して1ライセンスが許諾されるライセンス体系があるが、この方式によれば、通常、教育機関や1,000人以上を超える規模で一括契約すると大幅に格安となるプランが設定されていることも多く、経済的にメリットがあるだけでなく、教職員、学生も自身が所有するPCにもそのライセンス内でソフトウェアの使用が可能になるなど、利用者サービス向上も期待できる。学術情報課での過去に実施した試算でもユーザー1人に対して1ライセンスが許諾されるライセンス体系に一括契約すると現状よりコスト削減可能な結果になったとのことである。これを実施するには、各研究室または各部署から人数に応じたコスト負担や予算措置をしなければならないが、PC数と人数は必ずしも一致しないことから不公平感が存在するなどの理由で、すべての関係者から同意を受けることができず、実現に至っていない。

学内ライセンスの一括管理による管理レベルの向上、コスト削減および教職員・学生へのサービス向上のため、全学的視点からすれば、ユーザー1人に対して1ライセンスが許諾されるライセンス体系の一括契約を導入すべきである。(意見)

(エ) 情報機器のRFIDによる物理的セキュリティ

情報資産の物理的セキュリティについて、県立広島大学情報セキュリティポリシーにおいて、「特に重要な情報資産については、機器や記録媒体の設置・保管場所に対する立ち入り制限や機器の固定等の物理的セキュリティ対策を行わなければならない。」とされている。

この物理的セキュリティ対策として、重要な情報資産にはIDとパスワードによってアクセス可能な利用者は制限され、サーバ室にはICカードによる入退室管理が行われている。しかしながら、サーバ室およびクライアント利用エリアからの情報機器の移動は制限されていないため、悪意を持った利用者からの重要情報流出リスクは低減されているとはいえない。

重要な情報資産にアクセス可能なエリアには、スマートフォンを含め私物の持ち込みは制限し、エリア内で利用される情報機器はRFID¹⁵

¹⁵ RFID (Radio Frequency Identifier) とは、ID情報を埋め込んだ非接触ICタグから電磁界や電波などを用いた近距離の無線通信によって情報をやりとりするものをいう。近年においてRFIDは小さなワンチップのIC(集積回路)で実現できるようになり、コストも低下してきている。

付のシールを貼付して管理し、アクセス可能エリアの出入口にはRFIDリーダーが設置されたゲート設けて持ち出しを管理することも考えられる。(付記)

オ 領収書管理

(ア) 現状

領収書は、各キャンパスで1年あたり200枚程度が教学課や財務課、総務課などで使用されている。領収書は、市販の一般的な領収書またはワープロソフトからの帳票出力を利用しているが、領収書使用に関する規程やマニュアルは作成されていない。

使用中および使用済みの領収書綴りを閲覧したところ、以下のような事項が確認された。

- 領収書の№欄に連番等の記載がなかった(三原キャンパス)。
- 領収書の№欄に連番印が押されていたが、連番印の順番間違いや番号が不鮮明なものがあった(庄原キャンパス)。
- 書き損じの領収書原票がないものがあった(庄原キャンパス)。

(イ) 監査結果

領収書は、現金受取りの際に使用される重要な書類であり、不正に利用されるおそれもあるため、厳格な管理がされるべきものである。領収書使用に関する規程やマニュアルの作成および運用が必要である。(意見)

また、領収書は大学全体である程度の量が使用されており、領収書管理レベル向上および事務効率化のために連番付きの大学専用領収書の印刷・利用を検討すべきであろう。(意見)

カ 金庫鍵・法人印の保管

金庫の鍵および法人印の保管状況を現地視察したところ、下記のような状況がみられた。

金庫の鍵は施錠可能な機の引き出しに保管されていたが、業務時間中は引き出しに鍵をかけておらず、また金庫に保管されているべき公印(実印は除く)は机の上に置かれていた。なお、銀行印は金庫に保管されていた。

セキュリティ上、金庫の鍵および公印は、鍵のかかる引き出しに保管し、常時施錠すべきである。(意見)

(5) 事務執行の有効性・効率性

ア 旅費宿泊料

職員の旅費については、公立大学法人県立広島大学職員就業規則第53条に基づき、職員旅費規程において必要な事項を定めている。

平成25年度の出張等について、特定月を指定して総勘定元帳から全件抽出し、旅費精算書および原証票と照合したところ、職員旅費規程に基づく適切な処理がなされていた。ただし、当該規程に定める宿泊料等の妥当性については以下のような問題があった。

旅費のうち、旅行雑費、宿泊料および食卓料は下記の通り定められている。

表 県立広島大学 職員旅費規程 別表1

利用区分	旅行雑費※1		宿泊料※1		食卓料※1
			甲地方※2	乙地方※2	
公共交通機関	同一地域旅行	—	13,100 円	11,800 円	2,600 円
	県内旅行※3	350 円			
	県外旅行	650 円			
業務用交通機関	行程40km未満	—			
	行程40km以上100km未満	350 円			
	行程100km以上	650 円			

※1: 旅行雑費については1日単位、宿泊料・食卓料については1夜単位

※2: 甲地方; 東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域
その他これらに準ずる地域のうち財務省令で定めるもの
乙地方; 上記以外のその他の地域

※3: 同一地域内旅行を除く

※4: 宿泊料のうち、2,600円を夕朝食代相当額として取り扱っている。

※5: 食卓料は、水路及び航空機による旅行の場合には原則として宿泊料が支給されないため、これに代わって朝、夕食及びこれに伴う雑費にあてるため支給される旅費である。

これは、国家公務員の旅費に関する法律に定められた7級以上の職務にある者の宿泊料と食卓料に準じた取扱としているものである（下図参照）。

表 国家公務員の旅費に関する法律 別表第一 内国旅行の旅費

区分		日当※	宿泊料※		食卓料※
			甲地方	乙地方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	3,800 円	19,100 円	17,200 円	3,800 円
	その他の者	3,300 円	16,500 円	14,900 円	3,300 円
指定職の職務にある者		3,000 円	14,800 円	13,300 円	3,000 円
七級以上の職務にある者		2,600 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円
六級以下三級以上の職務にある者		2,200 円	10,900 円	9,800 円	2,200 円
二級以下の職務にある者		1,700 円	8,700 円	7,800 円	1,700 円

※: 日当については1日単位、宿泊料・食卓料については1夜単位

旅費精算されたもののうち、実際に支払われた宿泊料について統計的なサンプリング調査を行った結果、甲地方 7,480 円、乙地方 5,522 円であった。この数字は、社団法人全日本シティホテル連盟が作成したビジネスホテルの客室料金の推移に近い数字となっており、旅費規程に定められた名目宿泊料より、乙地方は 3,678 円、甲地方は 3,020 円低い金額となっている。

表 県立広島大学 出張旅費未使用

宿泊地域	旅費規程 宿泊料 (①)	サンプリング 平均値	宿泊料 未使用分 (②)	未使用割合 (②/①)
甲地方	10,500 円	7,480 円	3,020 円	28.8%
乙地方	9,200 円	5,522 円	3,678 円	40.0%

表 ビジネスホテルの客室料金の推移

(単位:円)

区分	北海道	東北	関東	甲信越	中部	近畿	中国	四国	九州	全国平均	
1 人室 バス 付き	05 年	5,653	5,945	8,281	5,787	6,350	7,063	5,698	5,935	6,299	6,752
	06	5,351	5,872	7,996	5,922	5,892	6,843	5,543	5,599	5,750	6,518
	07	5,709	5,700	8,086	5,950	6,282	6,679	5,622	5,517	5,933	6,504
	08	6,081	5,836	8,110	6,012	6,299	6,634	5,459	5,448	5,765	6,570
	09	5,823	5,622	8,162	6,109	6,280	6,639	5,416	5,372	5,784	6,613
	10	5,196	5,625	7,643	5,841	5,816	6,338	5,228	5,427	5,374	6,231
	11	5,000	5,161	7,117	5,680	5,767	5,838	5,156	5,048	5,161	5,896
2 人室 バス 付き	05 年	11,738	10,598	13,800	10,650	11,984	12,460	10,039	10,669	11,089	12,050
	06	9,533	10,309	13,263	10,886	11,039	12,279	10,245	11,043	10,362	11,527
	07	10,482	10,023	13,421	10,843	11,957	11,957	9,958	10,492	10,384	11,537
	08	10,740	10,012	13,416	10,958	11,973	11,668	10,724	9,705	10,285	11,559
	09	10,586	10,235	13,540	11,056	11,792	11,535	9,791	10,578	10,688	11,674
	10	9,880	9,939	12,532	11,143	11,257	10,937	9,175	10,586	10,638	11,135
	11	8,867	9,384	12,043	11,101	10,961	10,610	9,677	9,370	9,557	10,727

(注) 1. 同連盟加盟のホテルにおける各年1月現在の客室料金を調べたもの(2011年は214ホテル、うち回答のあったところを集計)。
2. 食事は原則として含んでいない。消費税込の金額であり、サービス料は「なし」または「込み」である。

資料出所: 社団法人全日本シティホテル連盟
(「労政時報」第3804号より)

上記のような結果から、宿泊料の金額は実際に要する支出額に比べ支給額が高額になっているのは明らかである。支給額と実際の宿泊料との差額が職員に支払われることとなっているのは相当とはいえない。

一般企業における出張旅費も削減傾向にあり、実費精算、テレビ会議の導入、ディスカウントチケットの利用等の削減策を導入している。

緊縮財政下にある県立広島大学においても、一定額を上限とした宿泊料の実費精算などの削減策を検討すべきである。(意見)

イ 旅費以外の仮払い

県立広島大学庄原キャンパスへの訪問時に、現金の現物確認を行ったところ、帳簿と現物との間に食い違いがみられた。担当者に質問したところ、訪問日当日の野外実習で使用する入場料に対する仮払いが発生していたとのことであったが、その事実を証明する書面（例えば、仮払金の申請書や精算書など）はなかった。このような旅費以外の仮払いに関して、特に規程やマニュアルはなく、現場でその都度対応しているとのことである。

現金の取扱いは証憑に基づき厳格に行うべきであり、旅費以外の仮払いに関しても規程またはマニュアルを整備し、いつ（仮払日、精算予定日）、だれに、いくら、どのような目的で仮払いしたか書面にて、仮払者および経理担当者のサインまたは押印を残して管理すべきである。（指摘）

ウ アプリケーションシステムの全学的管理

学内で利用されているアプリケーションシステムは、予算のついた主管部門で管理されている。全学的には、サーバ上でのアプリケーション管理がなされているのみで、それぞれのアプリケーションが手動を含めどのようにデータ連携されているのか明瞭になった資料はない。

業務を効率化するうえでは、全学的なアプリケーションシステムの把握とそれらの間のデータ連携を把握することは非常に重要である。特に金銭の授受が発生する業務で利用されるアプリケーションシステムは、最終的に仕訳という形で財務会計システムに取り込まれ、連携がされるのが通常である。したがって、財務会計システムを中心にアプリケーションシステム間のデータ連携状況を概要図等にとりまとめ、今後の効率的かつ効果的なアプリケーションシステム開発に役立てることが望まれる。（付記）

（6）業務処理の経済性

ア 教学システムと学生情報照会システムとの連携

（ア）現状

教学システムは、教学課が所管しており、学生管理を目的とした主として入試管理、成績管理、情報提供機能を有した日立製作所が開発したパッケージシステムであり、平成 21 年 12 月に稼働を始めている。

学生情報照会システムは、財務課が所管しており、授業料管理を目的とした授業料請求、回収機能を有した南九州 NEC パーソナルシステムが開発したパッケージシステムであり、平成 24 年 4 月に稼働を始めている。

表 システム比較

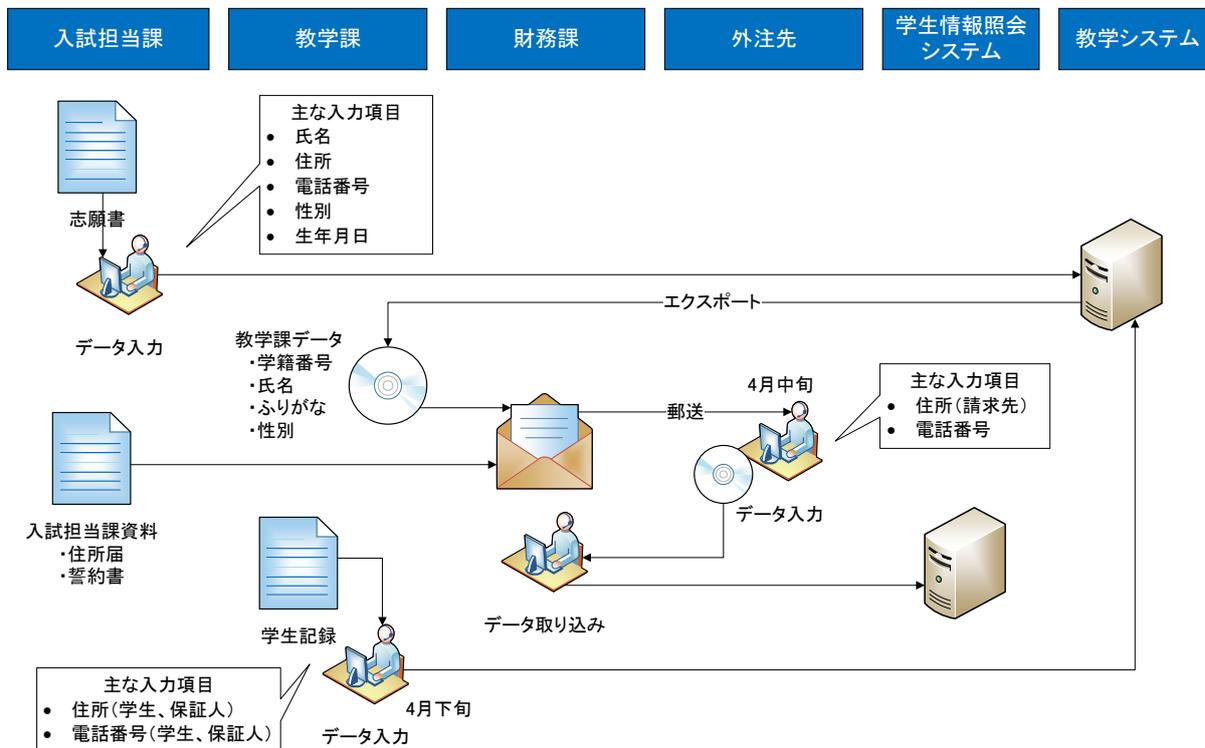
システム名称	目的	所管	開発者	稼働開始
教学システム	学生管理	教学課	日立製作所	平成21年12月
学生情報照会システム	授業料管理(請求・回収含む)	財務課	南九州NECパーソナルシステム	平成24年4月

下記業務フロー図に示す通り、教学システムは、入試担当課および教学課で入力が行われているのに対して、学生情報照会システムでは、教学システムからのエクスポートデータを一部利用しつつ外注先での入力を受け財務課が登録している。

財務課および教学課では、全学的にどのような項目の入力があるか把握しておらず、また、学生から提出される学生記録や住所届といった同様な内容の資料が、例えば、学生住所と保証人住所欄に請求先をどちらにするかチェックマークを入れるなどによりどちらか一方の資料に統合するなどの検討がされていなかった。

このような部門間の情報共有や効率化の検討がされなかった結果、それぞれのシステムのデータ連携が不十分となり、住所および電話番号の情報が二重に入力される結果となっている。

教学システムおよび学生情報照会システムへの登録業務フロー図



(イ) 監査結果

二重入力といった業務の無駄の排除および提出書類簡素化による学生サービス向上のため、入試担当課、教学課、財務課等、さまざまな部署

が参画して学生提出書類の見直しとともに、それぞれのシステムのインポートおよびエクスポート機能を利用して、データ入力作業が重複しないような業務の流れを図ることが必要である。(意見)

イ 文書管理システムの導入

(ア) 現状

I Tの利用は、主要業務の一部で利用されているのみであり、以下の文書をはじめとする多くの文書の保管は、紙媒体にて保管されている。

- 各種稟議決裁
- 人件費関連の勤怠管理
- 出張旅費等の申請および精算
- 研究費等の申請や結果等の報告文書の控え

統合化後、開発・導入された主要な情報システムは下表のとおりである。この表を見ると既存の情報システムの更改または法人化によって必要に迫られ新規導入したもののみとなっており、システム導入は各部署別の予算に基づき実施されるため、部門間で情報共有することによる業務効率化向上を目的とする情報システムは、現在までは導入されていない。

表 情報システム開発案件一覧

開発案件	サービスの内容	サービス開始
広島県大学基幹ネットワーク および情報処理演習室システム	大学公式HP、教職員専用HP、電子メール、ファイルサーバの提供 遠隔講義、教学、図書館、CALL等、大学運営に必要な情報システムの基盤を提供	平成17年3月
教学システム	入試関連業務 学生管理業務 教務事務 就職関連業務	平成16年4月
図書館システム	図書・雑誌管理 利用者情報管理 閲覧管理	平成17年3月
遠隔講義システム	3キャンパス間で同時通信の遠隔講義を実施	平成15年10月
大学授業料等徴収データ管理システム	納入通知書出力、徴収データ管理	平成14年10月
県立広島大学コンピュータ支援型語学学習システム	「読む」「聞く」「話す」「書く」の語学学習4技能をコンピュータシステムで提供	平成18年2月
県立広島大学ホームページ	大学情報、入試情報、行事案内、研究者紹介等	平成16年8月
経営情報システム	経営情報学専攻の学生が最新の経営情報ソフトを駆使することにより、経営課題とITの動向把握を行う。 ビジネスモデルの開発や検証を行う。	平成14年12月

(イ) 問題点・検出事項

紙媒体による保管は、以下のような業務の不効率さを発生させている。

- 情報共有による決裁スピード向上の阻害
- 紙代、印刷・コピー代の費用増大
- 必要な情報の検索の困難

特に県立広島大学は、3キャンパスが遠隔地にあるため、紙媒体による稟議は、決裁権限者がそれぞれのキャンパスに配置されないと適時に決裁ができない状況が発生している。

(ウ) 監査結果

上述の稟議決裁、勤怠管理、旅費精算、報告文書保管などは、紙媒体に替えてシステムを導入することにより業務の効率化およびコスト削減が期待できるのであるから、部門間で協力し、全学的に最適なシステムを導入するとともに、それに伴った人材配置の最適化を行うべきである。

(意見)

ウ 授業料徴収業務の学内処理

授業料徴収業務に関して外部委託しており、平成 25 年度で約 490 万円（税抜き）を支払っている。委託業務の内容および平成 25 年度の金額は下表のとおりである。

表 外部委託業者にかかる業務内容 (単位:円)

No	内容	概算費用
①	授業料・処理業務(入金消込)	4,070,061
②	授業料・封入封緘・発送業務	479,452
③	新入生データ登録および更新処理業務	356,721
	Total	4,906,234

上表①については、現状支払方法は銀行振り込みに限定されており、クレジットによる支払いやコンビニでの支払いは利用できない。また、入金が集中する授業料請求から支払期日までなどの期間を限定した委託になっておらず、1回あたり 15,000 円（税抜き）の F B データ受信を営業日で実施している。支払期日後の入金消し込みは対象者が少数であるため、外部委託は入金集中期間に限定し、委託期間外は学内業務に切り替えることや、支払方法の多様化による学生サービス向上および

コスト削減等のため、他大学でも利用されている公的支払サービス¹⁶などの利用も考慮することが望まれる。(付記)

上表②、③については、単純作業であり内製化は可能と考えられ、また、③は前述の通り教学システムとのデータ二重入力もされていることから、学内業務に切り替えることを前提として、コスト削減に努めることが必要である。(意見)

4 契約事務

(1) 契約締結手続

県立広島大学では、原則として大学本部財務課が契約事務を所管しているが、一定金額(1500万円)未満は、契約締結権限が委譲されており、庄原キャンパス事務部長と三原キャンパス事務部長が契約を締結することとなっている(キャンパス事務部長の専決事項、決裁規程6条1項別表)。

県立広島大学全体の平成25年度の契約総数は、約1万件であるが、そのうち約90%が随意契約(ごく一部のプロポーザル方式の随意契約を含む)である。随意契約は、迅速に契約ができ業務の合理的・効率的運営に適している面もあるが、大学が特定の相手方を任意に選択して契約する点において、競争入札と比べて競争性がなく、契約内容につき合理性が欠ける結果となるケースもあることが指摘されている。

随意契約については、政府も独立行政法人について、随意契約の基準の策定、随意契約の公表を要請し、さらに随意契約の適正化および事後評価を要請している(「随意契約の適正化の一層の推進について」公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議、平成19年11月2日)。

(2) 随意契約の合規性

ア 契約事務取扱規程による随意契約に対する規制

本監査では、県立広島大学全体の契約のうち、平成25年度において2

¹⁶ 例えば、Pay-easy(ペイジー)のような税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、PCやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービス。大学では、公立大学法人首都大学東京、慶應義塾大学、神奈川大学、中央大学、放送大学、関西大学、立命館大学、京都産業大学、関西学院大学などで利用されている。平成22年度徴収力強化研究会報告書(財団法人大阪府市町村振興協会 おおさか市町村職員研修研究センター)によると埼玉県北本市でのPay-easy導入では、システム導入費用3,625千円、運用費用は納付情報消込料15円/件、金融機関手数料33円/件、一括伝送使用料(郵便局のみ)20,000円/月、MNP協議会年会費100,000円/年、月額利用料190,000円/月となっており、県立広島大学(学生数2,650名、2回支払)にあてはめると約287万円の運用費用が見込まれる。

件だけ行われた指名競争入札による契約と、金額の多い順に上位 20 件の随意契約を選んで合規性監査をするとともに、庄原キャンパス、三原キャンパスに往査し、それぞれ金額の多い順に 20 件の随意契約について契約関係の合規性を監査した。随意契約の合規性に関しては、公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という）に照らして監査を行った。

契約事務取扱規程第 27 条は、随意契約によることのできる場合として、以下のとおり定めている。

第 27 条 1 項

会計規程第 44 条第 1 項ただし書に規定する随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買，貸借，請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては，予定貸借料の年額又は総額)が別表上欄に掲げる契約の種類に応じ同表右側に定める額を超えないものをするとき。
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (6) 競争入札に対し入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (7) 落札者が契約を締結しないとき。
- (8) その他理事長が随意契約とする特別の事由があると認めるとき。

第 1 号の「契約の種類に応じ同表右側に定める額」とは、以下のとおりである。

表 契約事務取扱規程別表(第27条関係)

1	工事又は製造の請負	2,500,000 円
2	財産の買入れ	1,600,000 円
3	物件の借入れ	800,000 円
4	財産の売払い	500,000 円
5	約件の貸付け	300,000 円
6	前各号に掲げるもの以外	1,000,000 円

つぎに、同規程第 28 条、第 29 条は、随意契約による場合における予定価格および見積書につき、以下のように定めている。

第 28 条

契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 11 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

第 29 条

随意契約によるときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならないと定めている。

つぎに、同規程第 30 条は、契約書記載事項につき、以下のとおり定めている。

第 30 条

会計規程第 47 条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) その他必要な事項

つぎに、同規程第 31 条 1 項は、契約書の作成を省略できる場合として、以下の場合を定めている。

第 31 条 1 項

会計規程第 47 条ただし書に規定する契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる契約をいう。

- (1) 契約金額が 150 万円未満である指名競争契約又は随意契約

をするとき。

(2) 物品等を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品等を引き取るとき。

(3) その他契約書の作成をする必要がないと認めるとき。

2項 前項第1号又は第3号の規定により契約書の作成を省略する場合においても、契約金額が50万円以上である随意契約をするときは、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

イ 随意契約に対する規制が遵守されていた事項

ヒアリングによると、実際に随意契約を締結する場合には、予定価格を定め、原則として2人以上の者から見積書を提出させたうえで行っているとのことであり、上記規程のうち第28条、第29条は、遵守されている。また本監査の対象とした随意契約は、すべて契約書が作成されていた。

ウ 契約事務取扱規程上必要とされる記載事項

契約事務取扱規程第30条によって、原則として契約書に記載しなければならない事項として掲げられている第1号から第10号までの事項のうち、監督および検査、瑕疵担保条項、危険負担条項、契約に関する紛争の解決条項の一部の記載がないものが多く見受けられた。

エ 監査結果

監査対象とした随意契約のうち2件の契約は、プロポーザル方式によるものであったが、その「具体的な随契理由」の欄には、たんに「プロポーザルにより選定した業者」と記載するのみであり、契約事務取扱規程第27条8号記載の「その他理事長が随意契約とする特別の事由」の記載がなかった。

プロポーザル方式の契約とは、企画・提案を公募して選定した事業者と契約を締結する方式のものをいうが、その選定手続いかんによっては、実質的には随意契約と異なることもあるから、プロポーザル方式を選択したことが競争性の確保の点において問題がないかを検証することができるようにするため、プロポーザル方式にした具体的理由を記載すべきである。(意見)

いわゆる反社条項(暴力団排除条項)とは、暴力団等の反社会的勢力と契約をしない、またすでに契約をしている場合には、契約を解除できることとし、暴力団等が取引関係に関与できない条項をいうが、反社条

項は、文言上は契約事務取扱規程第 30 条の各号の中に明記されていない。

しかし、広島県を含め全国の地方自治体が暴力団排除条例を制定しており（広島県は平成 22 年 12 月 27 日制定）、今日では反社条項を契約書の中に入れることは民間企業においても定着してきている。大学の社会的地位に照らして考えてみると、反社条項は、前記第 30 条 11 号の「その他必要な事項」の中に含めて考えることができる。監査対象とした契約の中には反社条項の記載のないものも見受けられた。県立大学の締結する契約書の中には反社条項を記載するようすべきである。（意見）

個人情報保護条項も契約事務取扱規程第 30 条の各号の中に明記されていない。監査対象とした契約の中には個人情報保護条項の記載のないものも見受けられたが、個人情報保護の要請は、個人情報保護法という法律に基づく要請であって、大学は学生の個人情報を含め、多くの個人情報が蓄積されている組織の一つであること、および個人情報については、「公立大学法人県立広島大学における個人情報の管理に関する規程」によって、大学が保有する個人情報の適正な管理が義務付けられていることを考慮すると、今後は県立大学の締結する契約書の中に取り入れるべきである。（意見）

第一審の専属管轄裁判所を記載している契約書は、ごくわずかであった。裁判管轄の合意は、契約関係につき裁判上の争いになった場合、第一審の裁判所がどこになるかを定めるものであり、訴訟に要する時間・費用の面において大きな差異が生じる可能性のある合意である。ことに遠隔地の相手方との契約においては、これらを配慮し、合意管轄条項を入れるべきである。（意見）

個人を相手方とする学生寮の管理業務委託契約書の中に、独占禁止法に違反したことを前提とした条項が見受けられた。しかし、独占禁止法は事業者の公正かつ自由な競争を促進するための規制法であることを考慮すると、事業者でない個人につき独占禁止法が問題となることは考えにくい。契約の性質・目的・相手方からみて、記載すべき事項と記載しなくてもよい事項を吟味し、契約書を作成すべきである。（意見）

契約書の合規性を担保する一つ的手段として、県立広島大学が通常行う契約の類型に応じて、上記の記載事項をすべて網羅した契約書雛形をいくつか作成しておき、個別の契約締結時の交渉で、必要な限度で加除を考えていくことを検討すべきであろう。（付記）

5 評価システム

(1) 監査制度

ア 制度の概要

(ア) 県立広島大学における監査制度

県立広島大学においては、以下のような各種監査が実施されている。

表 監査一覧表

監査種別	根拠規定	摘要	
① 監事監査	地方独立行政法人法第13条第4項	法人の業務運営及び会計経理の適正を期すことを目的に実施	内部
② 会計監査人監査	地方独立行政法人法第35条	財務諸表、事業報告書(会計部分に限る)及び決算報告書の適正性等を確認し、信頼性を付与	外部 (県)
③ 監査室監査	県立広島大学監査室規程第2条	組織が一丸となって業務実施プロセスを改善することにより、法人の経営目標の効果的・効率的な達成を図る	内部
④ 出資法人調査	地方自治法第221条第3項	地公体における予算執行の適正(地財法第4条)を期するため、出資法人の予算の執行状況や交付金の状況を調査	外部 (国)
⑤ 県監査委員監査	地方自治法第199条第7項 地方自治法第252条の27	法人への出資、交付金等が所期の目的に沿って適正に使用されているかを確認	外部 (県)

このうち、①監事監査および③監査室監査以外は、県や国による外部による監査であるため、内部による監査である①監事監査および③監査室監査について、監査を実施した。

(イ) 監事監査の概要

地方独立行政法人法は、地方独立行政法人には役員として監事を置くことを規定している(同法12条)。監事は、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもののうちから、設立団体の長が任命することとされている(同法14条2項)。そして、監事は地方独立行政法人の業務を監査することとされている(同法13条4項)。

県立広島大学では、公立大学法人県立広島大学監事監査規程において、監事による業務監査についての必要事項を定めている。

監事監査は、法人の業務運営及び会計処理の適正を期することを目的とし(同規程2条)、業務及び会計の執行状況について行うこととされている(同規程3条)。監査の種類は定期監査と臨時監査があり(同規程5条1項)、定期監査は業務監査及び会計監査それぞれにつき、毎事業年度1回実施される(同規程5条3項)。

監事監査の対象は、以下の事項である(同規程4条)。

- ① 中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
- ② 組織及び制度全般の運営状況
- ③ 予算の執行に関する事項
- ④ 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- ⑤ 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- ⑥ その他監査の目的を達成するために必要な事項

監事は、定期監査について、毎事業年度の当初に監査計画書を作成し（同規程 7 条）、計画に従った監査を実施した上で、監査結果報告書を理事長に提出することとなっている（同規程 10 条）。

（ウ） 監査室監査の概要

監査室とは、各種監査の一元的対応による監査事務の効率的・効果的な処理を図るとともに、内部統制機能を強化することでより有効な業務実施の P D C A サイクルを確立するために、平成 23 年度に設置されたものである。監査室は、室長、副室長、室員、監査スタッフで組織され（監査室規程 3 条 1 項）、室長は業務評価室長が兼務することとなっている（同条 2 項）。また、副室長は経営企画室長が兼務し、室員は経営企画室職員が兼務することとされている（同条 4 項 5 項）。なお、監査スタッフは、必要に応じて法人の職員以外の者が任命される（同条 6 項）。

監査室の業務は、以下の事項である（同規程 2 条）。

- ① 内部統制の企画立案及び実施に関すること
- ② 内部監査の事務に関すること
- ③ 監事監査の事務に関すること
- ④ 会計監査人の監査の事務に関すること
- ⑤ 国、設置団体等による監査の事務に関すること
- ⑥ その他監査に関すること

監査室においては、県立広島大学に関する各種監査の補助をするとともに、監査室独自の監査も業務に含まれている。

監査室が設置された平成 23 年度以降の監査室による監査のテーマは、以下のとおりである。なお、科学研究費の経理に関する内部監査は、日本学術振興協会の定めるルールによって内部監査が義務付けられており、毎年同じテーマで監査が行われている。

表 監査室監査テーマ一覧

年 度	テーマ
平成23年度	①過去5年間の全研究費調査
	②科学研究費の執行について
平成24年度	①研究関係のコンプライアンス
	②報償費の執行について
	③科学研究費の執行について
平成25年度	①研究関係のコンプライアンス
	②委託費の執行について
	③科学研究費の執行について

イ 手続の適法性

(ア) 監事監査について

県立広島大学においては、弁護士 1 名、公認会計士 1 名の合計 2 名の監事が任命されている。平成 25 年度の監事監査については、監事が監事監査計画書を提出し、同計画書にしたがって監事監査が実施された。

平成 25 年度監事監査は、定期監査のみが実施され、臨時監査は実施されなかった。定期監査のうち、業務監査については、監事が役員会その他主要な会議に出席するとともに、重要な決算書類を閲覧し、各部門責任者から業務処理の状況を聴取することなどにより監査がされた。会計監査については、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行うとともに、会計監査人から財務諸表、事業報告書および決算報告書に関し、監査の方法の概要および結果について報告ならびに説明を受け、検討を加えることによって監査がされた。

監査の結果については、報告書が提出され、法令違反等は認められなかったと報告された。

以上の監査手続は、関係法令等に適合するものであり、違法な点は見受けられなかった。

(イ) 監査室監査について

監査室は、室長、副室長その他、3名の室員で業務を行っている。平成 25 年度の監査室監査は、前述のとおり、①研究関係のコンプライアンスについて、②委託費の執行について、③科研費の執行について、の3つのテーマについて監査が実施された。

①研究関係のコンプライアンスについては、監査対象を研究倫理委員会（広島、庄原、三原各キャンパス）、動物実験委員会（広島、庄原、三

原各キャンパス)、遺伝子組換え実験安全委員会(広島、庄原各キャンパス)とし、各委員会について書類調査およびプロセスの聴き取り調査をすることによって監査した。

②委託費の執行については、広島、庄原、三原各キャンパスで10件ずつを監査の対象とし、この30件に関する経理関係書類調査および聴き取り調査をすることによって監査した。

③科研費の執行については、広島キャンパス7件、庄原キャンパス7件、三原キャンパス6件を監査の対象とし、経理関係書類調査および備品実査をすることによって監査した。

監査の結果については、監査報告書が提出され、科研費に関する指摘事項が1件、委託費に関する意見が1件報告された。これらの指摘事項等については、監査室規程第8条により、改善状況を監査室が定期的に監査することとなっている。

以上の監査手続は、関係法令等に適合するものであり、違法な点は見受けられなかった。

ウ 制度の有効性・効率性

前述したように、監査室規程においては、副室長は経営企画室長が兼務し、室員は経営企画室職員が兼務することとされており、経営企画室の職員が監査室の業務を兼務することとなっている。

このように、経営企画室の職員が監査室の業務を兼務することとされているのは、大学全体の事業を把握し、理事長のマネジメントのもとで大学の目標・計画を企画・立案する立場にある経営企画室との兼務により、各種の監査への効率的な対応を図るとともに、目標・計画の効果的な達成に必要なPDCAサイクルを確立できるとの考えからである。

たしかに、監査室の業務のうち、外部監査に関する事務などの監査室監査以外の業務については、業務全体を把握している経営企画室の職員が兼務することにより、迅速かつ効率的な対応ができると考えられる。

しかし、監査室の業務には、監査室による内部監査も含まれているところ、当然、経営企画室も監査の対象となり得る。平成24年度の報償費に関する監査の際には、監査室に対する内部監査が実施されている。その際には、自己監査となることを避けるべく、他の部署に対する監査と異なる特別な対応をしたという事実はなかった。

公平中立な監査を実施するためには、内部監査を実施する部署は独立して設けるべきである。(意見)

(2) 業務評価体制

ア 制度の概要

県立広島大学においては、学校教育法第109条に定める自己点検・認証および外部認証評価並びに地方独立行政法人法第28条および第29条に定める評価に関する業務を処理するために、業務評価室が設置されている（業務評価室規程1条）。

業務評価室の業務は以下の事項である（同規程2条）。

- ① 大学評価に係る企画立案に関すること
- ② 大学評価の実施に関すること
- ③ 大学評価結果に基づく改善状況の検証に関すること
- ④ 大学評価結果の公表に関すること
- ⑤ 大学評価を担当する職員の養成及び研修に関すること
- ⑥ 大学評価に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関すること
- ⑦ その他大学評価に関すること

業務評価室の室員は、法人職員の中から室長が指名され（同規程5条1項）、業務評価室の事務は、本部経営企画室において処理すると規定されている（同規程8条）。前述した監査室の室員と異なり、業務評価室の室員は経営企画室から選出しなければならないという規定にはなっていないものの、業務の効率化等を考慮し、業務評価室の室員は経営企画室の職員から選出されている。

業務評価室においては、以下の3つの基本方針の下、各事業年度の業務実績評価を実施している（県立広島大学に係る各事業年度業務実績評価実施要領）。

- ① 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進捗状況を確認する観点から評価する
- ② 大学改革の推進に向けた教育研究の質的向上や地域への貢献、運営の改善に資する観点から評価する
- ③ 法人の中期目標の達成に向けた取組状況等を県民に分かりやすく示す観点から評価する

平成25年度の業務評価室の業務としては、第一期中期目標・計画と平成24年度年度計画に関する実績の取りまとめと自己評価を実施し、それぞれについて「業務の実績に関する報告書」を作成している。

イ 監査結果

監査室の場合と異なり、業務評価室の場合は、規程上経営企画室との兼務が定められてはいないにもかかわらず、実際は経営企画室の職員が業務評価室の室員を兼ねている状況にある。

これは、業務の効率化等を考慮してのことと考えられるが、経営企画室は、新規事業について事業計画の立案・実施を担う場合があることから、経営企画室と業務評価室を兼務とすると、同一の職員が計画の立案から実績の評価まで携わる可能性が生じる。評価項目や評価方法が定められていることから、計画立案者自らが評価に関わることでただちに不公正な評価に結び付くとはいえないが、評価に対する透明性を高め、県民の信頼を高めるためには、業務評価室と経営企画室との兼務体制は解消すべきである。(意見)

(3) 教員の評価体制

ア 教員業績評価制度

(ア) 制度の概要

県立広島大学においては、教員一人ひとりの教員活動の改善を促進し、もって県立広島大学の諸活動の向上と活性化を図ることを目的として、教員業績評価を実施している(教員業績評価規程1条)。教員には、この教員業績評価の結果に基づいて、自己の活動状況を点検し、活動意識を高め自主的な改善行動へつなげることが求められており、部局長は、評価結果をもとにして教員の自己改善活動を支援し、部局全体での教育研究等活動の改善のための取組みに努めることとされている。

教員業績評価は、学部、専攻科、研究科および附属施設といった部局単位で実施され、各部局の長が評価者となる(同規程3条)。評価方法は以下のとおりである。

- ① 「教育」、「研究」、「地域貢献」および「大学運営」の各評価領域に設けた評価項目について教員が実績を申告し、職務内容別および部局別に定めた評価規準により、各評価領域の評価(評価点1~5点)を行う。

表 領域別評点

評価点	評点内容
5	優れている
4	水準を上回っている
3	水準に達している
2	改善の余地がある
1	改善を要する

- ② 教員の職務の専門性や業務量等を考慮し、各評価領域に重み付け（正の整数で各領域の合計が 10 となるよう定める）を行い、各評価領域の評点に重み付けを乗じ、それを合計した総合点（50 点満点）により評価を行う。

表 総合評価

評語	評語内容	評定基準
S	特に優れている	総合点 45～50点
A	優れている	総合点 40～44点
B	良好である	総合点 30～39点
C	改善の余地がある	総合点 20～29点
D	改善を要する	総合点 10～19点

平成 25 年度の評価結果の概要は下表のとおりである。

表 評価結果

年度	教員数(調査日現在)			評価結果					平均点 (50点満点)
	全体	評価 対象外	評価 対象	S 総合点 50～45点	A 総合点 44～40点	B 総合点 39～30点	C 総合点 29～20点	D 総合点 19～10点	
25	249 名	34 名	215 名	136 名 【 64.7% 】	57 名 【 26.5% 】	17 名 【 7.9% 】	1 名 【 0.5% 】	1 名 【 0.5% 】	45.1 点

(イ) 監査結果

平成 25 年度の評価結果を見ると、S 評価（64.7%）と A 評価（26.5%）で全体の 9 割以上を占めている。もちろん、多くの教員が優れた実績を挙げることは望ましいことではある。しかし、評価という側面で考えると、5 段階評価で 9 割以上の教員が上位 2 段階に集中するという評価では、十分な評価機能を持つ評価とはいえない。

各教員の自主的な改善行動へつなげる、あるいは部局全体での教育研究等活動の改善の指針とするためには、その評価結果によってできるだけ多くの教員が新たな改善すべき課題を見つけられることが望ましい。評価項目の追加・細分化や、重み付けの再検討などにより、より詳細な評価ができるよう評価方法を再検討すべきである。（意見）

イ 学生による授業評価アンケート

(ア) 制度の概要

県立広島大学総合教育センターは、授業担当教員並びに大学が授業の実施状況を点検・評価し、その改善に資するための基礎資料を得る目的で、学生による授業評価アンケートを実施している。総合教育センターとは、県立広島大学の全学的業務を行う附属施設であり、以下の業務を所管している（県立広島大学組織規程 6 条）

担当教員へは、①設問別評価集計、設問グループ（学生の自己評価、授業評価）別平均、評価中央値レーダーチャート、設問別評価構成グラフ、中央値グラフ、設問別平均の範囲と中央値、②学生による自由記述一覧、の2種類のデータを提供している。

さらに、教員同士の全学的な情報共有・アンケートに回答した学生へのフィードバックなどを目的として、「学生による授業評価」報告書を作成し、学内の全教員に配布するほか、各キャンパスの図書館と教学課に配置している。この報告書は、アンケート結果の集計に加え、集計表を比較・分析した上で、専門教育的な観点からの総評もなされている。さらに、各教員に対して、①昨年度の結果を踏まえた授業改善点、②履修者の反応を知るために学期中に実施した方法とその結果を踏まえた授業改善点、③期末アンケート結果から見た今後の課題、の3項目でコメントをさせている。

（イ）監査結果

「学生による授業評価」報告書においては、それぞれの担当教員にアンケート結果を踏まえた課題を設定させ、それについて翌年度に改善点を確認させるなどしており、授業の自己点検・自己評価および改善に有効なものとなっているといえる。さらに、専門教育的観点からの総評により、アンケート結果の専門的な分析もなされており、各教員のアンケート結果への理解が深められている。

アンケート自体は各学生の主観によるものであり、また、学生のアンケート結果が良い授業がすなわち質の高い授業であるとは限らないため、このアンケート結果を人事評価に直接採用するのは望ましくない。しかし、「学生による授業評価」報告書は、上述のように単にアンケート結果を集約したものではないことから、アンケート結果に各教員の前年度からの授業改善状況、前年度の課題の達成状況などを加味して人事評価の一材料にすることは可能なのではないかと考えられる。

充実した授業評価体制が構築されているため、これを人事評価と結びつけ、より質の高い授業が提供できるような制度づくりの検討が望まれる。（付記）

（4）研究の評価体制

ア 制度の概要

教員の研究は、財源の観点から、大学の内部資金による研究と外部資金による研究の2つに分類される。

内部資金による研究は、基本研究費によって行われる研究と、重点研究事業の2種類がある。外部資金による研究は、科学研究費助成事業による研究、共同研究、受託研究、提案公募型研究、研究奨励寄附金による研究の5種類がある。

各種研究ごとに、規程や実施要綱が制定されているところ、重点研究事業については、研究成果の事後評価が要求されている（県立広島大学重点研究事業実施要綱13条）。これは、重点研究事業が、大学が研究資金を負担するものであることから、その資金により研究が計画通り実施されたことを確認するために行われているものである。

重点研究事業とは、大学の研究活動の振興を図るとともに、地（知）の拠点として、地域産業の振興や地域課題の解決に貢献するために実施されているものである（県立広島大学重点研究事業実施要綱1条）。

重点研究事業費の交付対象事業は、以下の研究区分のいずれかに該当し、対象者が単独又は共同して実施する研究である（同要綱3条）。

表 重点研究事業費の交付対象事業一覧

研究区分	内 容
地域課題解決研究	本学教員が、県内の地方公共団体、公的機関、公共的団体及び本学から提案された地域課題に、単独又は学内研究者と共同で取り組む研究
学際的・先端的研究	①学際的・先端的研究(A) 地域文化・社会の進展、地域産業・技術の革新に寄与する研究で、単独で行うものを中心とした比較的規模の小さなもの
	②学際的・先端的研究(S) 地域文化・社会の進展、地域産業・技術革新に寄与する研究で、比較的規模の大きなもの
	③学際的・先端的研究(広島県立総合技術研究所枠) 本学教員が、県内の8つの公設試験研究機関と共同で取り組む研究
	④学際的・先端的研究(学長プロジェクト) 学長の発案により行う本学が誇れる成果を期待できる萌芽的研究

交付される研究事業費は、1研究事業につき、地域課題解決研究については年額150万円以内、学際的・先端的研究(A)については、年額100万円以内、学際的・先端的研究(S)および学際的・先端的研究(広島県立総合研究所枠)については年額300万円以内、学際的・先端的研究

究（学長プロジェクト）については、年額 500 万円以内となっている（同要綱 4 条）。

重点研究事業は、当該研究事業費を受けようとする教員が研究事業計画書を提出し、公立大学法人県立広島大学研究推進委員会による事前審査を経て、理事長が決定する（同要綱 5 条・6 条）。

研究事業費の決定を受けた教員は、実績報告書や最終成果物の提出が義務付けられ、提出された実績報告書及び最終成果物は理事長が公表する（同要綱 10 条・11 条）。さらに研究事業費の決定を受けた教員は、重点研究発表会において、成果の発表を行う（同要綱 12 条）。これらは、税金を原資とした研究の成果を検証し、研究成果を県民に広く知ってもらうためのものである。

そして、地域課題解決研究については、実績報告書及び最終成果物について、外部有識者による事後評価がなされ、その評価結果が公表される（同要綱 13 条・15 条）。この事後評価を行う外部有識者は、理事長が専門性等を考慮して指名する（同要綱 14 条 1 項）。なお、外部有識者の氏名等は、公表しない（同条 2 項）。これは、外部有識者の心理的な負担を軽減し、中立・公正な審査を確保するためとのことである。

外部有識者による事後評価は、①目標達成度について、②研究成果の効果（直接的効果、波及的効果）について、③研究成果の発表、活用状況について、の 3 項目について、1 点から 4 点の評点をつけ、さらに総合評価として、「優れた研究成果である」（4 点）、一定の研究成果が得られた（3 点）、「研究成果は不十分だが目標達成に向け誠実に実施している」（2 点）、「研究成果、実施状況とも不十分である」（1 点）、の 4 段階で評価している。外部有識者による事後評価の結果は、次年度以降当該研究者から新規または継続研究の申請があった際に、県立広島大学内部の審査員が審査の参考にしている。

重点研究事業と同じく、県立広島大学の内部資金が支出される研究として、基本研究費によって行われる研究があるが、これには外部有識者による事後評価は実施されていない。基本研究費によって行われる研究については、基本研究費実績報告書と教育・研究等業績書の提出が要求されている（県立広島大学基本研究費に関する規程 6 条、7 条）。

教育・研究等業績書は、基本研究費の次年度分配分額のうち、業績に応じて配分する部分を決定するために用いられる。すなわち、教員に配分する基本研究費は、①業績評価に応じて教員に配分するもの、②基礎研究費として教員に配分するもの、③学部ごとに共通の備品、図書等の購入経費として配分するもの、④大学院生（博士課程後期）の指導人数

に応じて教員に配分するもの、に分類され、①の審査において、教育・研究等業績書が用いられているのである。なお、①業績評価に応じて教員に配分される研究費は、基本研究費総額から、④大学院生（博士課程後期）の指導人数に応じて教員に配分するものを除いたもののうち、56%を占める。

教育・研究等業績書の評価項目は、下表のとおりである。

表 教育研究等業績書評価項目

大項目	小項目	解説(点付与の対象)	ポイント(点)
教育活動	A 卒論・修論生指導数	学部、修士、受入学生の合計数	(10, 8, 6, 4, 2, 0)
	B 担当講義コマ数	年間コマ数の合計数	(5, 4, 3, 2, 1, 0)
	C FD活動状況	FD活動参加回数	(5, 4, 3, 2, 1, 0)
	D その他		
	① 教育活動得点=A+B+C+D		
研究活動	E 論文等	論文、著書、総設の合計本数	(10, 8, 6, 4, 2, 0)
	F 外部資金獲得金額	金額の合計	(5, 4, 3, 2, 1, 0)
	G 外部資金申請数	申請件数の合計	(5, 4, 3, 2, 1, 0)
	H 工業所有権	合計数	(5, 4, 3, 2, 1, 0)
	I その他		
	② 研究活動得点=E+F+G+H+I		
地域貢献	J 審議会委員等	就任合計数	(5, 4, 3, 2, 1, 0)
	K 公開講座・講演会等実施回数	講座合計数	(5, 4, 3, 2, 1, 0)
	L その他		
	③ 地域貢献得点=J+K+L		
大学運営	M 委員会等活動状況	就任合計数	(5, 4, 3, 2, 1, 0)
	N 高校・企業等への訪問数	訪問合計数	(5, 4, 3, 2, 1, 0)
	O その他		
	④ 大学運営得点=M+N+O		
総合点 100%	Total ①+②+③+④		

なお、上表のうち、小項目以下については学部・センター（総合教育センター・学術情報センター・地域連携センター）において、それぞれの専門性・特殊性等に応じて、項目の追加や配点基準の変更等を検討し、研究推進委員会において承認を得ている。また、大項目については、学部・センターごとでそれぞれの項目に対する重要度が異なることから、それぞれの重要度に応じた重み付けをしている。

このように、評価結果によって基本研究費の傾斜配分を実施する目的は、①実験系、非実験系により必要経費が異なること、②大学が定めた評価項目に対して、業績に応じた配分を行うことにより、それらの項目に対する教員の貢献意欲を引き出すことにある。

イ 監査結果

(ア) 重点研究事業における事後評価の活用方法について

重点研究事業は税金を原資とするものであり、1研究事業につき最大500万円の研究費が支出されることもあることから、適正に事業が遂行されているかどうかは県民の関心事であるといえる。しかし、研究に関する事業は専門的であるため、支出の適正さについて県民が判断することは容易ではない。したがって、外部の有識者によって重点研究事業について事後評価がなされる制度の存在価値は高いといえる。

もともと、外部有識者による事後評価の結果を踏まえ、最終的に研究の承認をするのは県立広島大学内部の審査員であるが、事後評価制度が形骸化することのないよう、審査にあたっては外部有識者による評価も十分に斟酌することが望まれる。(付記)

(イ) 基本研究における事後評価について

基本研究費の事後評価は、上述した教員業績評価と共通の基礎資料に基づいて行われるが、評価にかかる重み付け等を対象部局ごとに異ならせている。ただし、評価結果の分布としては、教員業績評価の結果と大きく異なるものではないため、大多数の教員が上位層に集中している状態である。

例年ほぼ全員が横並びかつ高評価である状態が続くとすれば、傑出した成果を残したとしても他の教員との差がつかなくなるため、各教員に更なる貢献意欲を引き出すことは難しくなってくる。教員の貢献意欲を引き出すという目的をより効果的に達成させるためには、評価項目の再検討などにより、多くの教員が貢献意欲を高められるような評価体制を構築すべきと考えられる。(意見)

(5) 研修の評価体制

ア 制度の概要

(ア) 職員研修について

県立広島大学においては、法人化後、「地域に根ざした、県民から信頼される大学」を基本理念とし、「教育」、「研究」、「地域貢献」を3本柱とした大学運営を積極的に推進しながら、県民の誇りとなる大学を目指している。

この基本理念を実現するためには、大学運営に関わる全ての教職員が協働し、各々の役割と責任を全うすることが必要不可欠となる。また、平成20年中央教育審議会答申において、「大学経営をめぐる課題が高度

化・複雑化する中、職員の職能開発はますます重要となってきた」と示され、大学職員に対する職能開発の重要性について言及されていることなどから、県立広島大学では、基本理念に基づいた職員一人ひとりの意欲や能力の更なる向上を目的とした、「人材育成プラン」を策定した。

人材育成プランにおいては、「大学人としての意欲と資質を備えた職員」を、目指す職員像として設定し、職員区分別に求められる能力を具体的に示した上で、当該能力を身に付けるために多様な職員研修を下図のように体系的に整理し、実践している。

図 職員研修体系図

研修区分		対象者				
		新人	若手 主事	サブリーダー 主任	リーダー 係長	(管理職) 課長以上
職場外 研修	“大学人”研修	大学業界研修・SD研修				
		Our University 研修				
		他大学ネットワーク研修				
	キャリアアップ 研修	新入職員研修	キャリアアップ 研修Ⅰ	キャリアアップ 研修Ⅱ	新任係長研修	新任課長研修
		目標関連研修				
	スキルアップ研修	スキルアップ研修〔学内〕				
		スキルアップ研修〔外部〕				
		フィードバック研修				
		基礎実務研修				
	目的別研修	モラルアップ研修				
健康関連研修						
外部機関研修	外部機関研修					
	外部機関派遣研修					
職場内研修（OJT）		OJT研修				
自己啓発支援		大学院就学支援				
		資格取得支援				
WG活動		自主研究会活動支援				

実際に実施される研修は、毎年度研修計画において決定され、職員に告知される。

平成 25 年度に実施された研修は、下表のとおりである。

表 実施研修一覧(学内実施研修)

研修区分		実施内容	開催日	受講者	
キャリアアップ研修	階層別研修	新規採用職員研修Ⅰ	本学職員を講師とし、ガイダンス、大学組織、文書管理、コンプライアンス等についての研修を実施。	4月19日	H25年度新規採用の法人契約職員(12名)
		新規採用職員研修Ⅱ	入職後半年を経過した職員を対象に、外部講師による、「業務遂行のために必要なビジネススキルの基礎の習得」(特にビジネスにおけるコミュニケーション技術の習得)の研修を実施。	9月12日	H25年度新規採用の法人契約職員(14名)
		キャリアアップ研修Ⅰ(前期)	入職2～3年目の仕事に慣れてきた職員を対象に、外部講師による、効率的な仕事の進め方を習得するための「タイムマネジメント能力の向上」研修を実施。	9月13日	採用2から3年目の法人契約職員(19名)
		キャリアアップ研修Ⅰ(後期)	入職4年目以上の大学での一定の職務経験を有する職員を対象に、外部講師による、現在の仕事内容を見直し、仕事の無駄を省く「業務改善」のための研修を実施。	9月17日	採用4年目以降の法人契約職員(21名)
		キャリアアップ研修Ⅱ	外部講師による、プロパー職員の職務に幅広く活用できる「問題解決能力」の能力向上のための研修を実施。	9月20日	法人職員(19名)
スキルアップ研修	プレゼンテーション研修	外部講師による、「伝える」ために必要な3要素(伝えるべき内容、伝える技術、伝える手段)を習得する研修を実施。	12月20日	希望する職員(14名)	
	アサーティブ・コミュニケーション研修	外部講師による、アサーティブ(自分も相手も大切にしたり、誠実で率直で対等なコミュニケーションスキル)の考え方を基にしたコミュニケーション力の向上のための研修を実施。	1月31日	希望する職員(11名)	
目的別研修	ハラスメント防止研修	外部講師による、人権やハラスメントに対する教職員の意識啓発を図るとともに、ハラスメント事案を防止するため、専門家による研修を実施。	9月19日	教職員(182名)	
			12月4日	管理職(41名)	

表 実施研修一覧(学外実施研修)

研修区分		実施内容	開催日	受講者
大学 人 研 修	平成25年度第1回 教育NW中国SD研修会	[実施団体] 教育NW中国 [内容] 大学の置かれている状況を認識し、情報のアンテナを広げるとともに、大学の枠を超えて教職員の連携を促進する。	6月1日	新任職員のうち希望する者(8名)
	公立大学職員セミナー	[実施団体] 公立大学協会 [内容] 具体的な業務に関する各大学の事例交流を行いながら、大学職員としての基礎的な能力を高める。	7月17日 ～19日	法人職員から総務課が指名(4名)
	大学職員セミナー	[実施団体] 大学セミナーハウス [内容] 大学職員の役割を考え課題解決能力とプレゼンテーション力を涵養するとともに、他大学職員とのネットワークを構築し、他大学の取り組み等の知見を得る。	11月29日 ～30日	法人職員から総務課が指名(5名)
	SPODフォーラム2013	[実施団体] 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク [内容] 多種多様なSDプログラムの中から、職員の能力開発に資する研修を選択・受講し能力の向上を図るとともに、組織を超えた持続的な相互交流・関係づくりを構築する。	8月20日 ～23日	法人職員から総務課が指名(5名)
	高等教育フォーラム in 東海	[実施団体] 名古屋大学高等教育センター [内容] 大学業務に精通し大学業界や他大学の先進事例等に関する知識を有するとともに、大学改革に意欲的な大学職員を育成する。	3月8日 ～9日	法人職員から総務課が指名(3名)
キャリア アップ 研修	主任昇任者研修 「県・中堅Ⅱ」	[実施団体] 自治総合研修センター [内容] 中堅職員に必要な政策形成能力を高めるため、企業経営の基礎的な理論を学ぶとともに、事業・施策を考えるに当たり、企画立案のプロセスとポイントを理解し、企画案としてまとめ上げる力を習得する。	8月21日 ～23日 又は 8月28日 ～30日	主任・昇任者(4名)
スキル アップ 研修	自治総合研修センター 特別研修	[実施団体] 広島県自治総合研修センター [内容] 求められる職員像(主体的に考える職員、変革に挑戦し、行動力のある職員、高い専門性とスピード・コスト意識を持った職員)の実現を基本に、業務遂行の能力の向上を図る。	指定日	希望する職員(合計35名)
外部 機 関 研 修	債権管理研修	[実施団体] 広島県	4月25日	職員(所属長推薦)(1名)
	消費税研修会	[実施団体] 広島県	6月26日	職員(所属長推薦)(8名)
	会計・物品事務担当者研修	[実施団体] 広島県	6月17日 6月27日 (いずれか)	職員(所属長推薦)(7名)
	施設管理業務研修	[実施団体] 広島県	5月7日	職員(所属長推薦)(3名)
	人権啓発指導者養成研修会	[実施団体] 広島県	7月10日 7月17日 7月22日 (いずれか)	職員(所属長推薦)(4名)
	ファシリティマネジメント 研修会	[実施団体] 広島県	7月3日	職員(所属長推薦)(3名)
	公立大学法人会計セミナー	[実施団体] 公立大学協会 [内容] 公立大学法人会計制度の特徴を説明した上で、収入項目、支出項目、固定資産の取得、減価償却・減損等に係る会計処理(仕訳)を項目ごとに詳しく説明する。また、会計業務処理を総括する。財務諸表作成のための決算業務手続の流れを説明する。	8月7日 ～9日	職員(所属長推薦)(5名)

これらの研修のうち、学内で実施される研修については、研修直後にアンケートを実施し、さらに研修の約2か月後に活用度調査を実施して、研修の事後評価を行っている。

研修直後のアンケートは、受講者から研修内容や講師に関する率直な意見を収集し、研修満足度を測定するためのものである。他方、活用度

調査は、受講者と直属の上司を対象とし、研修企画部署である総務課が期待する研修の成果を受講者が職場で活用しているかを調査・把握するためのものである。

活用度調査は、それぞれの研修内容に応じた質問項目を設定し、受講者に対して、①受講前からできていた、②変わらない、③やや変化した、④変化した、の4段階で回答させるもの、受講者の上司に対して、受講者の意識や行動の変化を上記4段階で回答させるもの、受講者に対して研修に関連して取り組んだ具体的内容を記入させるもの、および受講者の上司に対して研修の活用方法等を自由に記載させるもの、で構成されている。

(イ) 教員研修について

大学設置基準、大学院設置基準および専門職大学院設置基準の改正により、大学院・専門職大学院では、平成19年度から、学部では平成20年度から、「授業（又は研究指導）の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」と規定された。

これを受け、県立広島大学では、全学的に、また組織的にFD活動（19頁欄外の注釈5参照）を行っている。

平成25年度のFD活動における研修およびその出席率は以下のとおりである。なお、新任・昇任研修以外の研修は、任意的参加である。

① 新任・昇任教員研修 出席率 86.4%

② 第1回全学FD研修会 出席率 29.6%

（テーマ：フレッシュマンセミナーの充実へ向けて - 学士力の基礎を築く全学共通教育の充実 - ）

③ 第2回全学FD研修会 出席率 44.3%

（テーマ：授業の質的転換を求めて - 全学共通教育科目「地域の理解」を事例として）

この他にも、学部・学科・研究科（専攻）等による個別のFD活動も実施されている。

FD研修会については、研修後にアンケートを実施している。このアンケートは、①企画の主旨・構成等が良かったかどうかを5段階で評価させる項目、②各研修テーマについて、参考になったかどうかを5段階で評価させる項目、③研修会の存在を知った手段（大学HP・掲示板・事前の案内メール・直前の案内メール）を選ばせる項目、④感想・意見の自由記載欄、⑤研修会の希望テーマについての自由記載欄、で構成されている。このアンケート結果は、企画立案上の参考にされている。

イ 監査結果

(ア) 職員研修について

活用度調査は、単にアンケート結果を集約するのみならず、研修担当者によるアンケート結果の分析および研修の効果検証などもなされており、研修内容の評価方法として有用なものであると考えられる。

もっとも、アンケートはあくまでも受講者の自己申告によるものであり、評価方法としては客観性に欠けるものである。受講者の上司に対するアンケートを実施することによって、ある程度の客観的な評価はされているといえるが、これも上司の印象に頼らざるを得ないという点では同様の問題がある。

研修内容によっては、試験などで到達度の確認が客観的に測れる場合もあると考えられる。ただし、試験問題の作成等の手間や、試験を受ける受講者の負担を考えると、研修の評価および改善のみを目的として試験を実施するのは現実的とは言い難い。そこで、試験結果を人事評価に反映させるなど、研修と人事評価の両側面から研修の到達度の確認をする制度について検討されるのが望ましい。(付記)

(イ) 教員研修について

教員研修に対する評価としては、企画立案上の参考にするためのアンケートを実施するのみであり、十分な評価体制が構築されているとは言い難い。もっとも、義務的研修である新任・昇任研修を除く任意的研修については、そもそも研修への出席率自体が低いことから、仮に評価体制が構築できても評価対象者が少なく、正確な評価結果は得られないと考えられる。そこで、まずは研修内容や告知手段の見直しなどといった、出席率向上のための検討を行うべきであろう。(付記)

(6) 広報の評価体制

ア 制度の概要

県立広島大学においては、第二期中期計画に基づく戦略的広報事業を推進するため、平成 25 年 4 月から広報室を設置している。広報室の業務は、以下の 7 つである(広報室規程 2 条)

- ① 戦略的広報の企画立案に関すること
- ② 年間広報計画の策定に関すること
- ③ 発信情報の一元的な把握及び管理に関すること
- ④ 入試情報の発信に関すること

- ⑤ オープンキャンパスの実施に関すること
- ⑥ 公立大学法人県立広島大学広報推進会議の運営に関すること
- ⑦ その他広報に関すること

なお、広報室の職員は経営企画室、教学課および入試担当課の職員で構成されており、広報事務の総括的取りまとめは経営企画室において処理することとされている。

平成25年度の広報実施体制、事業内容および取組の成果と課題は以下のとおりである。

広報実績について

1 平成25年度広報実施体制及び事業内容

- (1) 第二期中期計画に基づく戦略的広報事業を推進するため、平成25年4月から広報室を設置し、本部経営企画室と本部教学課入試担当が一体となり、各キャンパス広報との連携や、大学情報の積極的な発信に努めた。
- (2) 年間を通して、ポスターや新聞広告を一体的に実施するため、企画提案募集を行った。オープンキャンパス及び一般選抜試験出願期間に併せて、公共交通機関、新聞等広告の掲出、CM告知を行った。
- (3) 各部署のホームページやSNSへの積極的な掲載や、学科パンフレットの作成など、広報関連での新たな取組みが見られた。
- (4) 具体的には、活動報告や開催報告など、ホームページやSNS等へのきめ細やかな情報発信ができた。各部署広報委員による迅速な作業により、ホームページへの情報掲載数が増加した。

2 平成25年度の取組の成果と課題

- (1) ホームページの全面リニューアル、多言語サイト（中国語、韓国語）の構築（平成25年4月）
ホームページアクセス数が平成24年度に比べ、約2倍近く増加した。
- (2) 新規ソーシャルメディアの開拓（平成25年6月、12月）
平成24年度 Facebook のみ → 平成25年度 Twitter, YouTube を開始。
12月に掲載した大学紹介動画の再生回数は5000回を突破。Facebookは教職員、卒業生、地域の方を中心に、Twitterは在学生、受験生を中心にいいね！及びフォローされている。
- (3) メディア掲載回数の増加（メディアは新聞・テレビ・雑誌・オンラインニュースを含む。）
平成24年度 192件 → 平成25年度 288件（※平成26年2月17日現在）
平成25年度から、各キャンパス広報担当者へ、各部署からの情報提供が増え、テレビの出演情報はホームページやSNSでは事前にお知らせするようにした。
- (4) 県庁記者クラブへのプレスリリースの提供数の増加
平成24年度 15件 → 平成25年度 33件（※平成26年3月3日現在）
サテライトの講座募集や、保健福祉学部主催のセミナー募集が増えたため、資料提供の数は増加した。このことも、(3)のメディア掲載回数が増加した要因のひとつではないかと考えられる。
- (5) 本学のブランド力の把握
日経BPコンサルティング「大学ブランド・イメージ調査2013-2014」では、中四国の大学の中で18位と知名度が低いことが分かった。「公立大学」であること以上の本学ならではの魅力の発信が求められている。

3 平成26年度の取組の展開

- (1) 外部広報アドバイザーの活用
専門家による現在までの広報の検証と今後のあり方の提言を実施する。平成26年度中に、本学の広報体制や広報戦略の検証を行い、平成27年度以降の広報戦略アクションプランを策定し、ブランド力の強化に取り組む。
- (2) 主体的な教職員の広報意識の醸成と大学の細やかな「情報発信力」の強化
教職員一人ひとりが広報マンとして、全学体制で広報活動を展開するため、日常的に広報活動を実践する意識の醸成を図る。具体的には、広報研修会の実施及び広報マニュアルの作成、広報資料（広報物、プレスリリース等）の作り方や発信方法等広く広報技術の習得を行う。

イ 監査結果

平成 25 年度において、県立広島大学における広報の取組みおよび成果を評価したのものとしては、前述した「広報実績について」と題する書面のみである。この書面では、ウェブページアクセス数やメディア掲載回数、県庁記者クラブへのプレスリリース提供数などについて、前年度との変化を数値で示して実績を確認している。また、メディア掲載回数の増加については、サテライトの講座募集や保健福祉学部主催のセミナー募集が増えたことが一因であると、一応の分析もされている。しかし、サテライトの講座募集や保健福祉学部主催のセミナー募集の増加原因の分析はされておらず、さらにウェブページアクセス数の増加の原因などの分析はされていない。「本学のブランド力の把握」についても、日経 B P コンサルティング「大学ブランド・イメージ調査 2013-2014」において、中四国の大学の中で 18 位という数値をあげて知名度が低いことは確認しているものの、その原因は分析しておらず、課題についても「本学ならではの魅力の発信が求められている。」という抽象的な記載にとどまっている。

現状となっている原因を分析し、改善のための課題をできるだけ具体的に設定し、P D C A サイクルが十分に機能しうる評価体制を構築すべきである。(意見)

もともと、平成 25 年度は広報室設置初年度である上、県立広島大学自身も効果検証を含めた広報戦略の不十分さを認識しており、平成 26 年度に広報戦略の立て直しを図るべく、コンサルティング会社との業務委託契約を締結している。

受験者数の増加や、知名度の向上などのデータは、広報の効果を測定する一要素とはなり得るものの、これらのデータは様々な要因に影響されるものであり、個別の広報手段ごとの効果を検証することは困難である。しかし、効果検証をしなければ、効果のない広報手段に対して無駄な支出を続けてしまうことにもなりかねない。このようなことから、ある程度の予算を投じてでも、専門家に対して、適正な広報戦略の確立およびその効果検証を依頼することは望ましいことであるといえる。

6 リスク管理体制

(1) 危機管理体制全体について

ア 危機管理規程の制定

近時、組織における危機管理体制（あるいは内部統制システム）の構築の重要性が認識されているが、それは地方公共団体においても例外で

はない。平成 21 年 3 月に、総務省が設置した「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会」により、「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革」と題する発表がなされ、信頼される地方公共団体を目指していくために、地方公共団体における組織マネジメントを抜本的に改革することの必要性などについて提言がなされている。

県立広島大学でも、法人化の際に策定された第 1 期中期計画（平成 19～24 年度）の「VI その他業務運営に関する重要目標」中の「安全管理に関する目標」において、危機管理体制の整備として「災害等における危機管理体制を整備するとともに、防災訓練等を充実する」ことを掲げた。そして、上記計画に基づき、平成 23 年 11 月 1 日に、円滑な大学運営に支障を来すことが予想される事態等に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制に関し必要な事項を定めることを目的として、「公立大学法人県立広島大学危機管理規程」（以下危機管理規程という）が制定された。

危機管理規程は、理事長を危機管理の統括責任者と定める（同規程 3 条 1 項）。そして、理事は、それぞれの所管に関わる危機管理を指揮し、理事長を補佐するものとし（同条 2 項）、部局長は、当該部局における危機管理を統括し、当該部局の危機管理を推進し必要な措置を講じるものとしている（同条 3 項）。また、理事長が理事の中から危機管理担当理事を指名することとしている（同規程 5 条）。

さらに、平常時に、危機管理に関し必要な体制を整備し、危機事象に迅速に対応するために、危機管理委員会を置くとし（同規程 6 条）、同委員会は、次の業務を行うとしている。

- ① 危機管理に係る体制及びインフラの整備に関すること。
- ② 危機管理ガイドライン等の作成及び整備に関すること。
- ③ 危機事象の発生を未然に防止するための各種規定等の整備及び見直しに関すること。
- ④ 危機管理に係る訓練・研修の立案・実施に関すること。
- ⑤ 危機管理に係る報道機関への情報提供に関すること。
- ⑥ その他危機管理の目的を達成するために必要な業務に関すること

くわえて、緊急時の危機管理については、理事長と危機管理担当理事が協議し、危機事象のレベル（レベル 1 ないし 3）に応じた措置を講じるものとしつつ、必要と判断される場合には対策本部を設置することとしている。

イ 危機管理ガイドライン

平成 23 年 11 月、危機管理規程に基づき実施する危機管理の基本的指針について定めた「危機管理ガイドライン」が策定された。そこでは、それぞれ組織等が異なるキャンパスで統一的な危機管理体制を構築する点に重点が置かれている。

危機管理ガイドラインは、危機事象として、自然災害、事故、事件、その他の 4 つに分類される 28 の事例を想定し（地震・風水害、火災・爆発、不審者侵入、新型インフルエンザ等の感染症など）、大学内の職務分掌に沿って事例ごとに本部および各キャンパスにおける担当部署を指定している。（詳細は下表のとおり）

表 危機事象事例及び担当部署等

事 例		担当部署等	
		本部	各キャンパス
自然災害	地震、風水害等	総務課・財務課	総務課
	落雷・停電等	総務課・財務課	総務課
事 故	火災・爆発等	総務課・財務課	総務課
	交通(機関)事故等	総務課・教学課	総務課・教学課
	危険物、毒劇物、実験廃液等における事故	総務課・財務課	総務課
	土壌・地下水汚染事故	総務課・財務課	総務課
	遺伝子組換え実験、動物実験等における事故	学部	学部
	核燃料物質等における事故	財務課	総務課
	施設管理の不備による物的事故	財務課・(室管理者)	総務課・(室管理者)
	医療事故・院内感染	—	附属診療センター
	労働災害	総務課	総務課
	入試関係ミス	教学課(入試担当)	教学課
事 件	不審者侵入	総務課	総務課
	盗難	総務課・教学課・(学術情報課)	総務課・教学課
	傷害、恐喝、脅迫	総務課・教学課	総務課・教学課
	不正契約、不正取引	財務課・総務課	総務課
	横領、贈収賄	総務課	総務課
	その他各種犯罪	総務課・教学課	総務課・教学課
	情報漏洩(個人情報、組織情報等)	総務課・学部	総務課・学部
	風評被害(マスコミの誤報等)	経営企画室・総務課・学部	総務課・学部
その他	新型インフルエンザ等の感染症	総務課・教学課	総務課・教学課
	食中毒	総務課・教学課	総務課・教学課
	情報セキュリティ	学術情報センター・学術情報課	教学課
	知的財産関係	地域連携センター・財務課	地域連携センター・総務課
	各種ハラスメント	総務課・教学課	総務課・教学課
	訴訟問題	総務課	総務課
	廃棄物処理	総務課・財務課	総務課
海外における事故・事件	総務課・教学課	総務課・教学課	

また、危機管理ガイドラインでは、部局長に対し、当該部局における危機管理に当たるため、想定される危機事象に備えて危機事象ごとに対応マニュアル等を作成し、危機管理体制を整備することが義務付けられている。なお、上記ガイドラインでは、危機事象対応マニュアルとは「危

機管理を円滑かつ適切に行うため、組織単位から個人単位にいたるまで、危機事象に応じて必要な対応策をまとめた手順書をいう」とされている。

ウ 第一期中期計画・年度計画

第一期中期計画では、「危機管理・安全管理と人権侵害の防止」に関し、「事故や災害等に適切かつ迅速に対応するため、危機管理規程に基づく危機事象対応マニュアルを整備し、学生や教職員に対して安全教育や研修を実施するとともに、関係機関との連携強化を図る」とされ、平成 25 年度の年度計画では、「危機管理ガイドラインに基づき、危機事象ごとの対応マニュアルの整備を進める」とされている。

上記年度計画に対しては、法人の自己評価の中の年度計画の進捗状況として、

- ・ 危機管理委員会を開催し、危機意識の共有を図るとともに、今後、取り組むべき事例について協議した。具体的には、整備を進めている危機事象ごとの対応マニュアルについて、想定される事象を再点検するとともに、全学的に整備すべきものを危機管理委員会等で検討することにした。
- ・ 消防署からの平成 24 年度の指摘事項を踏まえて、自主防災組織各班長及び班員（21 人）による図上訓練を実施し、自主防災組織の班員・班長の役割分担の徹底を図った。
- ・ 教職員・学生が参加して、各キャンパスにおいて防災訓練を実施した。

との報告がなされている。

エ 危機管理体制の現状

平成 23 年 11 月 1 日の危機管理規程の制定に合わせ、危機管理委員会が設置された。危機管理担当理事が委員長を務め、13 名の部局長が委員となっている。

しかし、規程制定後大きな自然災害等が発生しなかった等の理由からしばらくの間委員会は開催されず、平成 26 年 2 月 28 日ようやく第 1 回委員会が開催された。そこでは、県立広島大学における危機管理体制の現状を調査し、その状況を踏まえながら、平成 26 年度より危機管理体制の充実に努めていくこと等が確認された。

上記調査によって判明した県立広島大学における事例ごとの対応マニュアル・関係規程の整備状況および実際に事例が発生した場合の具体的

な対応体制の状況等は、下表記載のとおりである。

表 危機事象ごとの危機管理体制整備状況

危機事象事例		対応マニュアル 関係規程等	危機管理対応状況 (マニュアル等周知策・防止策・事象発生時の体制等)	
自然災害	1	地震、風水害等	<p>【火災・地震】 ○消防計画</p> <p>【台風等】 ○台風等非常時における授業の取扱いについて</p>	<p>・各キャンパスで消防計画を策定。 ・消防計画に従い、火災・地震を想定した消防訓練及び室管理者による担当室の点検を実施。</p> <p>・各キャンパスで「台風等非常時における授業の取扱いについて」を制定。 ・学生、教職員に対し、学生閲覧・本学ウェブページ・教学課掲示板・教学システムを通じて周知。 ・警報発令時等は、取扱いに従い休講等の措置を実施。</p>
	2	落雷・停電等	<p>【落雷・停電】 マニュアル等なし</p>	<p>・事案毎に個別に対応。 ・落雷対策として避雷針を設置。停電対策として自家発電設備設置。</p>
事故	3	火災・爆発等	<p>【火災・地震】 ○消防計画</p>	<p>・各キャンパスで消防計画を策定。 ・消防計画に従い、火災・地震等を想定した消防訓練及び室管理者による担当室の点検を実施。</p>
	4	交通(機関)事故等	<p>【公用車での事故】 ○庁用自動車事故処理の手引き</p>	<p>・事故処理は「庁用自動車事故処理の手引き」(広島県)を準用。 ・庁用自動車の事故処理方法について、各キャンパス総務課へ周知。</p>
			<p>【教職員の事件・事故】 マニュアル等なし</p>	<p>・事案毎に個別に対応。 ・休日等、総務課員不在時の事故発生時は、防災センターから総務課担当職員への連絡体制を整備(防災センターへは、危機事象発生時の総務課職員連絡先を手交)。</p>
			<p>【学生の事件・事故】 マニュアル等なし</p>	<p>・事案毎に個別に対応。 ・休日等、総務課員不在時の事故発生時は、防災センターから教学課担当職員への連絡体制を整備(防災センターへは、危機事象発生時の教学課職員連絡先を手交)。 ・各キャンパスにおいて、学生に対し、交通安全に関する講習会を実施。</p>
	5	危険物、毒劇物、実験廃液等における事故	<p>【危険物等の取扱い】 ○安全の手引き ○毒物劇物危害防止要領</p>	<p>・「安全の手引き」作成時に教職員へ配布するとともに、新規採用の教職員へは、採用時のガイダンス等で配布し、取扱いについて周知する。 ・事故発生時は毒物劇物危害防止要領の緊急連絡網に従い報告を行い対応する。 ・庄原キャンパスでは、危険物貯蔵庫を設置し、委託業者を保安監督者と定め危険物保安を監督。</p>
	6	土壌・地下水汚染事故	<p>【土壌・地下水汚染】 マニュアル等なし</p>	<p>・実験廃液の処理は、各キャンパス内の中和槽で中和し、排出することで汚染事故を防止。 ・設備委託業者による排出水の分析を実施。</p>
	7	遺伝子組換え実験、動物実験等による事故	<p>【遺伝子組換え実験】 ○遺伝子組換え実験安全管理規程 ○遺伝子組換え実験安全委員会要領</p>	<p>・学内で実験を行う際は、遺伝子組換え実験安全管理規程に基づき、遺伝子組換え実験安全委員会で実験内容を審査。承認された実験以外、実施させない。</p>
<p>【動物実験】 ○動物実験規程 ○標準操作手順書 ○人間及び動物を対象とする研究に関する倫理規程 ○動物実験委員会要領</p>			<p>・学内で実験を行う際は、動物実験規程に基づき、動物実験委員会で実験内容を審査。承認された実験以外、実施させない。 ・実験開始前に、動物実験従事者に対し、動物実験に関する教育、標準操作手順書による動物の飼養方法の説明を実施。</p>	

表 危機事象ごとの危機管理体制整備状況(つづき)

危機事象事例		対応マニュアル 関係規程等	危機管理対応状況 (マニュアル等周知策・防止策・事象発生時の体制等)
	8	核燃料等物質における事故 【放射性物質の事故】 ○計量管理規程 (人間文化学部・生命環境学部・保健福祉学部でそれぞれ規定)	・保有している核物質については、毎月管理者が計量。定期的に事務局へ保有状況の報告を実施。
	9	施設管理の不備による物的事故 【施設の故障・事故等】 マニュアル等なし	・事案毎に個別に対応。 ・委託業者による主要箇所での定期点検を実施。不良箇所等を発見次第、個別対応。 ・各室における室内の状況(窓サッシの歪み、ひび割れの有無等)は、消防計画に基づき各室管理者が定期的に点検し、総務課へ報告。
	10	医療事故、院内感染 【医療事故】 ○附属診療センター事故処理要領 ○事故等発生時の対応フロー	・事故発生時は要領及びフローに基づき対応。 ・診療業務において、ダブルチェックを徹底するとともに、診療記録の適正な保管により事故の未然防止に努める。
	11	労働災害 【労災対応】 ○公務災害、通勤災害認定補償事務の手引き	・事案毎に個別に対応。 ・執務環境を把握するため職場巡視を実施。
	12	入試関係ミス 【センター試験】 ○大学入試センター試験事故処理要領	・各試験会場における事故処理要領を年度毎に制定。 ・要領に基づき体制を整備。毎年度、事前説明会を実施し、対応の説明・周知を実施。 ・実際に発生した課題については、次年度の事故処理要領に反映。
		【推薦入試・一般入試】 ○推薦入試実施要領 ○一般選抜実施要領	・各年度、各試験毎に実施要領(学部別)を作成。 ・当該実施要領で試験実施体制とともに、トラブル時の対応として、受験票を所持していない者や遅刻者、急病人等への対応、災害発生時の対応を定めている。
事件	13	不審者侵入 【不審者侵入】 ○不審者対応マニュアル	・警備員(業務委託)による24時間の構内警備体制の整備、定期的な巡回を実施。 ・学内で不審者が発見された場合、マニュアルに基づき、総務課等へ連絡、総務課員及び警備員による個別対応を実施。 ・不審者に対する注意を喚起するポスター等を学内掲示。
	14	盗難 【教職員の事件・事故等】 マニュアル等なし	・事案毎に個別に対応。
		【学生にかかる盗難事件】 マニュアル等なし	・事案毎に個別に対応。 ・事象発生時は、警察への被害届、理事長等役員への報告等を行うこととしている。
	15	傷害、恐喝、脅迫 【教職員の事件・事故等】 マニュアル等なし	・事案毎に個別に対応。
		【学生にかかる傷害、恐喝、脅迫事件】 マニュアル等なし	・事案毎に個別に対応。 ・休日等、教学課員不在時の事故発生時は、防災センターから担当職員への連絡体制を整備(防災センターへは、危機事象発生時の教学課職員連絡先を一覧にして手交)。 ・各キャンパスにおいて、学生に対し、犯罪被害の防止を目的とした安全に関する講習会を実施し、意識啓発を実施。
16	不正契約、不正取引 【不正契約・不正取引】 ○会計事務取扱規程 ○物品購入契約に関する取引停止取扱要領	・会計事務取扱規程に則り契約・取引を実施。 ・発生した事案については事案毎に個別に対応。	
	【研究費の不正利用】 ○研究費不正使用防止対策取扱規程	・毎年度、科研費説明会の際に研究費の不正使用防止について、教職員へ注意喚起を実施。 ・発生した事案については事案毎に個別に対応。	
17	横領、贈収賄 【贈収賄】 ○職員倫理規程	・新規採用の職員に対し、採用時の研修で職員の倫理について周知。 ・毎年度、お盆や年末年始の時期に、総務課から教職員へ、職員の服務規律の確保に努める旨を通知し周知寒気を実施。	

表 危機事象ごとの危機管理体制整備状況(つづき)

危機事象事例		対応マニュアル 関係規程等	危機管理対応状況 (マニュアル等周知策・防止策・事象発生時の体制等)
	18 其他各種 犯罪	(教職員の事件・事件事故及び学生の 事件・事故の例による)	(教職員の事件・事故及び学生の事件・事故の例による)
	19 情報漏洩(個人 情報、組織 情報等)	【情報漏洩】 ○個人情報の管理に関する規程	・個人情報の適正管理を図るため、規定の内容を分かりやすく解説した研修教材を作成し、教職員に対して説明会を実施。 ・また、教職員が保有する個人情報の保管方法等について定期的に点検できるように「個人情報保護事務チェックリスト」を作成し、点検を依頼。
	20 風評被害(マ スコミの誤報 等)	【マスコミ対応】 マニュアル等なし	・事案毎に個別に対応。
その他	21 新型インフ ルエンザ等感 染症	【新型インフルエンザ対応】 ○新型インフルエンザ対応について	・「新型インフルエンザ対応について」に基づき、対応方法を学内へ周知。※現在は流行していないため、運用していない。
	22 食中毒	【食堂における食中毒】 マニュアル等なし	・学生食堂において食中毒が発生した場合は、事業者は保健所への連絡・保健所の指導による対応を行い、大学は保健所の指導を踏まえた対応を行う。(利用の停止等、学内外への広報) ※過去、食中毒事案の発生なし。
	23 情報セキュ リティ	【システム障害】 ○障害発生時の連絡体制図	・システム障害発生時に早期復旧を行うため、委託業者を含めた連絡体制図を整備。
		【不正アクセス】 ○情報セキュリティポリシー	・不正アクセスの手口が多様化しているため、具体的な行動マニュアルは作成せず、事案毎に個別に対応。 ・不正アクセスの早期発見のため委託業者により状態監視を行い、状況に応じて必要な対策を実施できるよう毎月定例打合せを実施。
		【情報漏洩(電子データ)】 ○情報セキュリティポリシー ○情報倫理要領	・セキュリティ講習会を随時開催し周知する。 ・全教職員を対象にセキュリティ自己点検を実施し啓発を行う。 ・事象発生時にメール及び学内イントラにより注意喚起を行う。
	24 知的財産関 係	【大学名称等の名義及びロゴの使用】 ○大学名義、学章及びロゴマークの営 利利用に関するガイドライン ○名義使用に関する要領	・本学の大学名義、学章、ロゴマークが無断で使用され本学が不利益を被ることを防ぐことを目的にガイドラインを制定。 ・無断で使用された場合の不利益を未然に防止するため、ロゴマークを商標登録。
	25 各種ハラス メント	【教職員に係るハラスメント】 ○人権委員会規程 ○人事委員会規程 ○ハラスメント防止ガイドライン ○セクシュアル・ハラスメントの防止等 に関する規程 ○キャンパス・ハラスメント対応フロー	・ハラスメント事案発生時の対応を分かりやすく示すため、対応フローを作成。 ・平成24年度の事案発生を受け、「ハラスメントを許さない。ハラスメントと闘う。」という本学のスタンスを明確化するため、ハラスメント防止ガイドラインを新たに策定。 ・対応フローについては関係職員へ周知し、事案発生時は本学総務課が主導。 ・教職員及び学生に対し、ハラスメント防止に関するリーフレット、相談窓口を記載したカードを配布。 ・教職員を対象に、毎年、研修会を開催し、啓発活動を実施。
【学生にかかるハラスメント】 ○人権委員会規程 ○人事委員会規程 ○ハラスメント防止ガイドライン ○セクシュアル・ハラスメントの防止等 に関する規程		・教職員及び学生に対し、ハラスメント防止に関するリーフレット、相談窓口を記載したカードを配布。 ・学生・関係の教員から相談があったときには、必要に応じて、事実関係を調査、教学課長に報告。加えて、学生にサポートが必要な場合は、学生相談室長に引継ぐ。	
26 訴訟問題	【訴訟対応】 マニュアル等なし	・事案毎に個別に対応。 ・事案発生又は事案が懸念される時には、弁護士である本学の監事へ相談。	
27 廃棄物処理	【廃棄物処理】 マニュアル等なし	・一般ごみについては、ゴミ箱や付近に分別指示を掲示するとともに、清掃業者により適切に処分。 ・廃棄する機密文書については、年1回程度回収し、溶解処理を行うものとして処分。 ・大型ごみについては、年2回程度回収業者による廃棄を実施。 ・産業廃棄物処理に関するマニフェストは担当部署において適切に管理。 ・その他事案毎に個別に対応。	

表 危機事象ごとの危機管理体制整備状況(つづき)

危機事象事例		対応マニュアル 関係規程等	危機管理対応状況 (マニュアル等周知策・防止策・事象発生時の体制等)
28	海外における事件・事故	【教職員の海外における事件・事故】 マニュアル等なし	・事案毎に個別に対応。
		【学生の海外における事件・事故】 ・海外へ安全に渡航するための注意点 とお願い ・海外渡航時の安全対策について ※事故対応については、危機管理対策 提携先のマニュアルを参考に本学の事 故対応マニュアルを策定予定	・海外留学学生に対し、「海外当時の安全対策について」に基づ き、大学への届出及び海外旅行保険の加入を指導・徹底。 ・海外渡航学生全員に対し、「海外へ安全に渡航するための注意 点とお願い」に基づき渡航前オリエンテーションを実施し、危機管 理意識を醸成。 ・事故が発生した場合は、事案毎に個別に対応。
29	各種保険対 応	【保険対応】 ○損害保険の概要 ○損害保険連絡先一覧表	・損害保険の概要及び損害保険連絡先一覧表を、各キャンパス総 務課へ周知。 ・事案発生時は損害保険連絡先一覧表に基づき連絡。
30	緊急時の連 絡体制	【緊急連絡】 ○緊急連絡網	・毎年度4月に県庁・大学本部・各キャンパス間及び本部・各キャン パス内の緊急連絡先を作成。 ・緊急連絡先は、年度当初に幹部職員等へ配布。

上表のとおり、危機管理ガイドラインで義務付けされている危機事象ごとのマニュアル等の作成は、30の事例のうち11について全部または一部が達成されていない。なお、現在、学内に存在する事例ごとの危機管理体制のほとんどは、危機管理規程が作成される以前から存在したものである。

オ 監査結果

第1に、上述のとおり、危機管理規程および同ガイドラインの策定後、危機管理体制の整備は十分に進捗しているとは言い難い。危機管理規程では、理事長を危機管理の統括責任者と定めてはいるが、危機管理委員会に危機管理体制の整備に関する種々の権限を付与しており、同委員会の主導によって県立広島大学における危機管理体制の整備が推進されることが期待されているものと考えられる。従って、危機管理委員会は設置後速やかに開催されるべきであった。平成26年2月の第1回委員会後、全学的な調査によって個々のリスクに関する危機管理体制の現状を把握し、それを踏まえて、今後危機管理体制の整備を進めることとされているが、危機管理規程の制定から既に約3年が経過していること、予期せぬ自然災害、各種事故あるいは事件の発生等種々のリスクに対応した学内の危機管理体制の整備は喫緊の課題というべきであること等からすると、必要に応じて適宜委員会を開催し、委員会の主導により、危機管理体制の整備を急ぐべきである。(指摘)

第2に、前述のとおり11の危機事象の全部または一部について、何ら規程、ガイドラインあるいはマニュアルが作成されていない。現在、各

キャンパスの部局長等へ複数回の意見照会を行い、各キャンパスの意見を反映しながら適宜マニュアル等の作成が進められているところであるが、上記 11 の事象には、落雷・停電、施設の故障、風評被害、食中毒など、いつ発生してもおかしくないものも多数含まれているから、速やかに規程等を作成するべきである。また、危機管理ガイドラインは第 1 章第 4 において危機事象対応マニュアルの作成が義務付けられているが、それは「危機事象に応じて必要な対応策をまとめた手順書」であり、危機事象発生時に誰が如何なる行動を具体的に取るべきかの手順を時系列に沿って分かりやすく示した文書である。その観点からいえば、規程、要領、ガイドライン、連絡網等は、対策委員会等の構成あるいは各職員の抽象的な役割などを定めるに留まり、通常、「危機事象対応マニュアル」には該当し得ない。従って、早期に危機事象対応マニュアルに相当するものを、可能な限り危機事象全てにおいて整備すべきである。（意見）

第 3 に、学内全体の危機管理体制の整備・運用を所管する部署が決められていないため、現状を把握して整備を進める作業が遅れている面があるものと考えられる。従って、特定の部署に上記事項を所管させて、危機管理委員会や理事長に定期的に運用状況等を報告させる体制を構築すべきである。（意見）

第 4 に、想定すべき危機事象およびそれに対する適切な対策は、時代の変化に応じて刻々と変わっていくものである。従って、危機管理マニュアルが想定する危機事象が必要十分なものか、また一旦整備した危機管理体制が時の経過によって不適切になっていないかについて、危機管理委員会を中心として常に見直しを行うような事後評価・改善の体制を整えていくことが望ましい。（付記）

（２）事例ごとの危機管理体制について

ここでは、危機管理ガイドラインが挙げる事例のうち、重要と思われるものを 3 つ取り上げて、具体的な体制についての検証を行う。なお、上述のとおり事例によっては危機管理体制の整備が不十分なものがあるので、比較的体制が整備されていると思われるものを取り上げた。

ア 火災時の学生・教職員の安全管理体制

（ア）体制の概要および消防訓練の状況

a 体制の概要

キャンパス内で火災が発生した際の対応に関しては、広島キャンパスは平成 19 年 6 月、庄原キャンパスは平成 22 年 2 月（学生寮については

平成 21 年 6 月)、三原キャンパスは平成 21 年 6 月に、それぞれ消防計画を策定している。その内容は、防災管理者、室管理者、教職員・学生数、管理対象となる部屋・施設、防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等が異なる点等を除けば、基本的には同一のものである。なお、これらの計画は、火災、大規模地震(震度 6 強程度)およびその他の災害を想定して作成されたものである。

いずれの消防計画も文字によるものであり、災害発生時に各自がどのような行動を取るべきについてかについて表形式で記載されたものとしては、いずれのキャンパスにおいても、「自衛消防組織の編成と任務(任務表)」「避難判断基準」および警備員に関する「防火・防災管理マニュアル」が存在する。しかし、緊急時に教職員の取るべき行動を端的に示すものではない。

これらを補充するものとして、広島キャンパスでは、地震および火災を想定した各班の行動内容を箇条書きにして指示文例等を掲載した「自衛消防組織行動マニュアル」が作成されているほか、庄原キャンパスでは、本館の消防訓練時に各班の行動内容および報告事項等を箇条書きにした「自衛消防組織各員フローチャート」が、三原キャンパスでは、個別の事例について大まかな対応想定が記載された「災害想定表」が作成されている。

b 平成 25 年度に実施された消防訓練の状況

広島キャンパスでは、平成 25 年 11 月 1 日に 50 分間消防訓練が実施された。地震発生とそれに伴う火災発生を想定し、通報・消火・避難訓練を取り入れた総合訓練が行われた。参加者は、教職員約 100 名、学生約 200 名、消防隊員 5 名であった。訓練後に、消防署から、①情報を収集・集約するためにホワイトボードに時系列で情報を列挙していたが、一見して分かりづらく、負傷者情報等内容ごとに記載箇所を変えて、集約した情報を記載すれば分かりやすい、②情報整理においては図面を活用するとよい、③火元となった部屋の扉をいきなり開けると空気流入による延焼拡大が懸念される、④消火器を同時使用するための指揮者を置くべきである、⑤災害時の情報収集にはラジオも活用すべきである等、20 項目にわたる指摘があった。当該指摘事項については、毎年の消防訓練の前に行われる自衛消防組織を対象とした研修の際に前年度の指摘事項を周知することで、当該年度の消防訓練に反映しているものの、他のキャンパスには周知していない。

庄原キャンパスでは、平成 25 年 11 月 25 日に 15 分間消防訓練が実施

された。火災発生を想定し、避難・通報・消火を含む総合訓練であった。庄原消防署長に提出された平成 25 年 11 月 26 日付消防訓練実施結果報告書によると、当日は雨であり、参加者は職員 18 名で、教員および学生は参加していない（実施計画段階の書面には全学生および教職員を対象とする旨記載されている）。また、庄原学生寮では、平成 25 年 9 月 27 日に 30 分間消防訓練が実施された。やはり火災発生を想定した、避難・通報・消火訓練であった。庄原消防署長に提出された平成 25 年 10 月 1 日付消防訓練実施結果報告書によると、職員および寮生のうち 51 名が参加し、48 名が不参加であった。いずれの訓練においても、消防機関の立会による指導はなされておらず、防火管理者により「消防訓練チェックシート」において、訓練の指揮状況、真剣さ・落ち着き度・迅速さ、避難指示誘導の的確さなどについての自己評価がなされているのみであった（結果は、両訓練ともすべての項目において「適」であった）。平成 25 年度の消防訓練においていずれも消防隊員の立会がないのは、事前に学内で消防訓練の日程調整をして決定した後に消防署へ立会を依頼したところ、日程が合わなかったためであるが、例年は消防隊員の立会のもと訓練が行われている。

三原キャンパスでは、平成 25 年 11 月 18 日に 30 分間消防訓練が実施された。震度 6 強の地震発生とそれに伴う火災発生を想定し、通報・避難・消火・安全防護・救助の各訓練が行われた。参加者は約 250 名であった。三原消防長に提出された平成 25 年 11 月 20 日付消防訓練報告書には、訓練の教訓および反省事項として、「自衛消防組織の各班から本部への伝達が機能していなかった」「話をしながら避難している学生がいた」等 5 項目の課題が記載されているが、消防署からは実際には他にも 4 つの項目について反省点の指摘がなされている。

（イ） 監査結果

火災発生時の被害を最小限に留めるためには、教職員の取るべき行動を端的に示すマニュアル的な文書が存在することが望ましい。上述のとおり広島キャンパスが作成し教職員に配布している「自衛消防組織行動マニュアル」はそれに相応するものであるが、庄原および三原キャンパスにおいては該当するものがあるとは評価できない。従って、「自衛消防組織行動マニュアル」を参考にするなどし、庄原および三原の各キャンパスにおいても教職員の行動マニュアルに相当するものを作成するよう努めるべきである。（意見）

次に、上述のとおり広島および三原キャンパスで実施された消防訓練

において消防隊員より消防訓練の反省点が指摘されており、その中には他のキャンパスにおいても参考となるものが含まれている。このような専門家による指摘事項は非常に有益なものであると考えられるので、全ての年度における指摘を記録として残し、中でも重要なものは後述する対応マニュアルに盛り込む等して、教職員に十分に周知させるべきである。また、他のキャンパスにも記録を送付し、情報を共有するべきである。(意見)

なお、各キャンパスにおける消防用設備の点検状況は各種の点検結果報告書および点検票によって確認でき、その点について特に不適切な点は認められなかった。

イ 各種ハラスメントに対する対応体制

(ア) 体制の概要

平成19年4月に、「公立大学法人県立広島大学人権委員会規程」が制定され、人権委員会を組織し、各種ハラスメントを含む人権課題に関し、取組方針、教育・研修、人権侵害の苦情処理等に関する審議を行うこととされた。同時に、「公立大学法人県立広島大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」が制定された。その後「公立大学法人県立広島大学キャンパス・ハラスメント対策専門部会要領」が制定され、各キャンパスに相談・苦情窓口が設置され、調査・報告等の処理体制が規定されるとともに、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントの定義、ハラスメント対策専門部会の構成、調査および審議に関する事項等が定められた。

また、平成19年10月には「キャンパス・ハラスメント対応フロー」が作成され、関係職員に周知された。

さらに、平成24年の事案発生を受けて、上記のセクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程を3つのハラスメント全てに広げる形で「公立大学法人県立広島大学ハラスメント防止ガイドライン」が策定され、広報・啓発活動や研修等の防止活動、教職員と学生とを区別しての相談窓口の設置、事実関係調査方法の決定等が行われた。

くわえて、新入学生および新規採用教職員に対して、4月に実施するオリエンテーションや新規採用教職員研修において、ハラスメント防止に関するリーフレットや相談窓口を記載したカードが配布され、注意事項等の説明が行われている。

(イ) 監査結果

平成 24 年に教員による学生に対する暴言・身体的接触等のハラスメント事案が発生したが、その処理の概要は次のとおりであった。1 月末に学生より職員に相談があった後、4 週間弱で学生より事情聴取を行い(セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程 6 条および 7 条)、その約 2 週間後に人権委員会規程 8 条に基づきキャンパス・ハラスメント対策専門部会が設置された(構成員は上記部会要領 4 条に基づく)。その後 1 か月強で調査を完了し、4 月半ばに人権委員会より理事長に結果報告がなされた(人権委員会規程 9 条)。5 月には理事長から人事委員会に対し調査・審議の付議の申請がなされ(人事委員会規程 8 条(3))、その後は人事委員会規程に基づき 3 回の調査会議(同規程 17 条)と 5 回の人事委員会(同規程 6 条)が開催されて、対象教員に対し弁明の機会が与えられた。最終審査結果が 8 月はじめに決定され、8 月下旬に正式に懲戒処分が決定されている。この処理手続は、上述のとおりセクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程、人権委員会規程、部会要領および人事委員会規程に沿っており、さらには就業規則および公立大学法人県立広島大学職員懲戒規程の手続にも合致していて、特に問題は認められなかった。処理期間も不適切とは認められない。

また、前記リーフレットの内容や研修教材も、想定されるハラスメントの内容について具体例を示して分かりやすく解説するなど、十分な内容のものと認められた。

以上から、各種ハラスメントに対する対応体制については特に問題は認められない。

ウ 情報管理

(ア) 体制の概要

a 個人情報の管理

個人情報については、「公立大学法人県立広島大学における個人情報の管理に関する規程」(以下「個人情報管理規程」という)によって管理体制、教職員等の責務、保有個人情報の取扱い、情報システムにおける安全の確保等が規定されている。

個人情報管理規程では、第 4 章ないし第 8 章(同規程 10 条～35 条)において県立広島大学が取るべき具体的な個人情報の管理方法を規定している。その内容は、個人情報に対するアクセス制限(パスワード等の設定)、アクセス記録の作成・保管、複製・送信等の制限、記録媒体の廃棄措置、台帳の整備、不正アクセス防止措置、情報の暗号化、バックア

ップの作成と分散保管、情報システム室への入退室の管理等である。

また、個人情報の適正管理を図るため、上記規程の内容を分かりやすく解説した研修教材「個人情報の保護について」が作成・配布され、教職員に対して説明会が実施されているほか、教職員が保有する個人情報の保管方法等について定期的に点検できるように「個人情報保護事務チェックリスト」が作成され、各自で点検する体制となっている。

b システム障害対策

システム障害については、専門業者による早期復旧が最善であるとの考えの下、システム障害発生時に早期復旧を行うための委託業者を含めた連絡体制図が整備されている。

c 不正アクセス対策

不正アクセス対策については、「県立広島大学情報セキュリティポリシー」を策定し、学内ネットワーク利用者および管理者の行動指針の他、情報管理の方法や各人の役割・責任等が定められている。

上記セキュリティポリシーは第2編の第2ないし第9において、県立広島大学が取るべき学内ネットワーク管理対策を規定する。その内容は、情報セキュリティ委員会の設置等組織体制の構築、各業務システムにおけるID、パスワードによるアクセス管理、ファイルサーバにおける所属管理など情報資産の管理、クライアント機器（PCおよびサーバ以外の周辺機器）のセキュリティ対策、学内ネットワーク等への機器の接続の制限、サーバ機器の区域管理、機密情報の記録媒体の管理、教職員および学生に対するセキュリティ教育等である。

また、不正アクセスの早期発見のため委託業者により状態監視が行われ、状況に応じて必要な対策を実施できるよう毎月定例打合せが実施されている。なお、不正アクセスの手口が多様化しているため、具体的な行動マニュアルは作成されておらず、事案毎に個別に対応することとされている。

d 電子データの情報漏洩対策

電子データの情報漏洩対策という形での情報リスク管理に関しては、上記情報セキュリティポリシーにおいて管理方法が定められているほか、「県立広島大学情報倫理要領」が定められ、これらに基づいてセキュリティ講習会が随時開催され周知されるとともに、全教職員にセキュリティ自己点検を実施させるなどされている。

なお、「県立広島大学情報倫理要領」については、これまでに遵守事項の違反が判明した事案はなく、利用制限等の措置を行ったことはない。

(イ) 監査結果

情報管理については、個人情報管理規程および上記セキュリティポリシーなどの規定する内容に沿った措置・対策が取られており、概ね適切になされていると認められる。

ただし、個人情報規程が実施を要請している措置のうち、25条が規定する個人情報のバックアップの分散保管が行われておらず、35条が規定する総括保護管理者による個人情報の適正な管理のための措置の評価について、これまで個人情報の不適切な取扱い等の事象が発生していないため実施されていないことが認められたほか、情報セキュリティポリシー第2編が規定する対策のうち、第3の重要度に応じた情報セキュリティ対策（重要度のレベルを定めた情報分類による対策）および第6のデータバックアップ媒体の適切な管理（サーバ設置室と別個の場所での管理）について不十分な点が認められた。学術関係や個人関係の情報を多く扱う大学において情報管理は非常に重要であり、些細な不備から情報漏洩等の事故が発生する可能性もあることから、上記各点については速やかに措置あるいは対策を講じるべきである。（意見）

付属資料

番号	資料名	頁
1	地方独立行政法人法（第七章 公立大学法人に関する特例）	1
2	公立大学法人県立広島大学定款	6
3	公立大学法人県立広島大学職員就業規則	13
4	公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程（抜粋）	24
5	時間外勤務に関する協定書（広島キャンパス）	27
6	公立大学法人県立広島大学役員会議事録（平成25年度第1回～第12回・別紙出席者名簿は省略）	29
7	公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録（平成25年度第1回～第8回・別紙出席者名簿は省略）	41

地方独立行政法人法

第七章 公立大学法人に関する特例

(名称の特例)

第六十八条 一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの（以下この章において「公立大学法人」という。）は、第四条第一項の規定にかかわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならない。

2 公立大学法人でない者は、その名称中に、公立大学法人という文字を用いてはならない。

(教育研究の特性への配慮)

第六十九条 設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

(他業の禁止)

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

(理事長の任命の特例等)

第七十一条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。

2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長（以下この章において「学長となる理事長」という。）の任命は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関（学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。）の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で二以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。

- 4 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第七十七条第一項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第三項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。
- 5 第一項ただし書の規定により学長を理事長と別に任命するものとされた大学（以下この章において「学長を別に任命する大学」という。）の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。
- 6 第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。
- 7 第五項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第十四条第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。
- 8 公立大学法人（第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものに限る。）の理事長は、第十四条第一項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、設立団体の長が任命する。
- 9 公立大学法人の副理事長（第七項の規定により副理事長となるものを除く。）及び理事は、第十四条第三項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、理事長が任命する。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。

第七十二条 学長となる理事長の公立大学法人の成立後最初の任命については、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命するものとする。

- 2 学長を別に任命する大学の学長の当該学長を別に任命する大学の設置後最初の任命については、前条第五項の規定にかかわらず、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、理事長が任命するものとする。
- 3 前条第六項の規定は、前二項の規定による任命について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考」とあるのは、「次条第一項に規定する学長となる理事長の任命及び同条第二項に規定する学長を別に任命する大学の学長の任命」と読み替えるものとする。

(教員等の任命等)

第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。

(学長の任期等)

第七十四条 公立大学法人が設置する大学の学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定めるものとする。この場合において、当該公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長となるときは、これらの学長の任期は、同一の期間となるように定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期は、六年を超えない範囲内において、定款で定めるものとする。

3 学長となる理事長及び副理事長（第七十一条第七項の規定により副理事長となるものに限る。）の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、前二項の規定により定められる学長の任期によるものとし、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。

4 公立大学法人（第七十一条第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものを除く。）の副理事長（同条第七項の規定により副理事長となるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）及び理事の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、六年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

5 前項に規定する副理事長及び理事の任期は、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。

(理事長の解任の特例等)

第七十五条 第十七条第一項（次条において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、第十七条第二項及び第三項（これらの規定を次条において準用する場合を含む。）の規定により、学長となる理事長を解任する場合又は学長を別に任命する大学の学長を解任する場合には、当該学長となる理事長が学長である大学又は当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の申出により行うものとする。この場合において、公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長であるときは、これらの大学に係るすべての選考機関の申出により行うものとする。

(準用)

第七十六条 第十四条第四項、第十五条第二項、第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を別に任命する大学の学長の任命及び解任について準用する。この場合において、第十四条第四項中「前項」とあるのは「第七十一条第五項」と、「副理事長及び理事」とあるのは「学長を別に任命する大学（同項に規定する学長を別に任命する大学をいう。以下同じ。）の学長」と、第十五条第二項及び第十六条第一項中「役員」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、第十七条第一項及び第二項中「設立団体の長又は理事長は、それぞれ」とあるのは「理事長は、」と、「役員」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、同条第三項中「設立団体の長又は理事長は、それぞれ」とあるのは「理事長は、」と、「役員（監事を除く。）」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、「その役員」とあるのは「その学長を別に任命する大学の学長」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「前二項及び第七十五条」と、「副理事長及び理事」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と読み替えるものとする。

(審議機関)

第七十七条 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関（次項において「経営審議機関」という。）を置くものとする。

- 2 経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者により構成するものとする。
- 3 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学ごとに当該大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関（次項において「教育研究審議機関」という。）を置くものとする。
- 4 教育研究審議機関は、学長、学部長その他の者により構成するものとする。

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

(認証評価機関の評価の活用)

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について第三十条第一項の評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

(設立の認可等の特例)

第八十条 公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。

公立大学法人県立広島大学定款

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 役員等

第1節 役員（第8条－第12条）

第2節 役員会（第13条－第16条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第17条－第20条）

第2節 教育研究審議会（第21条－第24条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第25条・第26条）

第5章 資本金等（第27条・第28条）

第6章 委任（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、地域に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに、地域に根ざした高度な研究を行い、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、県立広島大学（以下「県立大学」という。）を広島市南区宇品東一丁目に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、広島県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を広島市南区宇品東一丁目に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、広島県報に登載して行う。

第2章 役員等

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人を置く。

2 法人に、副理事長を置かないものとする。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条に規定する役員会の議を経なければならない。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は広島県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

2 理事長は、県立大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため法人に設置される機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 理事長選考会議は、次に掲げる委員各3人で構成する。

(1) 第17条第1項に規定する経営審議会を構成する者のうちから当該経営審議会において選出された者

(2) 第21条第1項に規定する教育研究審議会を構成する者のうちから当該教育研究審議会において選出された者

5 前項第1号に該当する委員のうち1人以上は第17条第2項第3号に掲げる者とし、前項第2号に該当する委員のうち1人以上は第21条第2項第5号に掲げる者とする。

6 理事長は、理事長選考会議の委員となることができない。

7 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、理事長選考会議を主宰する。

9 第4項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第11条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員

又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 監事は、知事が任命する。

(役員任期)

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。

3 監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項及び第17条第3項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 役員会

(設置及び構成)

第13条 法人に役員会を置き、理事長及び理事で構成する。

(招集)

第14条 役員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

(議事)

第15条 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、役員会を主宰する。

3 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、役員会において意見を述べることができる。

(役員会の議を経る事項)

第16条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項

(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、法人に経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 理事長

(2) 理事長が指名する理事

(3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 前項第2号（任命の際現に法人の役員又は職員でない者に限る。）及び第3号の委員の数の合計は、委員の総数の2分の1以上とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号及び第2号に掲げる委員については、当該職の任期とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 人事の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事

項

(7) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 県立大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法人に教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 学長となる理事長（以下この節において「理事長」という。）

(2) 理事長が指名する理事

(3) 理事長が定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長

(4) 理事長が指名する職員

(5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 委員の任期は2年とする。ただし、前項第1号から第3号までに掲げる委員については、当該職の任期とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第22条 教育研究審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、教育研究審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第23条 教育研究審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関するもの

- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修業等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他県立大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第25条 法人は，次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し，これを運営すること。
- (2) 学生に対し，修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け，又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 県立大学における教育研究の成果を普及し，及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は，この定款に定めるもののほか，業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金については，別表に掲げる資産を広島県が出資するものとし，当該資本金の額は，当該資産について，出資の日における時価を基準として広島県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第28条 法人は，解散した場合において，その債務を弁済してなお残余財産があるときは，これを広島県に帰属させる。

第6章 委任

(委任)

第29条 法人の運営に関し必要な事項は，この定款及び業務方法書に

定めるもののほか，法人の規程に定めるところによる。

附 則
省略

公立大学法人県立広島大学職員就業規則

平成19年4月1日
法人規程第52号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 人事
 - 第1節 採用
 - 第2節 評価
 - 第3節 昇任及び降任
 - 第4節 異動
 - 第5節 休職及び復職
 - 第6節 退職
 - 第7節 解雇
 - 第8節 退職証明書等
- 第3章 給与
- 第4章 服務
- 第5章 勤務時間、休日、休暇、休業等
- 第6章 研修
- 第7章 表彰
- 第8章 懲戒等
- 第9章 安全及び衛生
- 第10章 出張等
- 第11章 福利厚生
- 第12章 災害補償
- 第13章 退職手当
- 第14章 職務発明等

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の労働条件、服務規律その他の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、法人に勤務する常勤の者（公立大学法人県立広島大学教員の任期に関する規程（平成19年法人規程第53号。以下「任期規程」という。）で定めるところにより任期を付して雇用する教員（以下「任期付教員」という。）を含む。）をいう。

2 この規則において「教員」とは、前項の職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいう。

(適用範囲等)

第3条 この規則は、第2条第1項に規定する職員に適用する。

2 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により、広島県その他の地方公共団体から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に関し法人と当該団体との間で締結される派遣の取決めに定められた事項については、前項の規定にかかわらず、その取決めに由る。

3 教員の人事等に関しては、任期規程及び公立大学法人県立広島大学教員人事規程（平成19年法人規程第54号）に定めのある事項については、第1項の規定にかかわらず、当該規程の定めるところによる。

4 法人に勤務する者のうち、非常勤の者及び臨時的に雇用される者については、公立大学法人県立広島大学非常勤職員等就業規則（平成19年法人規程第69号）の定めるところによる。

5 法人に勤務する者のうち、期間を定めて雇用される者（任期付き教員を除く。）については、公立大学法人県立広島大学法人契約職員就業規則（平成21年法人規程第6号）の定めるところによる。

(法令等との関係)

第4条 職員の就業に関し、この規則及びこれに附属する法人規程に定めのない事項については、労基法その他の関係法令の定めるところによる。

(規則の遵守義務)

第5条 法人及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第6条 職員の採用は、競争試験又は選考により行う。

2 採用に関する事項については、理事長が別に定める。

(労働条件の明示)

第7条 職員の採用に際しては、採用しようとする者に対し、この規則を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

(1) 給与に関する事項

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 労働契約の期間に関する事項

(4) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、週休日、休日並びに休暇に関する事項

(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(採用時の提出書類)

第8条 職員に採用された者は、次に掲げる書類を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が提出を要しないと認めたものについては、この限りでない。

(1) 履歴書

- (2) 学歴，職歴及び資格に関する証明書
- (3) 身体検査書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更があったときは，その都度速やかに，理事長にこれを届け出なければならない。

(採用後の赴任)

第9条 職員は，採用後直ちに赴任しなければならない。ただし，住居の移転その他やむを得ない事情により直ちに赴任できない場合には，理事長の承認を得て，理事長の指定する日までに赴任するものとする。

(試用期間)

第10条 試用期間は，職員として採用された日から6か月間とする。ただし，理事長が必要と認めた場合は，試用期間を短縮し，又は設けないことができる。

2 前項の試用期間は，理事長が必要と認めた場合は，採用後1年を超えない範囲でこの期間の延長をすることができる。

3 理事長は，試用期間中の職員について，勤務実績が不良であること，心身に故障があることその他の事由により雇用を継続することが適当でないとする場合には，試用期間中に解雇し，又は試用期間満了時に本採用としないことができる。

4 第23条の規定は，前項の試用期間中の解雇又は試用期間満了時に本採用としない場合に準用する。

5 試用期間は，勤続年数に通算する。

第2節 評価

(勤務評定)

第11条 法人は，職員の勤務成績について，評定を実施する。

2 勤務成績の評定に関する事項については，理事長が別に定める。

第3節 昇任及び降任

(昇任)

第12条 職員の昇任は，選考による。

2 前項の選考は，前条第1項に規定する勤務評定のほか，総合的な能力評価に基づいて行う。

(降任)

第13条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には，これを降任させることができる。

- (1) 勤務実績が不良の場合
- (2) 心身の故障のため，職務の遂行に支障があり，又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか，その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 組織の改廃又は過員が生じた場合で，法人の経営上又は業務上やむを得ないとき。

2 前項に定めるもののほか，職員の降任に関し必要な事項は，公立大学法人県立広島大学職員の降任，解雇及び休職に関する規程（平成19年法人規程第55号）で定める。

第4節 異動

(異動)

第14条 理事長は、法人の業務上の必要により、職員に対し配置換、兼務又は出向（以下「配置換等」という。）を命じることがある。

2 職員は、正当な理由がない限り、配置換等を拒むことができない。

3 第9条の規定は、配置換又は兼務を命じられた場合に準用する。

第5節 休職及び復職

（休職）

第15条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職させることができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

(3) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合

(4) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、休職させることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 前2項に定めるもののほか、職員の休職に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学職員の降任、解雇及び休職に関する規程で定める。

（休職の期間）

第16条 前条第1項各号(第2号を除く。)の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、必要に応じ、個々の場合について、理事長が定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

（復職）

第17条 理事長は、前条に規定する休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じるものとする。

第6節 退職

（退職）

第18条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日をもって退職する。

(1) 退職を申し出たとき 理事長が退職日として承認した日

(2) 定年に達したとき 定年に達した日以後最初の3月31日

(3) 任期付教員について、その任期が満了したとき 任期満了日

(4) 休職期間が満了した後も、その休職事由がなお消滅しないとき 休職期間満了日

(5) 死亡したとき 死亡日

（自己都合による退職手続）

第19条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、特別の事由がある場合を除き、退職を予定する日の30日前までに、文書をもって理事長に申し出なければならない。

(定年)

第20条 職員の定年は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

- (1) 教員 65歳
- (2) その他の職員 60歳

(再雇用)

第21条 第18条第2号の規定により退職した職員(教員を除く。)が再雇用を希望する場合には、満65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、再雇用する。

- 2 再雇用は1年毎に更新するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、再雇用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7節 解雇

(解雇)

第22条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- 2 理事長は、前項第2号の規定にかかわらず、業務執行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、解雇しないものことができる。
- 3 前項の規定により当該解雇されないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、解雇する。
- 4 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。
 - (1) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 前2号に該当する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
 - (4) 組織の改廃又は過員が生じた場合において、配置換その他の措置が困難で、解雇の回避のための努力を尽くしたにもかかわらず、法人の経営上又は業務上やむを得ないとき。
- 5 前各項に定めるもののほか、職員の解雇に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学職員の降任、解雇及び休職に関する規程で定める。

(解雇制限)

第23条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は、解雇しない。ただし、療養開始後3年を経過した日において、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。)に基づく傷病補償年金を受けている場合若しくは同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となり、その事由について行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業をする期間及びその後30日間

(2) 労基法第65条に定める産前産後の休業をする期間及びその後30日間
(解雇予告)

第24条 職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をし、又は労基法に定める平均賃金(以下「平均賃金」という。)の30日分を支払うものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮するものとする。

2 前項の規定は、試用期間中の職員(採用後14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合又は行政官庁の認定を受けた場合には、適用しない。

第8節 退職証明書等

(退職証明書)

第25条 理事長は、退職し、又は解雇された者(解雇予告された者を含む。)が退職証明書の交付を請求したときは、速やかにこれを交付する。

2 前項の退職証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由(解雇の場合におけるその理由を含む。)

3 退職証明書には、職員が請求した事項のみを記載するものとする。

(退職又は解雇後の責務)

第26条 職員が退職し、又は解雇された場合は、遅滞なく、法人から貸与された物品を返還しなければならない。

第3章 給与

(給与)

第27条 職員の給与については、公立大学法人県立広島大学職員給与規程(平成19年法人規程第56号)の定めるところによる。

第4章 服務

(職務専念義務等)

第28条 職員は、法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、職務の遂行に専念しなければならない。

(職務専念義務免除)

第29条 職員は、勤務時間内において、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、理事長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 法人の厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 労働組合法(昭和24年法律第174号)第6条に規定する交渉に参加する場合
- (4) その他理事長が定める場合

(法令等及び上司の命令に従う義務)

第30条 職員は、法令及び法人の諸規程を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 上司は、指揮命令を受ける職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先して職務を遂行しなければならない。

(禁止行為)

第31条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為

(2) 法人の秩序又は規律を乱す行為

(3) 職務上の地位を私的に利用する行為

(4) 理事長の許可なく、法人の敷地及び施設内で、業務の正常な運営を妨げる集会、演説又は文書・図画の配布若しくは掲示を行うことその他これに準ずる行為

(5) 理事長の許可なく、法人の敷地及び施設内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行うこと。

(守秘義務)

第32条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、理事長の許可を受けなければならない。

(職員の倫理)

第33条 職員は、職務の倫理の保持に努めなければならない。

2 職員の倫理に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学職員倫理規程(平成19年法人規程第57号)で定める。

(セクシュアル・ハラスメントの防止)

第34条 職員は、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 セクシュアル・ハラスメントの防止に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成19年法人規程第58号)で定める。

(兼業)

第35条 職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 職員の兼業に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学職員兼業規程(平成19年法人規程第59号)で定める。

第5章 勤務時間、休日、休暇、休業等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第36条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、公立大学法人県立広島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成19年法人規程第60号)の定めるところによる。

(育児・介護休業等)

第37条 職員は、3歳に満たない子の養育又は家族の介護をするため、理事長に申し出て、育児休業又は介護休業をし、又は勤務時間の短縮その他必要な措置を受けることができる。

2 育児休業、介護休業及び勤務時間の短縮その他必要な措置に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学職員の育児休業等に関する規程（平成19年法人規程第61号）及び公立大学法人県立広島大学職員の介護休業に関する規程（平成19年法人規程第62号）で定める。

第6章 研修

（研修）

第38条 理事長は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、必要な研修の実施に努めなければならない。

- 2 職員は、前項の研修を命じられた場合には、これを受けなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 表彰

（表彰）

第39条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰する。

- (1) 職務上特に顕著な功績があった場合
- (2) 法人の名誉を高める行為を行った場合
- (3) その他理事長が必要と認める場合

2 前項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第8章 懲戒等

（懲戒）

第40条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由がなく無断欠勤をし、出勤の督促をしてもなおこれに応じない場合
- (2) 正当な理由がなく欠勤、遅刻を繰り返すなど勤務を怠り、業務に支障を及ぼした場合
- (3) 正当な理由がなく業務上の指示、命令に従わなかった場合
- (4) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合
- (5) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (6) 法人・大学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- (7) 素行不良で法人・大学の秩序又は風紀を乱した場合
- (8) 重大な経歴詐称をした場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令及び法人規程に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合

2 理事長は、管理監督者の管理監督下にある職員に前項の懲戒に該当する行為があった場合は、当該職員の管理監督者をその監督責任により懲戒に処することができる。

（懲戒の種類）

第41条 懲戒は、次に掲げる区分に応じ行うものとする。

- (1) 戒告（その責任を確認し、将来を戒めることをいう。）

- (2) 減給（1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額を超えず、かつ、1給与支払期における給与の総額の10分の1を上限として給与を減額することをいう。）
- (3) 停職（1日以上6か月以下の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しないことをいう。）
- (4) 諭旨解雇（退職を勧告し、これに応じない場合には、30日前に予告して、又は30日分の平均賃金を支払って解雇することをいう。）
- (5) 懲戒解雇（予告期間を設けずに、即時に解雇することをいう。）

（懲戒の手続等）

第42条 前2条に定めるもののほか、職員の懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学職員懲戒規程（平成19年法人規程第63号）の定めるところによる。

（訓告等）

第43条 理事長は、第41条に規定するもののほか、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、文書又は口頭により、嚴重注意又は訓告を行うことができる。

（損害賠償）

第44条 職員が故意又は重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第9章 安全及び衛生

（安全衛生管理）

第45条 理事長は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令（以下「労働安全衛生法等」という。）に基づき、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置を講じる。

（安全衛生協力義務）

第46条 職員は、安全、衛生及び健康の確保について、労働安全衛生法等及び上司の指示に従うとともに、法人が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

（安全衛生教育）

第47条 職員は、法人が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

（非常災害時の措置）

第48条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置を執るとともに直ちに上司その他関係者（以下「上司等」という。）に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

（健康診断）

第49条 職員は、採用時及び毎年定期的に行う健康診断のほか、必要に応じて臨時の健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、職員に勤務時間の短縮等健康保持に必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第50条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、就業を禁止することができる。

(1) 伝染性の疾病にかかった場合

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのある場合

(3) 前2号に掲げる場合に準ずる事情がある場合

(その他必要な事項)

第51条 この章に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関する事項は、公立大学法人県立広島大学職員安全衛生管理規程(平成19年法人規程第64号)の定めるところによる。

第10章 出張等

(出張)

第52条 理事長は、業務上必要がある場合は、職員に出張を命ずることができる。

2 出張を命じられた職員は、出張を終えたときには、速やかに報告しなければならない。

(旅費)

第53条 第9条の規定による赴任及び前条に規定する出張に要する旅費については、公立大学法人県立広島大学職員旅費規程(平成19年法人規程第65号)の定めるところによる。

第11章 福利厚生

(宿舎)

第54条 職員の宿舎の利用については、公立大学法人県立広島大学職員宿舎規程(平成19年法人規程第66号)の定めるところによる。

(互助組合)

第55条 職員は、財団法人広島県教育職員互助組合に加入するものとする。ただし、派遣職員については、この限りでない。

第12章 災害補償

(業務災害及び通勤災害)

第56条 職員の業務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)及び通勤による災害については、地公災法の定めるところによる。

第13章 退職手当

(退職手当)

第57条 職員の退職手当については、公立大学法人県立広島大学職員退職手当規程(平成19年法人規程第67号)の定めるところによる。

第14章 職務発明等

(職務発明等)

第58条 職員が職務上行った発明等及びこれらに係る権利の取扱いについては、公立大学法人県立広島大学知的財産権取扱規程(平成19年法人規程第68号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定により法人の職員となった者で、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に定年を65歳を超えた年齢と定められているものの定年は、第20条の規定にかかわらず、施行日前に定められた年齢とする。

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、平成22年6月30日から施行する。

公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程

第6章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第27条 会計規程第44条第1項ただし書に規定する随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表上欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものをするとき。
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (6) 競争入札に対し入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (7) 落札者が契約を締結しないとき。
- (8) その他理事長が随意契約とする特別の事由があると認めるとき。

2 前項第6号の規定により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第7号の規定により随意契約を行う場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(予定価格の決定)

第28条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第11条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第29条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第7章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第30条 会計規程第47条に規定する契約書には、契約の目的、契約金

額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) その他必要な事項

(契約書の省略)

第 31 条 会計規程第 47 条ただし書に規定する契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる契約をいう。

- (1) 契約金額が 150 万円未満である指名競争契約又は随意契約をするとき。
- (2) 物品等を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品等を引き取るとき。
- (3) その他契約書の作成をする必要がないと認めるとき。

2 前項第 1 号又は第 3 号の規定により契約書の作成を省略する場合においても、契約金額が 50 万円以上である随意契約をするときは、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

(契約保証金)

第 32 条 契約担当職員は、契約を締結する者には、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金（現金に代えて納付される証券を含む。）を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部及び一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に法人を債権者とする履行保証委託契約を締結し、当該履行保証委託契約に係る履行保証証券を提供したとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提

供されるとき。

- (4) 財産を売り払う契約を締結する場合において、買受人が直ちに代金を納付するとき。
- (5) 第4条に規定する資格を有する者による一般競争入札若しくは指名競争入札に付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

別表 (第27条関係)

1 工事又は製造の請負	2,500,000円
2 財産の買入れ	1,600,000円
3 物件の借入れ	800,000円
4 財産の売払い	500,000円
5 物件の貸付け	300,000円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000円

時間外勤務等に関する協定書

公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）と県立広島大学教職員組合広島支部執行委員長（以下「広島支部執行委員長」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）第36条第1項の規定に基づき、法人における法定労働時間を超える勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）に関し、次のとおり協定する。

（基本方針）

第1条 法人は、業務の計画的な執行等により、所定勤務時間内に業務を処理することを原則とし、時間外勤務等については、できるだけ縮減を図るものとする。

2 やむを得ず時間外勤務等を必要とする場合もあり、時間外勤務等については、当面、次条以下の規定により対応するものとする。

（時間外勤務等の事由）

第2条 時間外勤務等は、法第33条第1項に規定する災害その他避けることができない事由による場合のほか、その時間外勤務等をしなければ、法人・大学運営に支障が生じることが予想され、かつ、その業務が必要不可欠である場合に命ずるものとする。

（時間外勤務等を必要とする業務の種類及び職員数）

第3条 時間外勤務等を必要とする業務の種類及び職員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職員 64人
- (2) 教員 71人

（時間外勤務等の限度）

第4条 時間外勤務等の時間数は、法第33条第1項に掲げる災害その他避けることができない事由による場合を除き、1日5時間（休日勤務にあつては8時間、休日の入試関係事務にあつては13時間）、1か月30時間及び年間280時間を超えないものとし、休日勤務は月2回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の業務に限り、別途協議して、年間500時間の範囲内で、かつ、1か月60時間まで延長することができるものとする。この場合の延長する回数は6回までとし、休日勤務は月4日までとする。なお、時間外勤務等の割増賃金率は、公立大学法人県立広島大学職員給与規程（平成19年法人規程第56号）第21条第1項により25%（ただし、週休日及び休日等については35%で、深夜の間の勤務はさらに25%の加算）とする。

- (1) 法人の予算、決算、人事、給与及び事業計画・報告業務
- (2) 学年末及び学年始めにおける教学業務
- (3) 入学試験に係る業務

3 前2項の規定において「休日」とは、次に掲げる日をいう。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（事前命令の原則）

第5条 時間外勤務等の命令は、事前にこれを行い、本人に指示するものとする。ただし、これにより難い特別の事由がある場合は、この限りでない。

(非強制の原則)

第6条 時間外勤務等を命じる場合は、職員の意思を尊重するとともに、職員の健康上及び家庭上の事情に十分配慮するものとする。

(時間外勤務等の限度の例外)

第7条 法第33条第1項の規定による次に掲げる災害等緊急業務を処理する必要がある場合は、第4条の規定にかかわらず、その限度を超えて、さらに時間外勤務等を命ずることができるものとする。

- (1) 気象その他の警報の発令時(以下「異常気象時」という。)における業務
- (2) 災害及び公害事案等に伴い、学生・職員等の生命、健康もしくは財産に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすと認められ、緊急に施行する必要がある応急措置業務
- (3) 法人の財産の災害に対する緊急措置業務
- (4) 前3号に定めるもののほか、その事由が前3号に準ずると認められる業務

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等)

第8条 公立大学法人県立広島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成19年法人規程第60号)(以下「勤務時間等規程」という。)第9条第2項又は第4項に規定する育児又は介護を行う職員から請求があった場合においては、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、1か月24時間、年間150時間を超えて、時間外勤務(第7条に規定する場合における勤務を除く。)をさせてはならないものとする。

2 前項に規定する職員から請求があった場合においては、業務の正常な運営を妨げるときを除き、深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)における勤務を命じてはならないものとする。

3 勤務時間等規程第9条第3項に規定する育児を行う職員から請求があった場合においては、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(第7条に規定する場合における勤務を除く。)をさせてはならないものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この協定について重大な支障又は疑義が生じた場合は、双方が協議するものとする。

2 理事長は、広島支部執行委員長及び自治労広島県職員労働組合県立広島大学広島キャンパス分会長に対し、毎月、時間外勤務の時間数及び休日勤務の勤務日数について提示するものとする。

平成26年3月31日

公立大学法人県立広島大学理事長



県立広島大学教職員組合広島支部執行委員長



平成25年度第1回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成25年4月10日(水) 15:30～16:35

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 報告事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学第二期中期計画及び平成25年度年度計画について
- (2) 平成25年度公立大学法人県立広島大学教職員の配置状況について
- (3) 平成25年3月卒業者の就職等の状況について
- (4) 平成25年度入学者選抜結果について

5 その他

次回会議の開催について
平成25年5月8日(水)

平成25年度第2回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日 時

平成25年5月8日(水) 15:30～16:10

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 平成25年度「地(知)の拠点整備事業」の申請について
審議事項1について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 第一期中期目標・中期計画期間及び平成24年度の業務実績報告(部局集計)について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年6月12日(水)

平成25年度第3回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成25年6月12日(水) 15:30~16:56

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学 平成24年度及び第一期中期目標・中期計画期間の業務実績報告(素案)について
審議事項1について、継続検討することで了承された。
- (2) 公立大学法人県立広島大学 平成24年度財務諸表等について
審議事項2について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) JICA草の根技術協力事業への提案について
- (2) リハビリテーション教育評価機構による評価結果について
- (3) 平成24年度の卒業(修了)者の就職等の状況について
- (4) 卒業式及び入学式について
- (5) ベトナムで開催する「海外共同PR事業」への参加について
- (6) 平成25年度「地(知)の拠点整備事業」の申請について
- (7) 地域型MBAの確立を目指した経営学機能強化事業の実施プログラムについて
- (8) 平成25年度科学研究費助成事業 採択状況について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年6月26日(水)

平成25年度第4回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成25年6月26日(水) 15:30~16:03

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学 平成24年度業務の実績に関する報告書及び第一期中期目標・中期計画期間の業務の実績に関する報告書について審議事項1について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 給与減額措置について
- (2) 平成24年度会計監査人による監査結果について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年7月31日(水)

平成25年度第5回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成25年7月31日(水) 15:30~16:22

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学業務の実績に関する評価の結果(案)について
審議事項1について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 「大学連携特別講座」(企業経営とイノベーション)の実施について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年9月4日(水)

平成25年度第6回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日 時

平成25年9月4日(水) 15:30～16:22

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 報告事項

- (1) 平成25年度中国・四国地区大学間連携フィールド演習の実施について
- (2) 公立大学法人県立広島大学業務の実績に関する評価の結果について
- (3) 平成26年度入学者選抜状況(社会人特別選抜, 第3年次編入学)について
- (4) 平成26年度入学者選抜状況(大学院第1次募集)について
- (5) 「県大へ行こうー授業公開週間ー」の実施結果について
- (6) 大学ホームページリニューアル後の各部局の掲載状況について

5 その他

次回会議の開催について
平成25年10月2日(水)

平成25年度第7回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成25年10月2日(水) 15:30~16:00

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 報告事項

- (1) 「ゆるるの森づくり」事業について
- (2) 生命環境学部教員の研究に対する受賞について
- (3) 平成26年度入学者選抜状況(社会人特別選抜, 第3年次編入学)について
- (4) 平成26年度入学者選抜状況(大学院第1次募集)について
- (5) 平成25年度県立広島大学重点研究事業について
- (6) 県立総合技術研究所との共同研究に関する覚書調印式及びキックオフイベントについて
- (7) アルスター大学との新規協定締結について

5 その他

次回会議の開催について
平成25年11月6日(水)

平成25年度第8回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日 時

平成25年11月6日(水) 15:30~16:30

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 広島県立大学の廃止について
審議事項1について、原案のとおり了承された。
- (2) 平成26年度年度計画策定及び予算編成について
審議事項2について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 生命システム科学専攻におけるグローバル化の推進について
- (2) 学術交流等に関する海外大学との協定締結について
- (3) 平成25年度「地(知)の拠点整備事業」の審査の際に附された意見について
- (4) 平成25年度目標・計画に係る後期説明会の実施報告について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年12月4日(水)

平成25年度第9回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成25年12月4日(水) 15:30~16:08

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 報告事項

- (1) 海外大学(インドネシア・タイ)とのミニシンポジウムの実施状況について
- (2) 広島県立歴史民俗資料館及び広島県立歴史博物館キャンパスメンバーズ制度への加入について
- (3) 平成26年度入学者選抜状況について

5 その他

次回会議の開催について
平成26年1月8日(水)

平成25年度第10回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成26年1月8日(水) 15:30~16:51

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 経営専門職大学院(MBA)開設の検討について
審議事項1について、原案のとおり了承された。
- (2) 県立広島大学と広島市南区との地域連携協力に関する協定について
審議事項2について、原案のとおり了承された。
- (3) 外部資金に係る間接経費の見直しについて
審議事項3について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 図書等資料整備方針の見直しについて
- (2) 平成25年度給与改定等について
- (3) 平成25年度中間決算について
- (4) 平成26年度入学者選抜状況(推薦入試)について
- (5) レモンに関する共同研究の実施について
- (6) 日経BPコンサルティング「大学ブランド・イメージ調査2013-2014」の結果について

6 その他

次回会議の開催について
平成26年2月5日(水)

平成25年度第11回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日 時

平成26年2月5日(水) 15:30~16:05

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

(1) 平成26年度 年度計画(素案)について

審議事項1について, 原案のとおり了承された。

5 報告事項

(1) 平成25年度広島スタディツアーの実施報告について

(2) 平成25年度アカデミック日本語講座の実施報告について

(3) 平成25年度企業と学生の合同就職懇談会の実施について

(4) 就職等内定状況(平成26年3月卒業予定者)について【平成25年12月31日現在】

(5) 平成25年度内部監査結果報告書について

5 その他

次回会議の開催について

平成26年3月5日(水)

平成25年度第12回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日 時

平成26年3月5日(水) 15:30~16:36

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 経営専門職大学院(MBA)設置準備に係る学内体制の整備について
審議事項1について, 原案のとおり了承された。
- (2) 平成26年度 年度計画(案)について
審議事項2について, 継続検討することで了承された。
- (3) 平成25年度予算の補正について(案)
審議事項3について, 原案のとおり了承された。
- (4) 平成26年度当初予算の編成(案)について
審議事項4について, 原案のとおり了承された。
- (5) 平成26年度資金管理計画(案)について
審議事項5について, 原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 就職等内定状況(平成26年3月卒業予定者)について(H26.2.28現在)
- (2) 平成25年度「企業と学生の合同就職懇談会」の実施結果について
- (3) 平成26年度入学者選抜状況について
- (4) 学術交流協定の締結について
- (5) 経営学機能強化プログラムについて

6 その他

次回会議の開催について
平成26年4月9日(水)

平成25年度第1回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日時

平成25年4月10日(水) 15:30~16:45

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 報告事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学第二期中期計画及び平成25年度年度計画について
- (2) 平成25年度公立大学法人県立広島大学教職員の配置状況について
- (3) 平成25年3月卒業者の就職等の状況について
- (4) 平成25年度入学者選抜結果について

5 経営審議会 審議事項

- (1) 理事長選考会議委員の選出について

審議事項1の理事長選考会議委員について、平田委員、唐川委員、佐々木委員の3名が選出された。

6 その他

次回会議の開催について
平成25年6月12日(水)

平成25年度第2回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日時

平成25年6月12日(水) 15:30~16:56

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学 平成24年度及び第一期中期目標・中期計画期間の業務実績報告(素案)について
審議事項1について、継続検討することで了承された。
- (2) 公立大学法人県立広島大学 平成24年度財務諸表等について
審議事項2について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) JICA草の根技術協力事業への提案について
- (2) リハビリテーション教育評価機構による評価結果について
- (3) 平成24年度の卒業(修了)者の就職等の状況について
- (4) 卒業式及び入学式について
- (5) ベトナムで開催する「海外共同PR事業」への参加について
- (6) 平成25年度「地(知)の拠点整備事業」の申請について
- (7) 地域型MBAの確立を目指した経営学機能強化事業の実施プログラムについて
- (8) 平成25年度科学研究費助成事業 採択状況について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年6月26日(水)

平成25年度第3回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日 時

平成25年6月26日(水) 15:30~16:03

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学 平成24年度業務の実績に関する報告書及び第一期中期目標・中期計画期間の業務の実績に関する報告書について審議事項1について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 給与減額措置について
- (2) 平成24年度会計監査人による監査結果について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年7月31日(水)

平成25年度第4回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日 時

平成25年7月31日(水) 15:30~16:22

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学業務の実績に関する評価の結果(案)について
審議事項1について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 「大学連携特別講座」(企業経営とイノベーション)の実施について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年9月4日(水)

平成25年度第5回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日 時

平成25年9月4日(水) 15:30～16:22

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 報告事項

- (1) 平成25年度中国・四国地区大学間連携フィールド演習の実施について
- (2) 公立大学法人県立広島大学業務の実績に関する評価の結果について
- (3) 平成26年度入学者選抜状況(社会人特別選抜, 第3年次編入学)について
- (4) 平成26年度入学者選抜状況(大学院第1次募集)について
- (5) 「県大へ行こうー授業公開週間ー」の実施結果について
- (6) 大学ホームページリニューアル後の各部局の掲載状況について

5 その他

次回会議の開催について

平成25年11月6日(水)

平成25年度第6回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日時

平成25年11月6日(水) 15:30~16:30

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 広島県立大学の廃止について
審議事項1について、原案のとおり了承された。
- (2) 平成26年度年度計画策定及び予算編成について
審議事項2について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 生命システム科学専攻におけるグローバル化の推進について
- (2) 学術交流等に関する海外大学との協定締結について
- (3) 平成25年度「地(知)の拠点整備事業」の審査の際に附された意見について
- (4) 平成25年度目標・計画に係る後期説明会の実施報告について

5 その他

次回会議の開催について
平成26年1月8日(水)

平成25年度第7回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日時

平成26年1月8日(水) 15:30~16:51

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 経営専門職大学院(MBA)開設の検討について
審議事項1について、原案のとおり了承された。
- (2) 県立広島大学と広島市南区との地域連携協力に関する協定について
審議事項2について、原案のとおり了承された。
- (3) 外部資金に係る間接経費の見直しについて
審議事項3について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 図書等資料整備方針の見直しについて
- (2) 平成25年度給与改定等について
- (3) 平成25年度中間決算について
- (4) 平成26年度入学者選抜状況(推薦入試)について
- (5) レモンに関する共同研究の実施について
- (6) 日経BPコンサルティング「大学ブランド・イメージ調査2013-2014」の結果について

5 その他

次回会議の開催について
平成26年3月5日(水)

平成25年度第8回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日時

平成26年3月5日(水) 15:30~16:36

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 経営専門職大学院(MBA)設置準備に係る学内体制の整備について
審議事項1について, 原案のとおり了承された。
- (2) 平成26年度 年度計画(案)について
審議事項2について, 継続検討することです承された。
- (3) 平成25年度予算の補正について(案)
審議事項3について, 原案のとおり了承された。
- (4) 平成26年度当初予算の編成(案)について
審議事項4について, 原案のとおり了承された。
- (5) 平成26年度資金管理計画(案)について
審議事項5について, 原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 就職等内定状況(平成26年3月卒業予定者)について(H26.2.28現在)
- (2) 平成25年度「企業と学生の合同就職懇談会」の実施結果について
- (3) 平成26年度入学者選抜状況について
- (4) 学術交流協定の締結について
- (5) 経営学機能強化プログラムについて

5 その他

次回会議の開催について

平成26年4月9日(水)